

# Kasama City

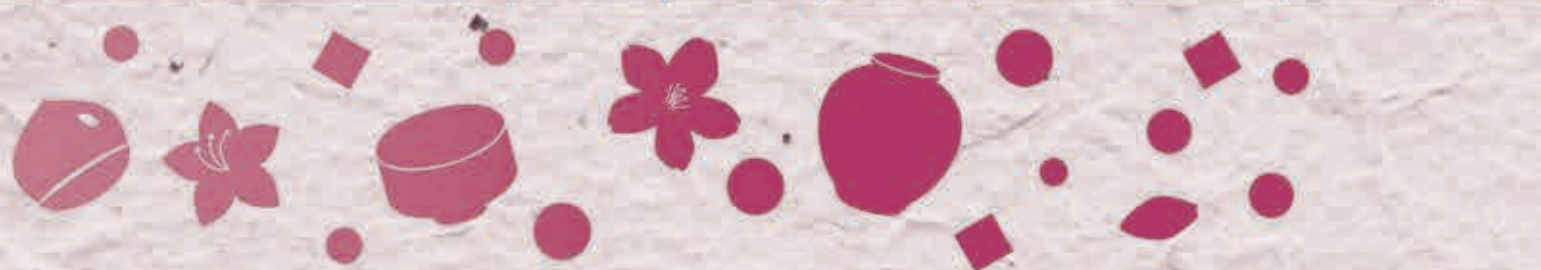
笠間市第2次総合計画

施策アクションプラン

2017-2021

文化交流都市 笠間

—未来への挑戦—



文化交流都市 笠間  
—未来への挑戦—

## 第2次総合計画 施策アクションプラン 2017-2021〔目次〕

---

### 序章 施策アクションプランについて

第1節 アクションプラン策定の趣旨及び位置付け	1
第2節 アクションプランの構成及び期間	1
第3節 アクションプランの進行管理	1
第4節 施策の体系	2
第5節 アクションプランの見方	7

### 〔施策アクションプラン〕

#### 第1章 都市基盤

第1節 活発な交流と拠点機能の強化により活力あふれるまちをつくります	
第1項 拠点・市街地整備	11
第2項 公共交通	15
第3項 空家・空地対策	17
第2節 快適で安らぎに満ちた、住みよいまちをつくります	
第1項 道路・河川	19
第2項 公園・緑地	21
第3項 上水道	23
第4項 生活排水	25
第5項 景観	27

#### 第2章 生活環境

第1節 安全・安心に暮らし続けることができるまちをつくります	
第1項 防災・危機管理	31
第2項 消防・救急	33
第3項 防犯	35
第4項 交通安全	37
第5項 消費者行政	39
第6項 斎場・墓地	41
第2節 豊かな自然と環境を守り、美しいまちをつくります	
第1項 環境保全・公害防止	43
第2項 廃棄物対策	45

#### 第3章 健康・福祉

第1節 子どもを産み育てやすい環境を整えます	
第1項 子ども・子育て支援	49
第2節 だれもが健やかに生活できる保健・医療体制を整えます	
第1項 保健・医療	52
第2項 社会保障	55
第3節 相互に支えあい、優しさと心が通い合う地域をつくります	
第1項 地域福祉	57
第2項 障害者福祉	59
第3項 高齢者福祉	61

---

## 第4章 産業

### 第1節 新たな活力の創造と力を生かせる環境を整えます

第1項 企業誘致	65
第2項 雇用・労働環境	67

### 第2節 地域の誇りに満ちた活力ある産業をつくります

第1項 観光	69
第2項 地場産品	72
第3項 農林業	74
第4項 商業	77
第5項 工業	79

## 第5章 教育・文化

### 第1節 未来を拓く子どもを育みます

第1項 就学前教育	83
第2項 学校教育	86

### 第2節 心身ともに健やかな人を育み、生涯にわたり学習できる環境を整えます

第1項 生涯学習	90
第2項 芸術・文化	93
第3項 スポーツ	95

## 第6章 地域づくり

### 第1節 多様な主体が力を発揮し、つながり、暮らし続けることができる地域をつくります

第1項 市民協働・地域コミュニティ	99
第2項 女性活躍推進	101
第3項 国際化	103
第4項 人権尊重	105
第5項 移住・交流	107
第6項 ライフイベント	109

## 第7章 自治体運営

### 第1節 スリムで効率的な自治体運営をめざします

第1項 広報・広聴	113
第2項 行政運営	115
第3項 財政運営	118
第4項 公共施設等管理	120
第5項 広域行政	122

用語解説	124
------	-----

## 序章

# 施策アクションプランについて

### 第1節 アクションプラン策定の趣旨及び位置付け

施策アクションプランは、本市の目指す将来像「文化交流都市 笠間」の実現に向けて、総合的かつ計画的な行政運営を行うとともに、効率的かつ効果的な施策や事業を展開するため、本市の10年間のまちづくりの方向性を示す「将来ビジョン」に定める「まちづくりの基本方針」や「土地利用方針」、「施策の大綱」に即し、個別計画と整合を図りながら、事業アクションプランの指針として策定するものです。

### 第2節 アクションプランの構成及び期間

第2次総合計画は、「将来ビジョン」「施策アクションプラン（前期/後期）」「事業アクションプラン」の3層で構成され、施策アクションプランの計画期間については、中期的な視点のもと、5年間（前期5年、後期5年）を基本としますが、刻々と変化する社会経済情勢に柔軟かつ機動的に対応できるものとするため、計画期間中であっても、毎年度の評価・検証を踏まえながら、必要に応じて見直しを行います。

また、施策アクションプランに基づき毎年度実施する事務や事業の計画となる事業アクションプランの計画期間については、実現性の高い計画とするため、1年間とし、毎年度見直しを行います。

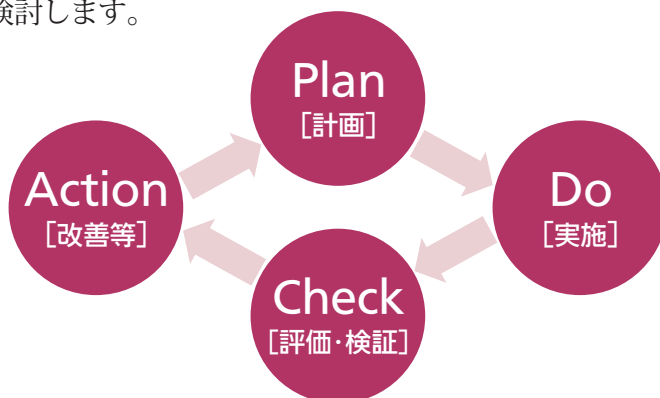
#### <計画の期間>

H29年度 1年	H30年度 2年	H31年度 3年	H32年度 4年	H33年度 5年	H34年度 6年	H35年度 7年	H36年度 8年	H37年度 9年	H38年度 10年
第2次総合計画将来ビジョン(政策)/10年									
〔前期〕施策アクションプラン(施策)/5年 ※毎年度の評価・検証を踏まえ、必要に応じて見直し					〔後期〕施策アクションプラン(施策)/5年 ※毎年度の評価・検証を踏まえ、必要に応じて見直し				
事業アクションプラン(事務・事業)/1年 ※施策アクションプランの評価・検証結果を踏まえ毎年度見直し					事業アクションプラン(事務・事業)/1年 ※施策アクションプランの評価・検証結果を踏まえ毎年度見直し				

### 第3節 アクションプランの進行管理

本市の目指す将来像「文化交流都市 笠間 ～未来への挑戦～」の実現に向けて、総合的かつ計画的な行政運営を行うとともに、効率的かつ効果的な施策や事業を展開するため、PDCAサイクルを確立し、施策アクションプランについて、毎年度、評価・検証を行い、その結果を踏まえながら、アクションプランの見直しを行います。

また、社会情勢の変化や制度改正等、さらには、目標値の達成状況等を勘案し、最適な指標や目標値への変更を検討します。



## 第4節 施策の体系

将来ビジョンに定めた「施策の大綱」に基づく、目指す将来像の実現に向けた7つの政策の柱と13の政策の方針、これに即した、45の施策と小施策を、次のとおり定めます。

方針	将来像	政策	政策の方針	施策	小施策	
まちづくりの基本方針	文化交流都市 笠間 〈未来への挑戦〉	第1章 都市基盤	活発な交流と 拠点機能の 強化により 活力あふれる まちをつくります	拠点・ 市街地整備	集約と連携による都市づくりの推進	1-1-1-1
					拠点機能の強化	1-1-1-2
					良好な市街地・魅力ある集落地の形成	1-1-1-3
					公営住宅の有効活用及び居住環境の向上	1-1-1-4
				公共交通	公共交通網形成	1-1-2-1
					多様な公共交通の確保	1-1-2-2
					公共交通の利用環境改善, 利用促進	1-1-2-3
				空家・ 空地対策	空家等対策の推進	1-1-3-1
					空家等の適正管理の推進	1-1-3-2
					空家バンク制度の推進	1-1-3-3
					空地の利活用	1-1-3-4
				道路・河川	広域交通体系の整備促進	1-2-1-1
					生活を支える道路の整備	1-2-1-2
		安全で快適な道路環境の整備	1-2-1-3			
		河川改修の促進と維持管理	1-2-1-4			
		公園・緑地	自然公園の保全及び活用	1-2-2-1		
			都市公園等の整備及び適切な維持管理	1-2-2-2		
			身近な緑を育む体制づくり	1-2-2-3		
		上水道	水道事業の健全経営	1-2-3-1		
			水資源の確保	1-2-3-2		
			水の安定供給	1-2-3-3		
		生活排水	公共下水道の推進	1-2-4-1		
			農業集落排水施設の整備と利用促進	1-2-4-2		
			合併浄化槽の普及促進	1-2-4-3		
		景観	良好な景観の形成	1-2-5-1		
			自然景観の保全	1-2-5-2		
			里山・農村景観の保全	1-2-5-3		
都市景観の保全	1-2-5-4					
			快適で 安らぎに満ちた, 住みよいまちを つくります			

方針	将来像	政策	政策の方針	施策	小施策	
まちづくりの基本方針	文化交流都市 笠間 〈未来への挑戦〉	第2章 生活環境	安全・安心に暮らし続けることができるまちをつくります	防災・危機管理	地域防災計画の推進	2-1-1-1
					防災意識の高揚及び防災活動の推進	2-1-1-2
					防災体制の整備	2-1-1-3
				消防・救急	消防体制の充実	2-1-2-1
					救急体制の充実	2-1-2-2
					火災予防対策の推進	2-1-2-3
				防犯	防犯意識の高揚	2-1-3-1
					防犯活動の強化	2-1-3-2
					防犯施設の整備	2-1-3-3
				交通安全	交通安全意識の高揚	2-1-4-1
			交通安全活動の推進		2-1-4-2	
			道路交通環境の整備		2-1-4-3	
			消費者行政	啓発活動の充実	2-1-5-1	
				相談事業の充実	2-1-5-2	
				消費者団体の育成支援	2-1-5-3	
				販売商品表示の適正化	2-1-5-4	
			斎場・墓地	広域斎場の運営	2-1-6-1	
				墓地の適正管理	2-1-6-2	
			環境保全・公害防止	自然環境の保全	2-2-1-1	
				生活環境の保全	2-2-1-2	
地球温暖化対策	2-2-1-3					
環境保全活動の推進	2-2-1-4					
廃棄物対策	一般廃棄物処理体制の見直し	2-2-2-1				
	ごみの減量化・リサイクルの推進	2-2-2-2				
	不法投棄の防止	2-2-2-3				
豊かな自然と環境を守り、美しいまちをつくります						

方針	将来像	政策	政策の方針	施策	小施策	
まちづくりの基本方針	文化交流都市 笠間 〈未来への挑戦〉	第3章 健康・福祉	子どもを産み育てやすい環境を整えます	子ども・子育て支援	保育内容の充実	3-1-1-1
					育児支援対策の充実	3-1-1-2
					児童の健全育成	3-1-1-3
					ひとり親家庭等への支援	3-1-1-4
					母子保健の充実	3-1-1-5
			だれもが健やかに生活できる保健・医療体制を整えます	保健・医療	健康寿命延伸を目指した取組の推進	3-2-1-1
					食育の推進と歯科保健の充実	3-2-1-2
					健康づくりの環境整備	3-2-1-3
					医療体制の充実	3-2-1-4
				社会保障	国民健康保険制度の適正化	3-2-2-1
					医療福祉支給制度の充実	3-2-2-2
					後期高齢者医療制度の適正化	3-2-2-3
					国民年金制度の推進	3-2-2-4
			相互に支えあい、優しさで心が通いあう地域をつくりまします	地域福祉	住民参加による地域福祉の推進	3-3-1-1
					地域福祉サービス・活動の充実	3-3-1-2
		低所得者福祉の充実			3-3-1-3	
		障害者福祉		障害福祉サービスの充実	3-3-2-1	
				総合的な自立及び社会参加の支援	3-3-2-2	
		高齢者福祉		社会参加・生きがいづくりの推進	3-3-3-1	
				介護予防の推進	3-3-3-2	
				地域包括ケアシステムの構築	3-3-3-3	
				質の高い介護サービスの基盤整備	3-3-3-4	
		第4章 産業	新たな活力の創造と力を生かせる環境を整えます	企業誘致	産業拠点の強化	4-1-1-1
					企業誘致の推進	4-1-1-2
					既存企業の支援	4-1-1-3
				雇用・労働環境	雇用の創出	4-1-2-1
					新卒者・正規雇用の推進	4-1-2-2
					雇用機会の確保と就労支援	4-1-2-3
					起業・創業への支援	4-1-2-4
				地域の誇りに満ちた活力ある産業をつくりまします	観光	魅力づくりのための基盤強化
情報発信の推進	4-2-1-2					
広域連携による魅力づくり	4-2-1-3					
地域特性を活かした観光客誘致の推進	4-2-1-4					
インバウンド事業の推進	4-2-1-5					
地場産品	地場産品の利用促進		4-2-2-1			
	各種PRの拡充		4-2-2-2			
農林業	地場産品のブランド力の向上		4-2-2-3			
	農業生産を支える基盤の確立	4-2-3-1				
	産地形成と販売力強化による持続的農業の振興	4-2-3-2				
	農地の保全・整備と森林育成	4-2-3-3				
商業	地域資源の活用	4-2-3-4				
	商店街の活性化	4-2-4-1				
	経営の安定化及び事業者の育成・支援	4-2-4-2				
工業	地域特性を活かした商業振興	4-2-4-3				
	中小企業の経営安定化と活性化	4-2-5-1				
	地元企業の振興と発展	4-2-5-2				
企業活動の促進と情報発信	4-2-5-3					



方針	将来像	政策	政策の方針	施策	小施策	
まちづくりの基本方針	文化交流都市 笠間 〈未来への挑戦〉	第5章 教育・文化	未来を拓く 子どもを育みます	就学前教育	幼児期から小学校への円滑な移行	5-1-1-1
					豊かな心を育む活動の実践	5-1-1-2
					特別な支援を必要とする児童への早期対応	5-1-1-3
					保護者と地域との連携	5-1-1-4
					施設の整備・充実及び安全管理体制の強化	5-1-1-5
				学校教育	豊かな心の育成	5-1-2-1
					確かな学力の育成	5-1-2-2
					健やかな体の育成	5-1-2-3
					特別支援教育の充実	5-1-2-4
					時代の要請に応える教育の推進	5-1-2-5
					キャリア教育の推進	5-1-2-6
					学校教育の環境整備	5-1-2-7
					家庭・地域・学校の連携強化	5-1-2-8
				生涯学習	生涯学習環境の充実	5-2-1-1
					家庭の教育力の向上	5-2-1-2
		青少年の健全育成	5-2-1-3			
		図書館活動の推進	5-2-1-4			
		芸術・文化	文化芸術に親しむ機会の充実	5-2-2-1		
			文化財の保護と活用	5-2-2-2		
		スポーツ	生涯スポーツの振興	5-2-3-1		
			茨城国体、東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組	5-2-3-2		
			スポーツ施設の整備充実	5-2-3-3		
			スポーツ関連団体の連携強化	5-2-3-4		
		第6章 地域づくり	多様な主体が 力を発揮し、 つながり、 暮らし続ける ことができる 地域をつくります	市民協働・ 地域 コミュニティ	協働のまちづくりの推進体制の強化	6-1-1-1
					市民活動・NPO活動の促進	6-1-1-2
					地域コミュニティ活動の活性化	6-1-1-3
				女性活躍 推進	男女共同参画基本計画の推進	6-1-2-1
男女共同参画意識の啓発	6-1-2-2					
職場や地域における女性の参画推進	6-1-2-3					
女性をひきつけるまちづくり	6-1-2-4					
国際化	国際化に対応した事業の推進			6-1-3-1		
	国際交流事業の推進			6-1-3-2		
人権尊重	人権が尊重される社会の推進			6-1-4-1		
	人権教育の推進			6-1-4-2		
	人権相談体制の充実			6-1-4-3		
移住・交流	人的ネットワークの拡大			6-1-5-1		
	移住・二地域居住の推進体制の充実			6-1-5-2		
	交流活動の活性化			6-1-5-3		
ライフ イベント	結婚から子育てまでの切れ目ない支援	6-1-6-1				
	生涯設計の構築支援	6-1-6-2				
	各世代が活躍する場の構築	6-1-6-3				

方針	将来像	政策	政策の方針	施策	小施策	
まちづくりの基本方針	文化交流都市 笠間 未来への挑戦	第7章 自治体運営	スリムで効率的な自治体運営をめざします	広報・広聴	広報活動の充実	7-1-1-1
					広聴活動の充実	7-1-1-2
				行政運営	行政サービスの向上	7-1-2-1
					人材育成と組織力の向上	7-1-2-2
					電子自治体の推進	7-1-2-3
					行政改革の実践	7-1-2-4
				財政運営	計画的な財政運営	7-1-3-1
					財源の確保	7-1-3-2
				公共施設等管理	公共施設等の総合的な管理の推進	7-1-4-1
					既存ストックの保全及び活用	7-1-4-2
					本所・支所の適正管理及び公用車管理の効率化	7-1-4-3
				広域行政	広域連携事業の推進	7-1-5-1
					広域行政の研究	7-1-5-2

都市  
基盤  
施策  
1-1-2

1 活発な交流と拠点の整備  
まちをつくります

2 公共交通

◆施策の目指す姿  
まちづくりの基本方針に即し、施策の課題を克服し、施策の目指すまちの姿を記載しています。(キャッチフレーズ)

施策の目指す姿 誰もが快適に移動できるまち

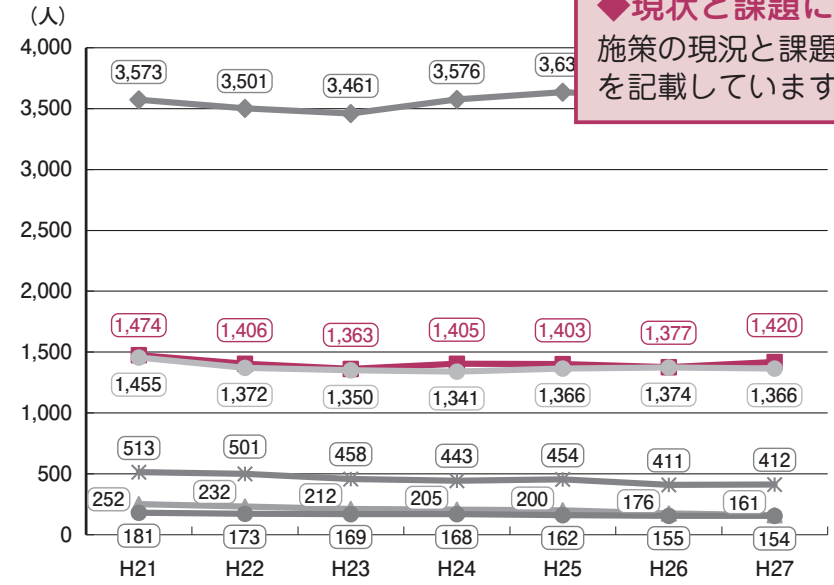
現状と課題

◆現状と課題  
将来像にある策定の背景となる人口予測、財政見通し、公共施設更新経費増大の懸念、まちづくりの基本方針を踏まえ、施策を現状と課題について記載しています。

■本市は、JR常磐線とJR水戸線が通り、市内に6つの友部駅・岩間駅・笠間駅は、路線バスの発着地として  
■本市ではこれまで、市民の日常生活の移動手段の確保、交通の維持確保、駅周辺整備と一体となった交通結節に向けた要請、さらには、交通弱者の移動に欠かせないものとなっている乗合型タクシーの「デマンドタクシーかさま」の運行などに取組んできましたが、人口減少・少子高齢化の進展により、鉄道や路線バスにおける通勤・通学利用者が減少傾向にあります。  
一方で高齢者をはじめとする交通弱者の移動手段の確保や都市機能の強化を図っていく観点からは、公共交通の強化・充実は、必要不可欠なものとなっています。  
■今後、人口減少時代に対応できる集約と連携による都市の形成に向けた取組みのひとつとして、市街地と地域と拠点間の移動性の強化による市内交流はもちろんのこと、市民の日常生活や余暇等における市外への需要に応え、市外からの来訪者による活発な交流を創出するためにも、市内外におけるネットワークを形成し、誰もが快適に移動できる公共交通網を構築していく必要があります。

現状と課題に関する統計データ

■市内各駅の乗車人員（1日平均）



◆現状と課題に関する統計データ  
施策の現況と課題に関する統計データを記載しています。

資料：JR東日本旅客鉄道株式会社HP

主担当課	関 連 課
企 画 政 策 課	—

### ◆主担当課及び関連課

施策を主に担当する課と施策を展開するうえで、関連する代表的な課を記載しています。

## 施策の内容

### 1 公共交通網形成

集約と連携によるまちづくりと連動し、なった、利用しやすい公共交通ネットワークを形成し、持続可能な公共交通の実現を目指し

### ◆施策の内容

施策の目標を達成するための「小施策」について、その体系と内容を記載しています。

また、小施策ごとの「主な取組」についても記載しています。

▼市内中心部における公共交通ネットワークの再編・構築

### 2 多様な公共交通の確保

医療・介護・福祉・教育・観光等の分野と連携を図りながら、通勤・通学・通院・買い物など市民の日常生活や観光客の移動を支える公共交通サービスを提供します。

#### 【主な取組】

- ◆通勤・通学者の移動手段の確保
- ◆交通弱者の移動支援・移動手段の確保
- ◆高齢者の外出支援・外出機会の創出
- ◆来訪者等の円滑な移動手段の確保

### 3 公共交通の利用環境改善, 利用促進

鉄道・路線バス・デマンドタクシーなど、本市公共交通について、利便性の向上や利用環境の改善を図り、利用を促進し、持続的な運行につなげます。

#### 【主な取組】

- ◆常磐線・水戸線運行改善等要望及び利用促進
- ◆デマンドタクシーかさまの利便性向上
- ◆路線バスの利便性向上に向けた交通事業との連携
- ◆公共交通利用促進方策の検討

## 取組の成果を表す主な指標

指 標 名	単 位	2023年度	2022年度
公共交通徒歩圏人口カバー率 (デマンドタクシーかさまを除く)	%	30.0	29.0
公共交通の種類	種類		
公共交通利用者数 (鉄道市内駅乗車人員)	人	7,121	7,121
公共交通利用者数 (路線バス) ※補助路線のみ	人	75,688	92,768
公共交通利用者数 (デマンドタクシーかさま)	人	53,121	61,035

### ◆取組の成果を表す主な指標

取組の成果を表す主な指標を記載しています。毎年、または定期的に把握することが可能なものを選定しています。



# 第1章 都市基盤

---

## 第1節 活発な交流と拠点機能の強化により 活力あふれるまちをつくります

- 第1項 拠点・市街地整備
- 第2項 公共交通
- 第3項 空家・空地対策

## 第2節 快適で安らぎに満ちた、住みよいまちをつくります

- 第1項 道路・河川
- 第2項 公園・緑地
- 第3項 上水道
- 第4項 生活排水
- 第5項 景観

# ① 活発な交流と拠点機能の強化により 活力あふれるまちをつくります

## 1 拠点・市街地整備

### 施策の目指す姿 活発な交流を生むまち

#### 現状と課題

■本市の人口分布を見ると、友部駅・岩間駅・笠間駅周辺のほか、赤坂、旭町、鯉淵周辺に一定の人口集積があり、商業・医療・福祉・学校等の生活機能の集積が見られます。また、笠間稲荷神社周辺や佐白山周辺、笠間芸術の森公園周辺には、魅力ある観光施設が点在しています。さらに、国道355号沿道には、地場産物販売所が点在しているほか、笠間クラインガルテン周辺や自然豊かな愛宕山周辺・北山公園周辺など、観光・農業の交流拠点が形成されています。

■茨城中央工業団地笠間地区や岩間IC周辺地区は、本市産業の拠点として、既存企業に加えて新たな企業立地による経済活動や産業活動を牽引することが期待されています。さらに、畜産試験場跡地周辺については、本市の主要駅である友部駅や市街地に近接しており、効果的な活用による生活と経済活動両面を支える拠点として期待されています。

本市ではこれまで、友部駅や岩間駅をはじめとする駅周辺整備や地域間を結ぶ幹線道路など、市発展の土台となる都市基盤の整備を進めるとともに、本市の観光交流拠点となる笠間稲荷周辺整備として、笠間稲荷門前通りや旧井筒屋本館及び周辺の整備を進めるなど、市街地の活性化に向けて取り組んできました。

■また、「笠間市住生活基本計画」に基づき、住宅の耐震化、環境に配慮した住宅の普及促進、住宅セーフティネットの構築に取り組み、既存公営住宅の総合的な活用や長寿命化を図るための整備・改善を進めてきました。

■人口減少を背景に市内の空家等が増加する中で、防犯・防災上の観点から、適正管理に努めるとともに、空家バンク制度による既存ストックの有効活用と定住促進に向けて取り組んできました。

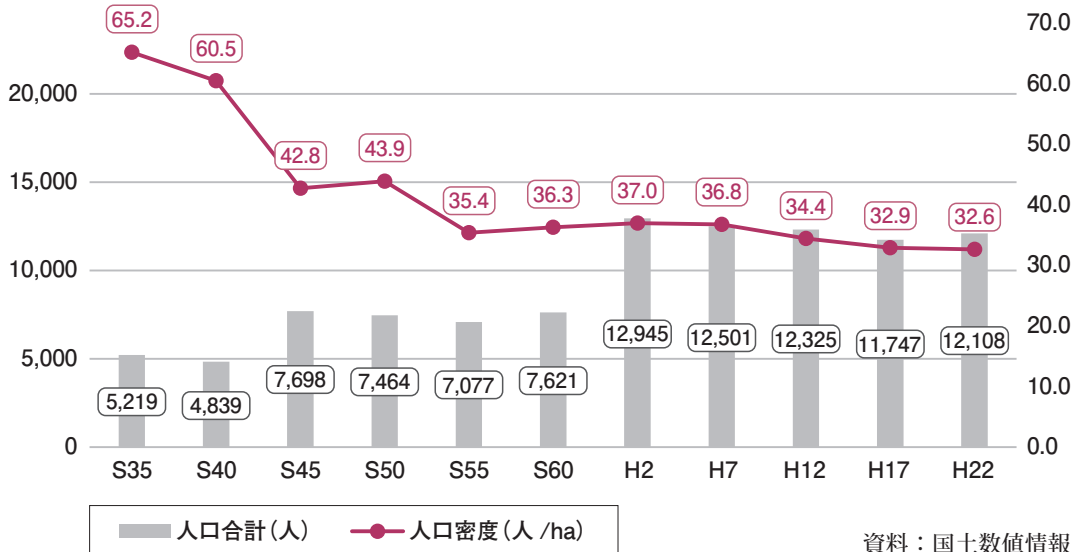
■さらに、東日本大震災以降、再生可能エネルギー（太陽光発電施設）が急速に普及する中で、市街地をはじめ、本市の魅力ある里山景観を構成する農地・森林及び自然公園等において大規模な太陽光発電事業が行われている中で、住環境への配慮と自然環境の保護及び地域関係者との調和に関する条例を制定するなど、事業地周辺の住民と事業者の間での良好な関係の構築に努めてきました。

■今後、人口減少・少子高齢化が本格化する中で、成長・発展・持続できる都市を目指していくうえでは、本市の強みである地理的優位性と広域交通基盤のもと、これまで整備してきた都市基盤の最大活用を図り、快適な住環境の形成を含めた市街地の活力の維持・向上を図ることはもちろんのこと、観光・農業・工業などの産業拠点の形成により、市内外における活発な交流を創出するとともに、美しい里山景観を生かした里山生活の魅力を高め、発信していくことが求められています。

主担当課	関連課
都市計画課	全課

## 現状と課題に関する統計データ

### ■市内の人口集中地区の人口・人口密度の推移





## 施策の内容

### 1 集約と連携による都市づくりの推進

土地利用構想に基づく、都市構造の検討や都市機能・居住機能の誘導に向けた取組を進めます。また、市街地と周辺地域と拠点の連携はもちろんのこと、都市間道路・交通ネットワークの強化を図るなど、分野連携によるまちづくりを進めます。

#### 【主な取組】

- ◆コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造及び都市機能誘導方策の検討
- ◆市内外の道路・交通ネットワークの形成
- ◆医療・福祉・介護・産業等施策との連携

### 2 拠点機能の強化

本市の地理的優位性と恵まれた広域交通基盤市内道路ネットワークを生かし、多様なライフスタイルや経済活動などを受け止められる都市づくりに向けて、本市の発展の核となる地域特性を踏まえた拠点の形成を図るとともに、拠点機能を強化します。

#### 【主な取組】

- ◆都市の発展を牽引する都市機能の誘導
- ◆生活拠点機能の維持・向上
- ◆畜産試験場跡地（市有地・国有地）の効果的な活用
- ◆笠間稲荷周辺・佐白山周辺や笠間芸術の森公園周辺等観光交流拠点の機能強化
- ◆農業交流拠点の機能強化
- ◆友部 SA・笠間 PA を活用した拠点の形成
- ◆茨城中央工業団地笠間地区・岩間 IC 周辺地区周辺等における企業立地等に資する機能強化

### 3 良好な市街地・魅力ある集落地の形成

空家・空地・空店舗等施策との連携を強化し、既存ストックの利活用による市街地の活力の維持・向上を図ります。

また、安全・安心な住環境の形成に向けて、住宅等の耐震化を促進します。

さらに、無秩序な市街化の抑制を図りながら、自然・田園風景と調和する里山生活の魅力を高め発信します。

#### 【主な取組】

- ◆空家・空地・空店舗等施策との連携強化による利活用
- ◆旧耐震基準の建築物に対する耐震化促進
- ◆自然環境保全と里山生活の魅力の向上・発信
- ◆用途地域外における土地利用規制・誘導の推進
- ◆開発行為等の適正な指導
- ◆一定規模以上の太陽光発電事業の適正な指導

#### 4 公営住宅の有効活用及び居住環境の向上

「笠間市公営住宅長寿命化計画」に基づき、既設公営住宅の活用手法の検討を進めながら、適切な維持管理に努めます。

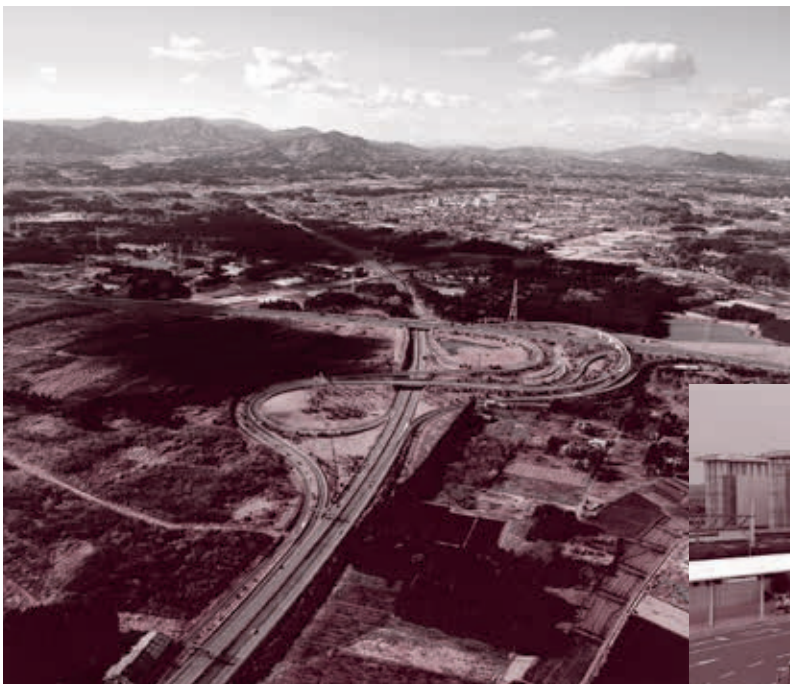
安全・安心な住生活を支える災害に強い良質な住まいづくりと地域住宅産業の活性化を図ります。

##### 【主な取組】

- ◆既設公営住宅の有効活用
- ◆公営住宅長寿命化計画に基づく適切な維持管理の推進
- ◆笠間市住生活基本計画の推進
- ◆住宅産業における地産地消の推進

#### 取組の成果を表す主な指標

指標名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
地域交流センターの年間利用者数	人	—	135,000
住宅耐震化率	%	78.6	95.0



# ① 活発な交流と拠点機能の強化により 活力あふれるまちをつくります

## 2 公共交通

### 施策の目指す姿 誰もが快適に移動できるまち

#### 現状と課題

■本市は、JR常磐線とJR水戸線が通り、市内に6つの駅を有し、鉄道交通の要衝となっており、友部駅・岩間駅・笠間駅は、路線バスの発着地としての機能を有しています。

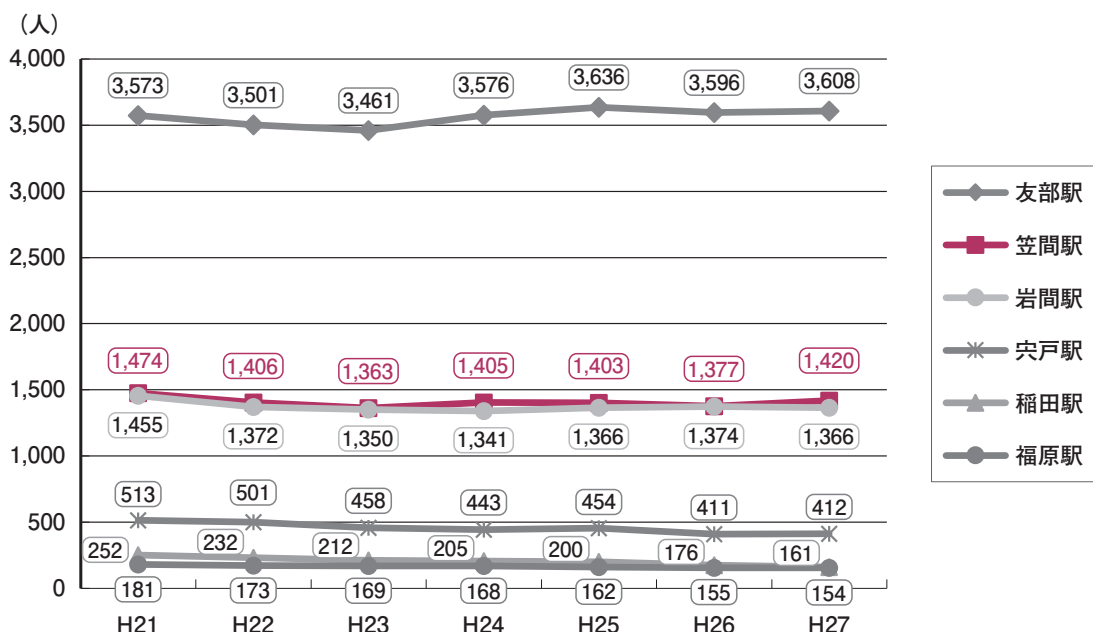
■本市ではこれまで、市民の日常生活の移動手段の確保や利便性を向上させるため、既存公共交通の維持確保、駅周辺整備と一体となった交通結節点のバリアフリー化、鉄道輸送力の増強に向けた要請、さらには、交通弱者の移動に欠かせないものとなっている乗合型タクシーの「デマンドタクシーかさま」の運行などに取組んできましたが、人口減少・少子高齢化の進展により、鉄道や路線バスにおける通勤・通学利用者が減少傾向にあります。

一方で高齢者をはじめとする交通弱者の移動手段の確保や都市機能の強化を図っていく観点からは、公共交通の強化・充実は、必要不可欠なものとなっています。

■今後、人口減少時代に対応できる集約と連携による都市の形成に向けた取組のひとつとして、市街地と地域と拠点間の移動性の強化による市内交流はもちろんのこと、市民の日常生活や余暇等における市外への需要に応え、市外からの来訪者による活発な交流を創出するためにも、市内外におけるネットワークを形成し、誰もが快適に移動できる公共交通網を構築していく必要があります。

#### 現状と課題に関する統計データ

##### ■市内各駅の乗車人員（1日平均）



資料：JR 東日本旅客鉄道株式会社 HP

主担当課	関 連 課
企 画 政 策 課	—

## 施策の内容

### 1 公共交通網形成

集約と連携によるまちづくりと連動し、一体となった、利用しやすい公共交通ネットワークを形成し、持続可能な公共交通の実現を目指します。

#### 【主な取組】

- ◆持続可能な公共交通システムの調査・検討
- ◆市内外における公共交通ネットワークの再編・構築

### 2 多様な公共交通の確保

医療・介護・福祉・教育・観光等の分野と連携を図りながら、通勤・通学・通院・買い物など市民の日常生活や観光客の移動を支える公共交通サービスを提供します。

#### 【主な取組】

- ◆通勤・通学者の移手段の確保
- ◆交通弱者の移動支援・移手段の確保
- ◆高齢者の外出支援・外出機会の創出
- ◆来訪者等の円滑な移手段の確保

### 3 公共交通の利用環境改善, 利用促進

鉄道・路線バス・デマンドタクシーなど、本市公共交通について、利便性の向上や利用環境の改善を図り、利用を促進し、持続的な運行につなげます。

#### 【主な取組】

- ◆常磐線・水戸線の運行改善等要望及び利用促進
- ◆デマンドタクシーかさまの利便性向上
- ◆路線バスの利便性向上に向けた交通事業との連携
- ◆公共交通利用促進方策の検討

## 取組の成果を表す主な指標

指 標 名	単 位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
公共交通徒歩圏人口カバー率 (デマンドタクシーかさまを除く)	%	31.6	40
公共交通機関の種類	種類	5	7
公共交通利用者数 (鉄道市内駅乗車人員)	人	7,121	7,121
公共交通利用者数 (路線バス) ※補助路線のみ	人	75,688	92,768
公共交通利用者数 (デマンドタクシーかさま)	人	53,121	61,035

# ① 活発な交流と拠点機能の強化により 活力あふれるまちをつくります

## 3 空家・空地対策

### 施策の目指す姿 快適な住環境が形成されたまち

#### 現状と課題

■平成25年度に総務省が実施した「住宅土地統計調査」によると、市内の「住宅総数」、31,180戸のうち3,870戸が空家とされており、空家率は12.4%となっています。「住宅総数」から別荘や賃貸・売却用住宅をのぞいた「その他住宅」における空家率では、全国、県と比較すると本市の割合の方が高い状況となっており、今後、人口減少・少子高齢化が本格化することで、さらに空家等の増加が見込まれています。

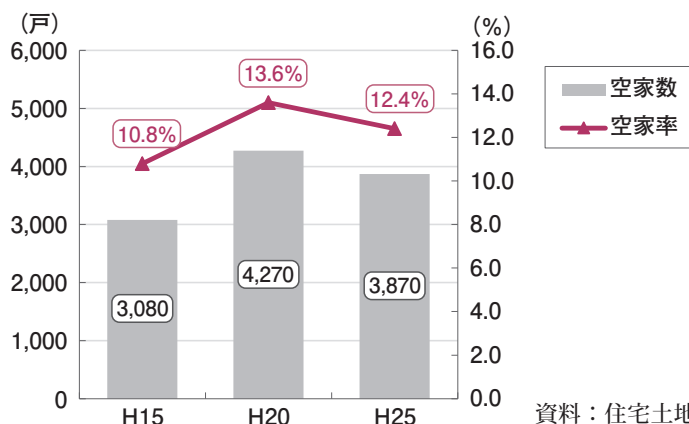
■適切な管理が行われていない空家は、防災、衛生、景観など生活環境における様々な面において、影響を及ぼすとされています。本市においても管理不全な空家の増加が、地域の課題となっており、これらの空家等に対して、適切な行政指導を行っていく必要があります。

■市街地における空家の増加は、低密度化の一層の進行や市街地活力の低下につながることから、移住・交流や拠点・市街地整備の施策をはじめとする他施策との連携を強化しながら、既存ストックとしての利活用も進めていく必要があります。

■空地についても、増加の傾向にあり周辺的生活環境への影響が懸念されており、管理不良状態の空地の所有者が遠隔地居住者や、相続により所有者を特定できないなど、対応困難な案件が増えています。このような中で、空地対策については、自らの土地利用の目的がない空地の、需要と供給のマッチングを図る「空地バンク制度」を検討するなど既存ストックの利活用に向けた取組が必要となっています。

#### 現状と課題に関する統計データ

##### ■空家と空家率（H25）



	住宅総数			その他住宅	
	住宅数(戸) [A]	空家数(戸) [B]	空家率(%) [C = B/A]	空家数(戸) [D]	空家率(%) [E = D/A]
全国	60,628,600	8,195,600	13.5	3,183,600	5.3
茨城県	1,268,200	184,700	14.6	67,200	5.3
笠間市	31,180	3,870	12.4	2,010	6.4

主担当課	関 連 課
都 市 計 画 課	環 境 保 全 課

## 施策の内容

### 1 空家等対策の推進

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策を効果的かつ効率的に推進します。

#### 【主な取組】

- ◆空家等対策協議会の適正な運営
- ◆空家等発生予防・抑制
- ◆空家等対策協議会の適正運営
- ◆空家等のデータベースシステムの運用
- ◆関係団体との連携

### 2 空家等の適正管理の推進

放置された空家が管理不全状態となることの防止と解消を促すことで、生活環境の保全を図ります。

#### 【主な取組】

- ◆空家等の適切な管理の周知・啓発
- ◆空家解体撤去補助金による支援
- ◆市民からの空家相談への対応
- ◆管理不全状態の空家等に対する指導(条例)
- ◆特定空家等に対する措置(特措法)
- ◆特定空家等判定委員会の設置運営

### 3 空家バンク制度の推進

市内にある空家の有効活用を通して、定住の促進による地域の活性化を図るとともに、生活環境の保全を推進します。

#### 【主な取組】

- ◆空家バンク制度の周知・啓発
- ◆空家活用支援補助金による支援
- ◆空家バンク登録利用者への情報提供
- ◆空家コーディネーターの配置

### 4 空地の利活用

除却した空家等に係る跡地や空地の活用に向けた検討を進めるとともに、空地の適正管理を促すことで、生活環境の保全を図ります。

#### 【主な取組】

- ◆空地バンク制度の検討
- ◆空地の適正管理を促す啓発と指導

## 取組の成果を表す主な指標

指 標 名	単 位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
市の行政指導により改善された管理不全空家等の件数(累計)	件	96	250
「空家バンク」に登録された空家等の成約件数(累計)	件	24	80
「空家バンク」制度を活用した移住・定住者数(累計)	人	56	170
空地の苦情件数	件	95	65

2 快適で安らぎに満ちた、  
住みよいまちをつくります

1 道路・河川

施策の目指す姿 利便性の高い移動空間と豊かで穏やかな水流のまち

現状と課題

■本市では、これまで国道・県道の整備を促進するとともに、地域間を結ぶ幹線道路や都市計画道路、さらには市民生活に密接する生活道路について、計画的な整備を進めてきたことで、地域間交流の促進や移動時間の短縮を図ってきました。また、市民等の移動の安全確保に向けて、迅速かつ適切な道路施設の維持管理に努めてきました。

■河川は改修の促進をするとともに、水害を防ぐために流域内の遊水・保水機能の保持に努めてきました。また、地域住民との連携や、関係機関との調整を行うことで、浸水被害を防止するための雨水排水路の整備を図ってきました。

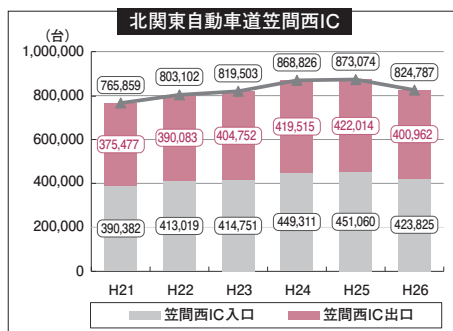
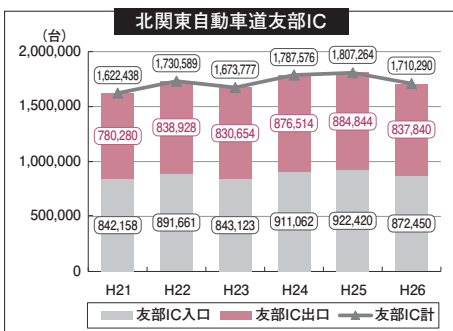
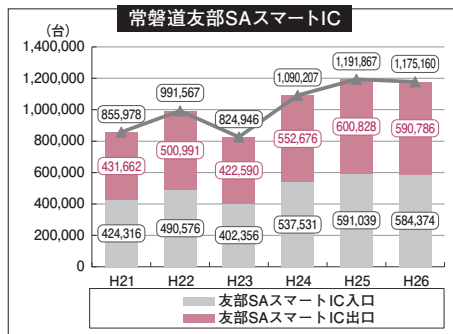
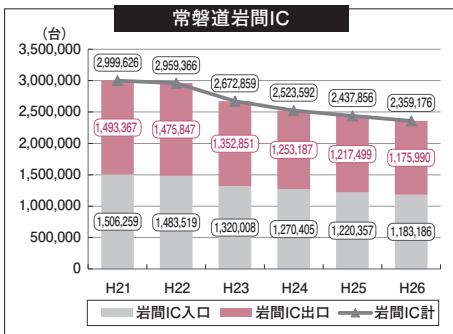
■今後、人口減少・少子高齢化を背景とした中、集約と連携による都市づくりを進めるうえで、市街地と周辺地域と拠点をつなぐ道路ネットワークのさらなる強化に向けた検討が必要となっています。

■利便性が高く快適な移動空間の確保に向けて、危険・狭あい箇所の解消や適切な維持管理や魅力ある都市空間を形成するための道路環境の向上に向けた取組が必要となっています。

■近年の集中豪雨や台風などにより、冠水被害が発生しており、多くの市民から改修に関する要望が寄せられています。安全・安心な市民生活を守る観点からも、河川改修に向けたさらなる取組が求められています。また、河川は、治水機能はもとより、日常的に水や緑に親しめる空間であり、本市の優れた景観のひとつともなっていることから、市民や団体等との連携のもと、水辺環境の維持に努めていきます。

現状と課題に関する統計データ

■高速道路市内 I C 出入交通量



資料：東日本高速道路株式会社 関東支社

主担当課	関連課
建設課	都市計画課 管理課

## 施策の内容

### 1 広域交通体系の整備促進

国道及び県道に係る関係機関と連携を強化し整備促進を図ることで道路網の充実を目指します。

#### 【主な取組】

- ◆国や県との連携強化

### 2 生活を支える道路の整備

幹線道路，都市計画道路，生活道路などの生活に密接に関わる道路について，市街地と周辺地域と拠点をつなぐネットワークの形成を図るとともに，計画的な整備を進めます。

#### 【主な取組】

- ◆集約と連携による都市づくりに向けた道路交通ネットワークの形成
- ◆幹線道路の整備
- ◆都市計画道路の見直しを踏まえた整備
- ◆生活道路・狭あい道路の整備

### 3 安全で快適な道路環境の整備

快適な通行を確保するため道路空間の維持管理に努めます。また，安全性の向上を図るため歩道や交差点を整備し道路環境の改善を目指します。

さらに，市民が安全に利用できるよう道路施設の点検を実施するとともに，長寿命化に努めます。

#### 【主な取組】

- ◆道路の適切な維持管理
- ◆橋りょうの適切な維持管理
- ◆道路里親制度の推進
- ◆歩道の整備
- ◆通学路整備及び維持管理
- ◆道路施設の長寿命化の推進

### 4 河川改修の促進と維持管理

茨城県と連携して涸沼川等の改修工事の整備促進を図ります。

河川愛護団体の活動により，河川清掃及び河川除草を実施し，維持管理に努めます。

#### 【主な取組】

- ◆1級及び準用河川の整備促進
- ◆雨水排水路の整備
- ◆河川パトロールなど定期点検の強化
- ◆河川美化活動の推進

## 取組の成果を表す主な指標

指標名	単位	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
道路の整備率(改良率)	%	42.4	44.6
道路の整備率(舗装率)	%	65.8	67.2
浸水被害件数	件	5	0(減少)



2 快適で安らぎに満ちた、  
住みよいまちをつくります

## 2 公園・緑地

## 施策の目指す姿 人が集い憩える公園・緑地があるまち

## 現状と課題

■本市には、市民や来訪者の憩いの場となるほか、年間を通じて大規模なイベント等の開催地となり、本市の魅力の発信拠点ともなる県営笠間芸術の森公園をはじめ、スポーツ振興の拠点となる総合公園や、市街地にあり市民生活に身近な都市公園、さらには、豊かな自然環境に囲まれた笠間県立自然公園、吾国愛宕県立自然公園、北山公園など、多様な機能をもつ公園を有し、観光やスポーツ、ハイキング、自然体験などによる交流の場として、多くの市民や来訪者等に親しまれており、これらの資源を活用したさらなる取組が求められています。

■公園維持管理については、利用者の安全性の確保と快適性の向上を目指し、指定管理者やグリーンパートナー制度等により、適切な維持管理を図ってきましたが、公園施設の老朽化や管理団体の高齢化への対応が必要となっています。

■今後は、公共施設等の更新経費の増加が懸念される中で、誰もが安全・安心に利用できる公園とするため、公園施設の長寿命化や更新経費の平準化、維持管理コストの軽減などに努めるとともに、多くの方が集い、楽しみ、憩える交流の場となるよう公園の質の向上といった観点からの取組が必要となってきます。

また、本市の緑豊かな美しい景観を次代へ継承していくためにも、自然公園の環境を保全していく必要があります。

## 現状と課題に関する統計データ

## ■主な公園

公園名称	面積(ha)	種別
笠間芸術の森公園	35.9	都市公園
笠間市総合公園	23.5	
北山公園	48.9	その他公園
あたご天狗の森(公園)	9.2	
つつじ公園	6.9	

資料：都市計画課

## ■県立自然公園

公園名称	関係市町村	面積(ha)	特別地域面積				土地所有別面積		
			第1種	第2種	第3種	計	国	公	私
笠間県立自然公園	笠間市 城里町	3,969	20	75	534	629	665	8	3,296
吾国・愛宕 県立自然公園	笠間市 桜川市 石岡市	3,835	27	6	641	674	795	38	3,002

資料：環境保全課

主担当課	関連課
都市計画課	資産経営課
	商工観光課
	環境保全課
	管理課
	スポーツ振興課

## 施策の内容

### 1 自然公園の保全及び活用

市民の自然保護への理解を深め自然公園の環境を保全し、豊かな自然環境を背景とした公園整備を推進するとともに、観光交流拠点としての機能の充実を図ります。

#### 【主な取組】

- ◆自然保護意識の高揚に向けた自然観察会等の実施
- ◆自然公園における観光施設やハイキングコース等の機能の充実
- ◆公園施設の適切な維持管理及び長寿命化の推進

### 2 都市公園等の整備及び適切な維持管理

バリアフリーに配慮した誰もが気軽に憩える都市公園や広場の適正な配置を推進するとともに、市民や来訪者の交流促進に資する機能の充実を図ります。また、災害時の避難場所としての機能の確保に努めます。

#### 【主な取組】

- ◆都市公園等の適正な配置
- ◆都市公園等の防災機能の確保
- ◆都市公園等のバリアフリー化の推進
- ◆笠間芸術の森公園の機能の充実
- ◆公園施設の適切な維持管理及び長寿命化の推進

### 3 身近な緑を育む体制づくり

身近な公園や緑地が安全・安心に利用できるよう維持していくため、グリーンパートナー制度などを活用した地域の自主的な維持管理体制の構築を進めるとともに、都市緑化に対する市民意識の高揚や緑化推進の取組を支援します。

#### 【主な取組】

- ◆都市緑化意識の高揚・啓発
- ◆都市緑化に関する活動の推進
- ◆グリーンパートナー制度の拡充

## 取組の成果を表す主な指標

指標名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
自然体験学習イベントの実施回数	回	5	5
市民と行政の協働による維持管理公園数	箇所	5	8

2 快適で安らぎに満ちた、  
住みよいまちをつくります

3 上水道

施策の目指す姿 安全・安心な水の安定供給ができるまち

現状と課題

■本市ではこれまで、笠間市水道事業基本計画に基づき、東日本大震災を教訓とした中で、災害に強い施設整備と計画的な維持管理を行うなど、水の安定供給に努めてきました。

■合併後も生じていた地域間の料金格差について、平成25年度から、平成31年度にかけて段階的に料金を改定することで、公平性の確保に努めています。

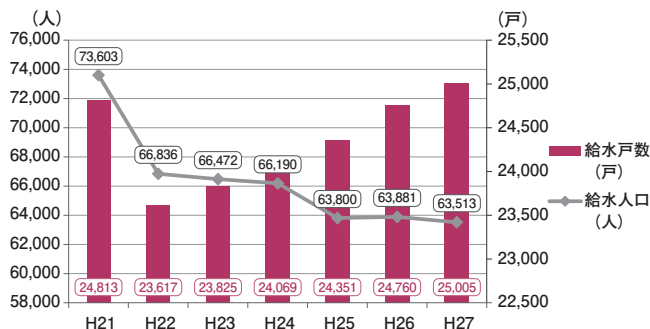
■給水戸数は、宅地造成と配水管路の新設により毎年増加傾向にあります。人口減少の影響により給水人口は減少しており、本市の将来人口を見通した場合、さらに減少が見込まれます。

■公共施設等の更新経費の増加が懸念される中で、水道施設の老朽化による、更新、耐震化に多額の費用が必要となります。

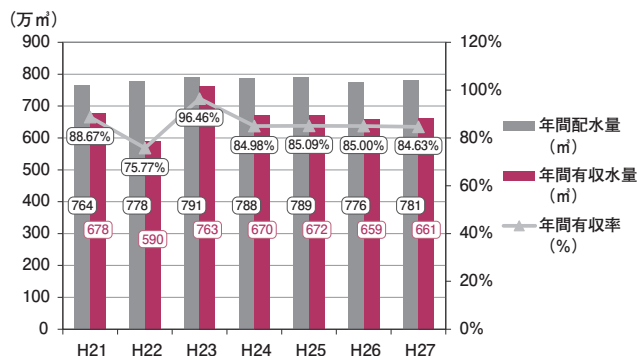
■市民生活や地域産業活動を支えるライフラインとして、安全・安心な水の安定供給を続けられるよう、水の供給動向に合わせた適正規模の施設への転換を視野に入れながら、計画的な修繕等により施設長寿命化や経費の平準化を図るとともに、有収率の増加による財源の確保など経営基盤を強化し、健全な経営を目指します。

現状と課題に関する統計データ

■上水道の普及状況（給水人口・給水戸数）



■上水道の普及状況（年間配水量・年間有収水量・年間有収率）



資料：水道課

主担当課	関 連 課
水 道 課	—

## 施策の内容

### 1 水道事業の健全経営

水の供給動向に合わせた適正規模の施設更新や、計画的な施設修繕により有収率の増加を目指し財源の確保に努めます。

#### [主な取組]

- ◆包括的業務委託等の推進
- ◆段階的な施設の統廃合
- ◆配水ブロックの再編

### 2 水資源の確保

自己水源である井戸の適切な維持管理により地下水の取水量を維持するとともに、県水の適正な受水を図ります。

#### [主な取組]

- ◆水道水源の水質管理及び保全
- ◆井戸及び送水施設の適切な維持管理

### 3 水の安定供給

水道施設の計画的な更新を行い、安全安心な水道水を安定的に供給し、健全で信頼性の高い水道事業経営を推進します。

#### [主な取組]

- ◆石綿管の更新
- ◆鉛製給水管の解消
- ◆老朽管の更新
- ◆水道施設の長寿命化の推進

## 取組の成果を表す主な指標

指 標 名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
年間有収率	%	84.6	90
水源利用率	%	77.3	80
石綿管更新率	%	69.9	100
水道普及率	%	88.5	90

2 快適で安らぎに満ちた、  
住みよいまちをつくります

## 4 生活排水

施策の目指す姿 良好な水辺環境があるまち

## 現状と課題

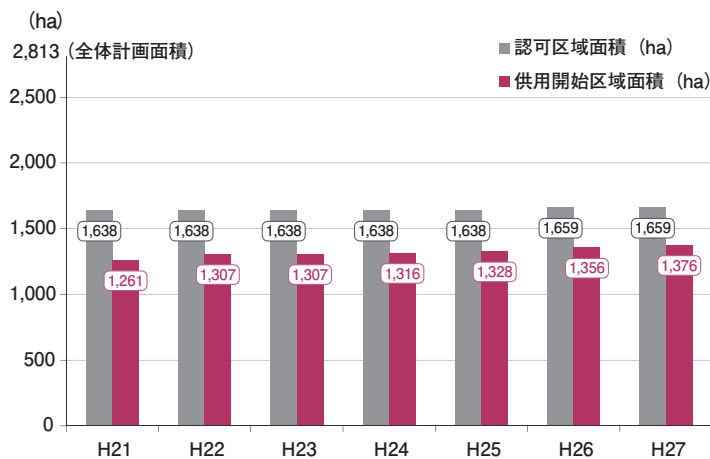
■下水道等の施設は、健康で快適な市民生活や地域産業活動を支えるライフラインのひとつであり、河川等の水辺環境や水質保全にもつながる都市施設となっていることから、全体計画に基づく、計画的な整備を進めてきました。

■一方で、浄化センターともべは供用開始から24年が経過するなど、施設の老朽化が進んでおり、農業集落排水処理施設を含めた市内処理施設全体の施設の長寿命化対策が必要となっています。さらに、東日本大震災を教訓とした中で、施設の耐震化にも取り組んでいく必要があります。

■今後は、人口減少時代を見据えた都市づくりに向けた公共下水道事業区域の見直しや良好な水辺環境の形成に向けて、水質保全に対する意識啓発を図り、生活排水に関して理解を深めてもらうとともに、水洗化率のさらなる向上に努めていく必要があります。

## 現状と課題に関する統計データ

## ■公共下水道の普及状況



資料：下水道課



主担当課	関 連 課
下 水 道 課	—

## 施策の内容

### 1 公共下水道の推進

生活雑排水による汚濁負荷を低減し、快適な生活環境を実現するため、管渠の整備や水処理施設の増設を推進し、水洗化率の向上を図るとともに、適正な維持管理に努めます。

また、人口減少・少子高齢化社会の進展を見据え、公共下水道事業の全体計画の見直しに向けた検討を進めます。

#### [主な取組]

- ◆公共下水道事業の包括的業務委託の推進
- ◆公共下水道への接続促進
- ◆公共下水道施設の適切な維持管理
- ◆公共下水道施設の長寿命化の推進
- ◆公共下水道事業全体計画の見直し検討

### 2 農業集落排水施設の整備と利用促進

農業振興地域内の集落等における農業集落排水施設の整備を進めるとともに、水洗化率の向上に努め、施設利用を促進します。

また、良好な処理水質を確保するため、適正な維持管理に努めます。

#### [主な取組]

- ◆農業集落排水事業の包括的業務委託の推進
- ◆農業集落排水施設への接続促進
- ◆農業集落排水施設の適切な維持管理
- ◆農業集落排水施設の長寿命化の推進
- ◆農業集落排水施設の適切な維持管理

### 3 合併浄化槽の普及促進

公共下水道及び農業集落排水事業区域以外の区域においては、高度処理型浄化槽の設置を進めます。

#### [主な取組]

- ◆高度処理型浄化槽の設置普及支援・啓発

## 取組の成果を表す主な指標

指 標 名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
水洗化率 (公共下水道)	%	79.0	86.2
水洗化率 (農業集落排水)	%	75.9	85.0
水洗化率 (合併浄化槽)	%	41.1	50.7

2 快適で安らぎに満ちた、  
住みよいまちをつくります

## 5 景観

## 施策の目指す姿 風土に根ざした美しい景観があるまち

## 現状と課題

■本市には、「緑豊かな山なみ景観」、「農地と集落と丘陵が織りなす田園景観」、「伝統と地場産業が形づくる市街地景観」など、美しい景観が形成されています。

■本市ではこれまで、市民団体等の協力を得ながら、毎年自然観察会や環境フォーラムなどにより、自然環境保全に関する意識の高揚を図ってきました。また、危険な状態にある違反広告物の排除やパトロールなど、景観の保全を目的に、違反広告物の簡易除却などに取組んできました。

■さらに、本市の観光交流拠点である笠間稲荷門前通り地区については、市民等が主体となつてつくるルールに基づく、魅力ある街並み景観の形成に向けて「笠間稲荷門前通り街並みづくりガイドライン」が策定されています。

■今後は、市民自らが誇りを持ち、本市の美しい景観を再認識し、滞在者や来訪者が快適に過ごせるよう、観光や農業施策との連携強化を図り、地域の特性を生かした魅力ある景観づくりに向けて保全と活用を図り、その発信に取組み、交流人口や定住人口の維持・拡大につなげていくことが必要となっています。

■また、市内にある屋外広告物について、景観保全の観点から、許可・届出に関する情報を一元管理し、手続の効率化・迅速化を図るとともに、適正な管理を図っていくためのシステムの構築が必要となっています。

## 現状と課題に関する統計データ

## ■地区計画の決定状況

決定年月日	地区名	面積	概要
平成6年12月26日 (変更 平成7年11月1日)	石井北部・ 寺崎地区	約 27.6ha	土地区画整理事業で整備された地区であり、ゆとりのある居住環境と幹線道路沿道におけるサービス等の業務環境、大型商業施設を核とする商業環境を形成する区域に分け、建築物の用途や形態・意匠、敷地面積などに制限を設けています。
平成13年12月4日	笠間駅 北地区	約 5.6ha	大部分が土地区画整理事業で整備された地区であり、低層住宅を主体とした閑静な住宅地としての環境と、ゆとりのある街並みを形成するため、建築物の用途や形態・意匠、敷地面積などに制限を設けています。
平成17年12月8日	南友部地区	約 29.0ha	友部駅前周辺における商業等の利便性の高い環境、幹線道路沿道の生活利便性を高める環境、低層な住宅による良好な居住環境を形成する区域に分け、建築物の用途や高さなどに制限を設けています。
平成24年3月16日	安居・ 押辺地区	約 60.4ha	常磐自動車道の岩間インターチェンジ周辺という交通利便性の高い特性を生かし、工業を中心に商業も含めた多様な産業の集積を図る地区として、工場等の操業環境を確保するため、戸建住宅の建築を制限しています。

資料：都市計画課

主担当課	関連課
都市計画課	環境保全課 農政課 企画政策課 まちづくり推進課

## 施策の内容

### 1 良好な景観の形成

地域の特性を生かした魅力ある景観づくりに取り組み、良好な景観を形成します。

#### 【主な取組】

- ◆大学連携による景観研究・形成の推進
- ◆景観づくりの意識啓発

### 2 自然景観の保全

開発等の適正な規制・誘導のもと、山々の緑や河川の水辺などの貴重な自然景観を保全するとともに、地域の自然を学び育む市民意識の高揚を図ります。

#### 【主な取組】

- ◆開発者との協議・連携による景観保全対策の実施
- ◆自然や景観に関する学習活動・イベントの実施

### 3 里山・農村景観の保全

大地に広がる農業地域の緑豊かな田園・集落地景観を里山と一体的に保全し、本市の里山生活の魅力を高める田園景観として維持・育成を図ります。

#### 【主な取組】

- ◆農村景観保全整備の促進
- ◆農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮
- ◆間伐事業の計画的な取組支援

### 4 都市景観の保全

地域の個性を生かした笠間らしい都市景観の形成に向けて、仕組みやルールを整え、実践していくとともに、市民が主体的に取り組む景観づくりの活動を支援していきます。また、屋外広告物の適正な管理に努めます。

#### 【主な取組】

- ◆地区計画制度の推進
- ◆屋外広告物の適正管理

## 取組の成果を表す主な指標

指標名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
自然体験イベントの実施回数	回	5	5
多面的機能支払交付金事業取組団体数	団体	32	41





# 第2章 生活環境

---

## 第1節 安全・安心に暮らし続けることができるまちをつくります

- 第1項 防災・危機管理
- 第2項 消防・救急
- 第3項 防犯
- 第4項 交通安全
- 第5項 消費者行政
- 第6項 斎場・墓地

## 第2節 豊かな自然と環境を守り、美しいまちをつくります

- 第1項 環境保全・公害防止
- 第2項 廃棄物対策

# 1 安全・安心に暮らし続けることができる まちをつくります

## 1 防災・危機管理

**施策の目指す姿** 市民とともにつくる災害に強いまち

### 現状と課題

■毎年、笠間市総合防災訓練を、防災関係機関及び地域住民が一体となって計画・実施し、災害に対する防災体制の確立と防災意識の高揚に努めています。また、災害時における要配慮者への避難支援を具体化し、笠間市災害時避難行動要支援者避難支援プランを策定し、避難体制の整備を図るなどの取組を行っています。加えて、自主防災組織の結成促進や、防災に係る資機材整備を行い、平時の備えの充実に努めてきました。

■その中で、市の災害時における情報伝達手段として核と位置付ける防災行政無線について、老朽化への対応が必要になってきていることから、デジタル化への再整備を早期に推進する必要があります。

■一方、原子力災害広域避難計画については、県計画が平成27年3月に策定されましたが、スクリーニングや安定ヨウ素剤の予防服用、複合災害への対応など、未だ多くの課題がある状態であるため、UPZ14市町村と連携し、県からの情報を注視し、具体的な市計画を策定する必要があります。

■また、東日本大震災の発生から5年が経過し、震災の記憶が薄れ防災意識が徐々に低下している状況において発生した、平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年熊本地震などの近年における未曾有の自然災害を踏まえ、命を守るための行動など、防災知識の普及・啓発の推進や、自主防災組織の結成を促進することにより、地域防災力のさらなる強化・向上を図る必要があります。

### 現状と課題に関する統計データ

#### ■自主防災組織の活動カバー率

管内世帯数 (住民基本台帳) A	自主防災組織数	組織されている 地域の世帯数 B	カバー率 B/A(%) H27.4.1現在 C	(前年比) C-D	(参考) 前年カバー率 H26.4.1現在 D
30,383	128	16,376	53.9	3.1	50.8

(平成27年4月1日現在)

資料：茨城県



主担当課	関 連 課
総 務 課	笠間支所地域課 岩間支所地域課

## 施策の内容

### 1 地域防災計画の推進

風水害等の自然災害，大規模地震災害，原子力災害に対応するため，「笠間市地域防災計画」を見直し，総合的かつ計画的な災害対策を推進します。

#### 【主な取組】

- ◆笠間市地域防災計画の見直し
- ◆原子力災害広域避難計画の策定・推進

### 2 防災意識の高揚及び防災活動の推進

災害発生時には「自助」による活動が最も重要となることから，市民一人ひとりが防災に関する正しい知識と行動力を身につけるため，防災教育や防災訓練の実施を推進します。また「共助」の観点から地域における自主防災組織の育成強化を推進します。

#### 【主な取組】

- ◆防災知識の普及・啓発
- ◆防災訓練の推進
- ◆自主防災組織の育成・強化

### 3 防災体制の整備

災害発生時において，迅速かつ的確な活動が総合的に行えるよう，災害情報の収集及び伝達，医療や非常用物資の確保など，防災活動体制の整備・強化を図ります。特に，発災からの初動活動，事態の進展に応じた応急対策，被災者支援活動等の活動体制を確立します。

#### 【主な取組】

- ◆災害情報の収集及び伝達体制の強化
- ◆防災士の育成
- ◆職員等の防災教育
- ◆非常用物資の備蓄
- ◆災害時職員等初動対応マニュアル等の充実
- ◆災害時要配慮者の支援

## 取組の成果を表す主な指標

指 標 名	単 位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
自主防災組織の結成率	%	57.7	65.8
市職員の緊急初動対応訓練の実施	回 / 年	1	1

① 安全・安心に暮らし続けることができる  
まちをつくります

## 2 消防・救急

**施策の目指す姿** さまざまな不安や災害に強い安全・安心なまち

## 現状と課題

■近年の住宅火災による死者数の増加から消防法の一部が改正され、住宅用火災警報器の設置が義務化されたことから、設置促進のために街頭広報や防火診断の実施、民生委員等を通じた設置の呼び掛けを行いました。今後も、引き続き住宅用火災警報器の設置促進に取り組むとともに、広報等による、さらなる防火意識の向上を図ることが求められます。

■また、応急手当の普及啓発活動を推進するために、普及指導員として民間救急ボランティア（かさまハートサポーター）を養成し、応急手当の知識と技能の向上に努めました。

加えて、市民の救命率の向上を図るため、普通救命講習会を毎月1回定期的に実施しており、今後も一層、市民に対して応急手当の普及啓発の推進を図る必要があります。

■一方、友部・岩間消防署は建築基準法に基づく耐震基準（昭和56年6月導入）以前の建物で、老朽化が進んでおり、施設の在り方や人員配置の見直し、車両の適正配置の検討を行い、増加する消防・救急需要に的確に対応できる体制を整える必要があります。

■今後は、一層の人口減少・少子高齢化が進み、要配慮者の増加が見込まれることから、家族や地域ぐるみで一層の救命・防火・防災意識の普及に努める必要があります。

## 現状と課題に関する統計データ

## ■住宅用火災警報器の設置率（平成28年6月1日時点）

	設置率
全 国	81.2%
茨城県	74.6%
笠間市	74%

資料：消防本部



## ■普通救命講習会の開催状況

区 分	平成27年
開 催 数	52回
参加者数	1,224人

資料：消防本部

## ■火災発生件数及び死傷者数

区 分	平成27年
火災発生件数	58件
火災により死者数	1人
火災により負傷者数	7人

資料：消防本部

主担当課	関 連 課
消防本部 総務課	予 警 防 防 課 課

## 施策の内容

### 1 消防体制の充実

県央地区消防広域化推進計画を見据え、消防施設のあり方や人員配置及び車両の適正配置等について見直すとともに、防災機関との更なる連携をすることにより、消防体制の充実強化を図ります。

#### 【主な取組】

- ◆広域化推進計画を見据えた消防施設の再編整備・充実
- ◆広域消防応援体制の充実
- ◆消防団体制の充実強化
- ◆防災機関との連携強化

### 2 救急体制の充実

高度化する救急業務への対応として、医療機関等での教育・研修を通じて、職員の知識や技術の向上を図るとともに、救急車の更新を含めた救急資器材等の整備など、救急体制の充実強化を図ります。

#### 【主な取組】

- ◆救急医療との連携強化
- ◆救急資器材の整備
- ◆広域的な救急医療との連携
- ◆救急車の適正利用の広報強化
- ◆AEDの普及啓発

### 3 火災予防対策の推進

重大な違反のある防火対象物に係る違反対象物公表制度の実施に向け、積極的な法令違反の是正を推進し、安全確保に努めるとともに、高度化・専門化する予防業務に対応するため、知識・技術の向上を図ります。また、高齢化社会に対応する住宅防火体制を構築します。

#### 【主な取組】

- ◆査察・違反処理体制の強化
- ◆住宅防火体制の構築

## 取組の成果を表す主な指標

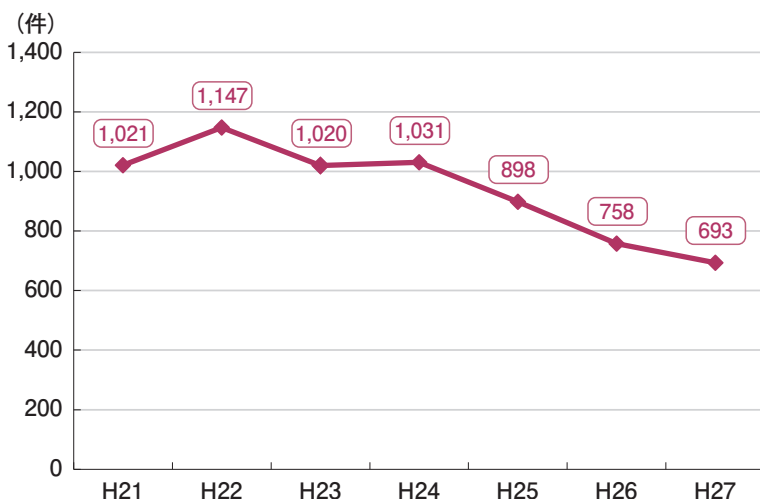
指 標 名	単 位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
消防団車両更新台数 (累計)	台 / 年	—	6
常備消防車両更新台数 (累計)	台	2	12
一般市民 (バイスタンダー) による救命処置実施率	%	50.0	向上
住宅用火災警報器設置率	%	74.0	80.0

**1** 安全・安心に暮らし続けることができる  
まちをつくります**3 防犯****施策の目指す姿** だれもが安心して暮らせる犯罪の少ないまち**現状と課題**

■民間交番「あさひ」を平成25年9月からセーフティサポーターの協力により設置運営しており、地域の防犯力を高めるために欠かせないものとなっています。また、犯罪の発生に対して、行政、警察、防犯連絡員や防犯ボランティア等との連携による啓発活動及びパトロール活動・あいさつ等声掛けが、抑止力となっています。このことが地域に波及し、個人の防犯意識の高揚にもつながっています。

■一方、インターネットの普及などにより、近年では犯罪が多様化・巧妙化していることから、こうした犯罪に対する個人の防犯意識の向上も必要となってきています。複雑多様化する犯罪に対し、防犯意識を高めるためには、街頭キャンペーンなど継続した啓発活動を実施することが求められます。

■防犯自主活動組織に関しては、地域のだれもが安心して暮らせるよう、防犯自主活動組織の結成を促進するとともに、ボランティア等の関係者の協力体制を強化するなど、更なる犯罪の抑制に努めていく必要があります。

**現状と課題に関する統計データ****市内の刑法犯罪発生件数**

資料：茨城県警察本部刑事部刑事総務課



主担当課	関連課
市民活動課	—

## 施策の内容

### 1 防犯意識の高揚

従来の空き巣、窃盗のほかニセ電話詐欺などの知能犯対策として、消費生活センターなどと連携を図りながら、防犯対策の講習やさまざまな媒体を介した啓発活動を実施し、市民の防犯意識の高揚に努めます。

#### 【主な取組】

- ◆防犯対策情報などの提供
- ◆防犯看板・のぼり旗の設置
- ◆防犯講習会の開催
- ◆地域安全運動の推進

### 2 防犯活動の強化

防犯連絡員や防犯ボランティア団体と連携し、パトロールや子ども、高齢者の見守りなど、市民協働による地域ぐるみの防犯体制の普及と強化を図ります。

#### 【主な取組】

- ◆防犯自主活動の促進
- ◆地域コミュニティを活用した防犯体制の強化
- ◆児童等の登下校時の見守り強化
- ◆青色防犯パトロール車によるパトロール強化
- ◆民間交番の運営

### 3 防犯施設の整備

通学路などへの防犯灯の設置を図るとともに、地域コミュニティや企業と協力しながら、適切な維持管理を進め、安全・安心な住環境の整備誘導に努めます。

#### 【主な取組】

- ◆防犯灯の設置
- ◆行政区管理の防犯灯設置等の支援
- ◆防犯カメラの設置

## 取組の成果を表す主な指標

指標名	単位	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
刑法犯罪発生件数	件	693	300
防犯自主活動組織数	団体	29	35
防犯講習会参加者数	人	104	100



# ① 安全・安心に暮らし続けることができる まちをつくります

## 4 交通安全

**施策の目指す姿** だれもが安全に通行できる道路交通環境が整ったまち

### 現状と課題

交通安全運動に伴うキャンペーンや交通安全教室などを実施し、交通安全に関する普及啓発活動を推進してきました。その中でも、高齢者の交通事故が増加していることから、高齢者運転免許自主返納事業の推進や交通安全教育指導員による教育の推進に取り組んでいます。

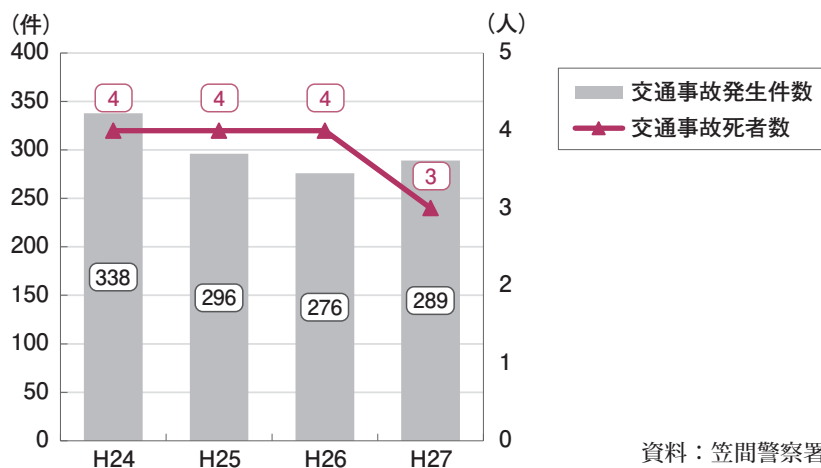
危険な箇所の対策が課題となっており、身近な生活道路・通学路における、歩行者・自転車と自動車共存できる道路（歩行者専用道及び自転車専用道）の整備と拡充が必要になります。

交通ボランティアにおいては、高齢者クラブ連合会との連携による交通安全教室等の実施、警察署との連携による高齢者宅訪問などを実施していますが、交通ボランティア団体構成員の後継者の確保が深刻な課題となっています。

このようなことから、交通事故のない社会を目指して、高齢化社会に対応した道路交通環境の整備や、成長過程にあわせた交通安全思想の普及徹底、安全運転に関する知識・技能や交通マナーの実践等について、笠間市交通安全計画に基づき、長期的な視野に立った交通安全対策を効果的に推進していく必要があります。

### 現状と課題に関する統計データ

#### 市内の交通事故発生件数及び死傷者数の推移



主担当課	関連課
市民活動課	建設課 管理課 学務課 高齢福祉課

## 施策の内容

### 1 交通安全意識の高揚

幼児から高齢者まで、年代に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育の充実を図り、警察署や交通安全協会などと協力し、交通安全意識の高揚に努めます。

#### 【主な取組】

- ◆交通安全運動の実施
- ◆街頭指導の実施
- ◆交通安全教室の開催
- ◆交通安全教育指導員による交通安全教育の充実
- ◆高齢者の運転免許自主返納の支援

### 2 交通安全活動の推進

交通事故防止を図るため、交通安全協会や交通安全母の会の活動を支援しながら、交通安全活動の促進に努めます。

#### 【主な取組】

- ◆笠間市交通安全計画の推進
- ◆交通関係団体の活動支援
- ◆交通安全運動の実施

### 3 道路交通環境の整備

道路パトロールによる危険箇所の点検に努めるとともに、子どもや高齢者の安全を考慮した歩行空間の整備やカーブミラーなどの交通安全施設の整備を計画的に推進します。また、通学路安全点検により、危険箇所を把握し、対策を早期に実施します。

#### 【主な取組】

- ◆交通安全施設の計画的な整備
- ◆通学路安全点検の実施

## 取組の成果を表す主な指標

指標名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
交通事故発生件数	件	289	240
交通事故死者数	人	3	3
歩道の整備率	%	9.6	10.0

① 安全・安心に暮らし続けることができる  
まちをつくります

# 5 消費者行政

## 施策の目指す姿 消費者が安心して生活できるまち

### 現状と課題

■消費生活に関わる現状としては、ニセ電話詐欺、食品表示偽装、デジタルコンテンツに関するものなど多岐にわたり複雑・高度化しており、とりわけ高齢者の消費者被害が深刻化しています。市では広報紙等での情報提供や出前講座等で継続した消費者教育を実施するなど、被害の未然防止に努めています。

■消費者が少しでも疑問や不安を感じた段階で消費生活センターに相談をするケースが増加しており、相談件数は増加傾向にあります。

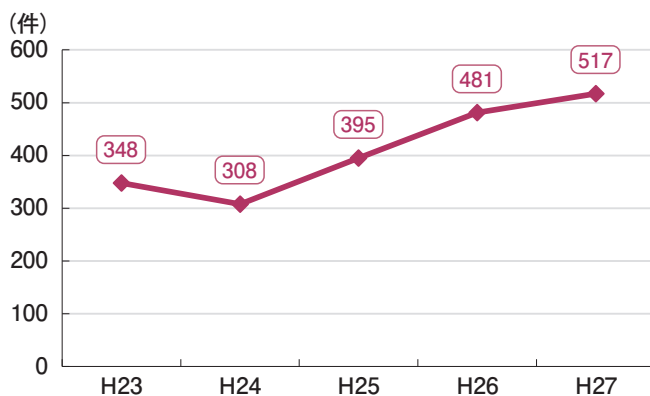
■そこで、消費者教育を強化し、消費生活出前講座、消費者問題を学ぶ市民講座の開催など、あらゆる機会に賢い消費者を目指した活動を行うことが必要です。

■特に、高齢者の消費者被害に対応するためには、高齢者本人が消費生活センターに相談することを待っているだけではなく、出前講座を実施し、積極的に情報発信、啓発活動に努めます。認知症等により判断力が不十分となった方などの消費生活に関するトラブルを未然に防ぐため、行政と地域が連携した見守りネットワーク体制を構築・強化し、さまざまな消費者問題の解決や被害者救済に対応していくことが求められます。

■さらに、法律上の専門知識を要する相談は増加傾向にあり、毎月開催している弁護士による無料法律相談会には多くの相談が寄せられているため、今後も継続して実施していく必要があります。

### 現状と課題に関する統計データ

#### 消費生活に関わる相談件数



(単位:件)

項目	平成27年度
食料品	23
住居品	7
光熱水品	6
被服品	12
保健衛生品	5
教養娯楽品	34
車両・乗り物	13
土地・建物・設備	47
その他の商品	26
レンタル・リース・賃貸	14
金融・保険	51
運輸・通信	127
教育・教養	7
保健・福祉サービス	23
その他(相続・相隣関係)	122
計	517

資料: 笠間市消費生活センター

主担当課	関連課
市民活動課	高齢福祉課

## 施策の内容

### 1 啓発活動の充実

消費者教育を充実するとともに、地域における高齢者等見守りネットワークを基盤に、消費者安全確保地域協議会を構築し、消費者トラブルを未然に防止する消費者市民社会を目指します。

#### [主な取組]

- ◆消費生活市民講座の開催
- ◆出前講座の充実及び講師養成
- ◆広報紙、ホームページを活用した情報の提供
- ◆消費者安全確保地域協議会の構築・充実

### 2 相談事業の充実

複雑・高度化する消費者問題の解決や被害からの救済に向けて、相談員や職員のレベルアップを図り、関係機関との連携を密にしながら、気軽に利用できる相談処理体制の更なる強化を図ります。

#### [主な取組]

- ◆相談者のプライバシー保護対策
- ◆弁護士による無料法律相談会の開催
- ◆相談員、職員の研修参加によるレベルアップ

### 3 消費者団体の育成支援

団体活動を通じて知り得た知識や情報を地域に還元することができる消費者団体の育成に努めるとともに、活動の支援を図ります。

#### [主な取組]

- ◆団体会員の研修参加によるレベルアップ
- ◆自主的な団体活動支援と運営協力
- ◆まちづくり出前講座などへの市民講師としての活躍の場の提供

### 4 販売商品表示の適正化

家庭用用品・特定製品販売店への立入検査を実施し、商品表示の適正化に努め、消費者の安全確保を図ります。

#### [主な取組]

- ◆販売店への立入検査の実施

## 取組の成果を表す主な指標

指標名	単位	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
出前講座・消費生活講座の年間受講者数	人	1,036	1,200
消費者被害防止・救済額	千円	9,300	7,500
消費者団体活動人数	人	577	600
立入検査店舗件数	件	8	10

① 安全・安心に暮らし続けることができる  
まちをつくります

## 6 斎場・墓地

### 施策の目指す姿 安心でやすらぎのあるまち

#### 現状と課題

- 本市の斎場は、笠間市・水戸市（旧内原町の区域）・城里町（旧七会村の区域）で構成する一部事務組合「笠間地方広域事務組合」により、火葬場とセレモニーホールをあわせ持つ総合的な施設として運営しています。
- 斎場棟は建設から11年、火葬棟は13年が経過し、修繕箇所が増加が課題となっていることから、計画的に施設の維持管理を行う必要があります。
- 火葬及び式場の予約方法について、サービス向上のために、より効率のよい運営管理を目指していく必要があります。
- 墓地については、民営の霊園墓地や、寺院墓地、共同墓地等が利用されています。
- 墓地の経営許可にあたっては、笠間市墓地、埋葬等に関する法律施行条例等に基づき、需要の動向や周辺環境に配慮した適切な誘導を行います。

#### 現状と課題に関する統計データ

##### ■斎場使用状況

(単位:件)

年 月	火 葬			式 場					
	総 数	市内居住	市外居住	通 夜			告 別 式		
				総 数	市内居住	市外居住	総 数	市内居住	市外居住
平成23年度	1,074	923	151	219	197	22	399	348	51
平成24年度	1,026	887	139	195	176	19	396	336	60
平成25年度	994	860	134	193	171	22	398	346	52
平成26年度	1,040	900	140	207	190	17	387	331	56
平成27年度	1,012	860	152	181	156	25	403	338	65

資料：笠間広域斎場やすらぎの森

##### ■墓地経営許可件数(H28.10現在)

許可件数	内訳(件)			
	民法法人	宗教法人	個人	共同
1,210	1	65	527	617

資料：環境保全課

主担当課	関連課
市民課	環境保全課

## 施策の内容

### 1 広域斎場の運営

公衆衛生に充分配慮をした利便性の高い施設の運営管理を進めます。

#### 【主な取組】

- ◆適正な運営管理
- ◆インターネットを通じた予約システムの導入
- ◆業務委託の推進

### 2 墓地の適正管理

墓地の経営許可にあたっては、笠間市墓地、埋葬等に関する法律施行条例等に基づき、需要の動向や周辺環境に配慮した適切な誘導を行います。

#### 【主な取組】

- ◆墓地経営の適正許可

## 取組の成果を表す主な指標

指標名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
斎場開場率	%	100	100
広報掲載数	回 / 年	0	1

2 豊かな自然と環境を守り、  
美しいまちをつくります

## 1 環境保全・公害防止

施策の目指す姿 豊かな自然と環境を守る美しいまち

## 現状と課題

■地域資源の一つである自然環境の良さをさらに向上させるため、県立自然公園やビオトープなど本市の自然豊かなフィールドを活用して、環境関連団体と連携した自然観察会や環境イベントを実施し、環境保全活動・環境教育による市民の意識啓発を図ってきました。

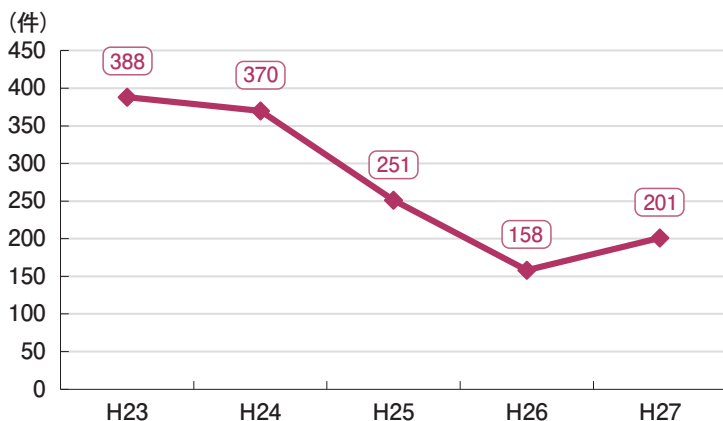
■水質、大気、騒音等の公害関連法令に係る権限移譲を受け、特定事業場への立入検査等や各種環境調査を行うなど快適な環境づくりを推進してきました。公害苦情件数は、減少傾向にあったものの平成27年度は一転して増加しており、内容が多種多様化している中で、迅速な対応が求められています。また、ペットのフン害なども見られ、飼い主のマナー向上が求められています。

■環境保全に関する社会情勢として、低炭素都市づくりに対する取組が進行しており、本市においても、自然エネルギーの活用を促進し、地球温暖化対策として、公共交通の利用促進などの取組を強化する必要があります。

■このような状況から、第2次笠間市環境基本計画に基づき、かさま環境市民懇談会など市民・事業者・民間団体・行政が連携して、良好な環境を維持しつつ次世代に継承していく取組が求められています。

## 現状と課題に関する統計データ

## ■公害等苦情・相談件数



資料：環境保全課



主担当課	関連課
環境保全課	—

## 施策の内容

### 1 自然環境の保全

県立自然公園や美しい田園風景など市の地域資源となる自然環境の保全に努めるとともに、この環境を維持し後世に引き継ぎます。

#### 【主な取組】

- ◆美しい自然景観の保全・創造
- ◆潤いのある水辺の保全・創造
- ◆健全な生態系の維持
- ◆環境保全意識の高揚

### 2 生活環境の保全

住み心地が良く健やかな生活環境を形成するため、大気、水質、騒音、土壌・地盤環境、有害化学物質等公害の未然防止に努めます。

また、生活に密着した苦情については、モラルの向上を図り、快適な生活環境づくりに努めます。

#### 【主な取組】

- ◆公害監視体制の整備
- ◆家庭における公害防止対策の推進
- ◆事業所における公害防止対策の推進
- ◆公害防止に向けた啓発
- ◆法令に基づく規制・指導の強化
- ◆動物愛護意識やマナーの高揚

### 3 地球温暖化対策

地球温暖化の原因となる二酸化炭素排出量の低減について多方面で進めるとともに、地球温暖化に対する適応策の検討をします。

#### 【主な取組】

- ◆地球温暖化に対する理解促進
- ◆公共施設の省エネルギー化の推進
- ◆家庭・事業所における省エネ活動の推進
- ◆公共交通の利用促進
- ◆地球温暖化の影響を回避する適応策の検討

### 4 環境保全活動の推進

環境学習や活動の場の提供を通じて、市民・事業者が主体的に環境保全に取り組む体制を形成します。

#### 【主な取組】

- ◆市民・事業者への環境学習の推進
- ◆市民・事業者への環境保全活動への支援
- ◆体験型学習機会の充実
- ◆環境学習資料・情報提供体制整備
- ◆広域連携による取組の推進

## 取組の成果を表す主な指標

指標名	単位	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
自然環境調査実施回数	回	4	4
水質浄化基準達成率	%	89.9	100
スマートムーブ参加者数	人	180	250
自然体験学習イベントの実施回数	回	5	5



2 豊かな自然と環境を守り、  
美しいまちをつくります

## 2 廃棄物対策

施策の目指す姿 みんなでつくる循環型社会を目指すまち

## 現状と課題

■ 廃棄物のリサイクルを目的として、地域自らが行う資源物団体回収に対する助成事業の実施やフリーマーケットへの活動支援、小型家電リサイクルの回収品目の拡大、ごみ処理ハンドブック及びポスターの作成、エコショップ認定制度の継続実施により、ごみの減量化やリサイクルを推進してきました。

■ 市民協働による美化活動として年3回の市内一斉クリーン作戦の実施や、不法投棄防止対策として、不法投棄ボランティアを増員し、常時監視を可能とする監視カメラを設置するなど監視活動の強化を図りました。継続的な監視活動を実施しているものの、近年は、廃棄物をゲリラ的に投棄される事案が発生するなど周辺環境を著しく阻害していることから、不法投棄の未然防止対策の強化をする必要があります。

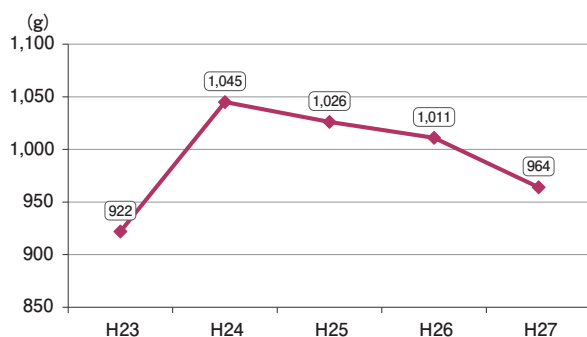
■ ごみ処理及びし尿処理の体制は、平成18年3月の市町合併前の体制を踏襲しており、地区によって処理場が異なるため、家庭ごみの収集や分別方法等に違いがあり、一般廃棄物処理体制の地域的不均衡への対策など、ごみ処理施設の在り方を検討する必要があります。

■ ごみ減量化・リサイクルに係る市民実感度は高いものの、ごみのリサイクル率が減少傾向にあり、年代別で意識の低い若い世代に向けた対策が必要となります。

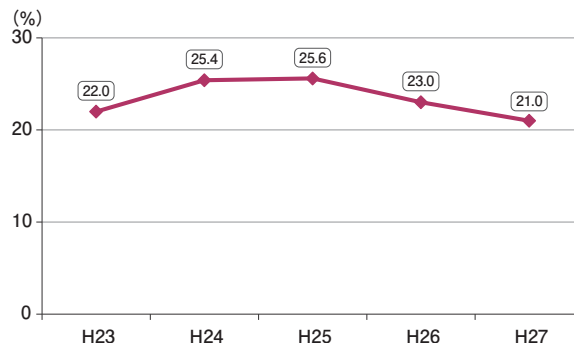
■ このような状況を踏まえ、家庭から排出されるごみの分別を徹底し、リサイクル率を高める取組や、不法投棄の防止対策の実施など、循環型社会を目指した環境づくりに取組んでいく必要があります。

## 現状と課題に関する統計データ

■ 1人1日当たりのごみの排出量



■ ごみのリサイクル率



資料：環境保全課

主担当課	関連課
環境保全課	—

## 施策の内容

### 1 一般廃棄物処理体制の見直し

一般廃棄物（ごみ及びし尿）処理の基本方針を示す「一般廃棄物処理基本計画」を定めます。これにより一般廃棄物処理の地域的な不均衡の解消に取組み、効率的かつ円滑な一般廃棄物の処理ができるよう体制の見直しを図ります。

#### 【主な取組】

- ◆一般廃棄物処理基本計画の策定
- ◆ごみ処理体制の見直し
- ◆し尿処理体制の見直し
- ◆ごみ処理施設の在り方検討

### 2 ごみの減量化・リサイクルの推進

環境への負荷を減らす循環型社会の形成に向けて、市民や事業者と一体となつてごみの発生抑制・再利用によるごみの減量化とリサイクルを推進します。

#### 【主な取組】

- ◆3R運動の推進
- ◆分別収集の推進
- ◆市民、事業者への意識啓発
- ◆スマートフォン等を活用したごみに関する情報提供の導入

### 3 不法投棄の防止

ごみのない清潔で美しいまちに向け、地域の周辺環境を著しく阻害する不法投棄を未然に防止するため、監視活動を強化するとともに、ごみを捨てられない環境づくりとして、市民との協働による環境美化活動の促進やマナーやモラルの向上を図ります。

#### 【主な取組】

- ◆不法投棄ボランティアと連携した監視活動の強化
- ◆看板や監視カメラ設置による捨てられない環境づくり
- ◆環境美化活動の促進
- ◆市民・事業者への意識啓発
- ◆関係機関と連携した指導體制の強化

## 取組の成果を表す主な指標

指標名	単位	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
一般廃棄物処理基本計画の見直し	—	未実施	計画実行
一人当たりのごみの排出量	g	964	減少(※)
ごみリサイクル率	%	21	向上(※)
不法投棄通報件数	件	88	58

※「一人当たりのごみの排出量」、「ごみリサイクル率」の目標値については、平成29年度に策定する一般廃棄物処理基本計画において設定するため、当該数値目標の設定次第、総合計画の目標値に置き換え、進行管理を行います。



# 第3章 健康・福祉

---

## 第1節 子どもを産み育てやすい環境を整えます

### 第1項 子ども・子育て支援

## 第2節 だれもが健やかに生活できる保健・医療体制を整えます

### 第1項 保健・医療

### 第2項 社会保障

## 第3節 相互に支えあい、優しさと心が通いあう地域をつくれます

### 第1項 地域福祉

### 第2項 障害者福祉

### 第3項 高齢者福祉

1 子どもを産み育てやすい環境を整えます

1 子ども・子育て支援

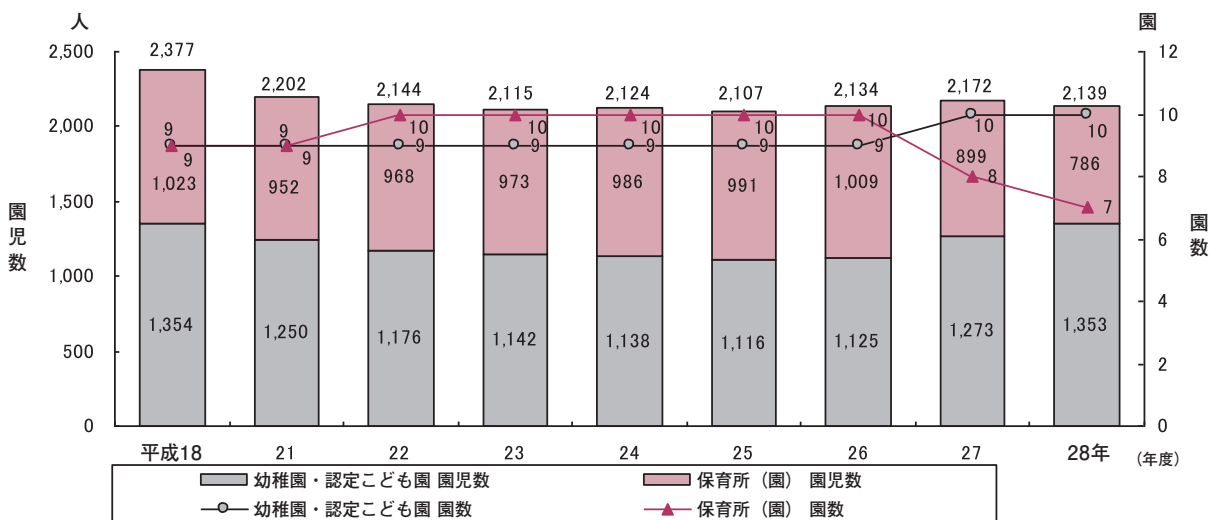
施策の目指す姿 安心して子どもを生み育てることができるまち

現状と課題

- 少子化の進行や家族形態が多様化する中で、安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するために、「幼保連携型認定こども園」や「子育て世代包括支援センターみらい」を開設するとともに、「地域子育て支援センター」や「ファミリーサポートセンター」「放課後児童クラブ」による子育て支援や、医療福祉支給制度の独自助成を実施しました。
- 女性の活躍する社会が望まれていることから、保護者の就労状況にかかわらず教育・保育環境を整備するとともに、子育てに関する不安感や負担感を解消するため、様々なサービスの充実を図る必要があります。
- すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策、さらに、ひとり親家庭等の生活の安定と自立に向けて、各種手当や技能修得支援、家庭援護サービスの充実も図る必要があります。
- 核家族化や地域のつながりが希薄化していることにより、妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきている中、次世代を担う子どもたちを健やかに育てるため、「子育て世代包括支援センターみらい」を中心に、相談や情報の提供、交流の場づくりなど、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援体制の取組を充実していきます。また、幼稚園・保育所（園）・認定こども園や小学校・中学校とも連携し、地域での子育て支援機能の充実を図っていきます。

現状と課題に関する統計データ

■ 市内の幼稚園・認定こども園・保育所（園）数と園児数の推移



資料：茨城県統計課「学校基本調査結果報告書」（～平成27年），子ども福祉課

注）幼稚園・認定こども園は、平成27年までは5月1日現在，平成27年からは4月1日現在，保育所（園）は各年4月1日現在

主担当課	関連課
子ども福祉課	健康増進課 保険年金課 学務課

## 施策の内容

### 1 保育内容の充実

地域性や保護者のニーズ，児童の状態に応じて様々な保育サービスが提供できるよう努めます。また，民間の保育施設への施設整備を支援します。

#### [主な取組]

- ◆延長保育，一時保育，障害児保育等の充実
- ◆病児保育・病後児保育の充実
- ◆民間保育施設整備の支援
- ◆就学前教育の充実
- ◆公立保育所及び認定こども園の民営化の推進

### 2 育児支援対策の充実

子育てに関する不安感や負担感を解消できるよう，子育てに関する情報提供や育児相談体制の充実に努めます。

#### [主な取組]

- ◆地域子育て支援センターの利用促進
- ◆ファミリーサポートセンター事業の活用
- ◆医療福祉支給制度の市独自助成の充実
- ◆幼児期から小学校への円滑な移行の推進

### 3 児童の健全育成

放課後児童クラブの充実を図ります。また，児童虐待については虐待の発生予防，早期発見，早期対応，自立支援まで一連の対策の更なる強化を図り，児童の健全育成に努めます。

#### [主な取組]

- ◆放課後児童クラブの充実
- ◆児童相談所等との連携
- ◆児童虐待防止と適切な対応の推進

### 4 ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等の生活の安定と自立に向けて，子育て・生活支援，就業支援，養育費の確保など総合的な自立支援に努めます。

#### [主な取組]

- ◆児童扶養手当等の支給
- ◆ひとり親家庭等の親への自立，就業支援
- ◆高等技能訓練促進費（生活費の補助）の活用

### 5 母子保健の充実

すべての妊産婦が，すべての親と子が，健やかに生活できる地域を目指します。

#### [主な取組]

- ◆「子育て世代包括支援センターみらい」による相談支援や情報発信
- ◆要支援妊産婦への個別支援
- ◆乳児全戸訪問指導や発達相談支援事業の実施
- ◆学校における思春期教育の充実

## 取組の成果を表す主な指標

指標名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
保育所・認定こども園・幼稚園の利用定員数	人	2,286	2,382
子育て支援センターの利用者数	人	26,511	27,500
児童クラブ利用定員数	人	930	1,150
母子家庭等高等技能訓練促進事業利用者数	人	3	2
乳児全戸訪問実施率	%	96.3	100



2 だれもが健やかに生活できる  
保健・医療体制を整えます

1 保健・医療

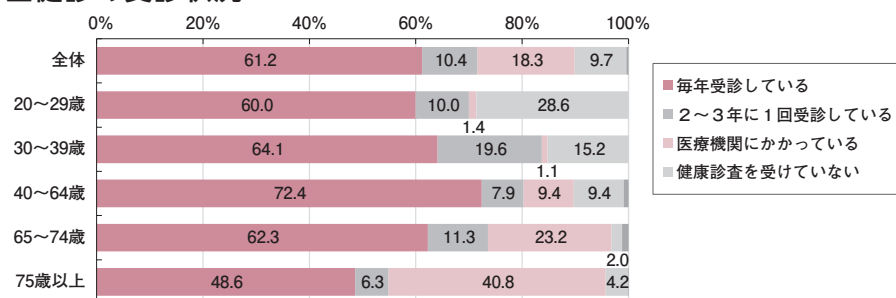
施策の目指す姿 誰もが健康で心豊かに暮らせるまち

現状と課題

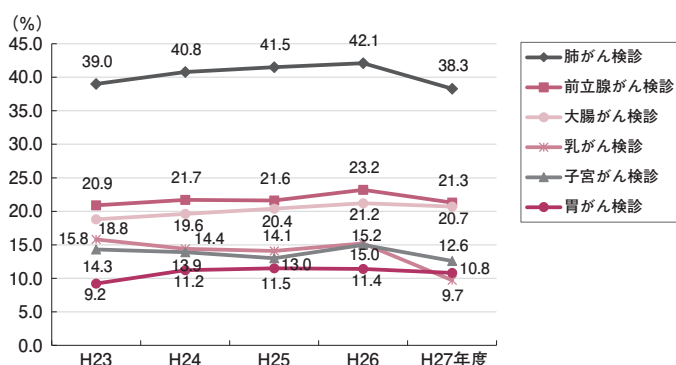
- 本市では、平成24年に「健康都市かさま」宣言を行い、市民と行政が一体となって、健康な生活を送り続けることができる安心と安全が確立された「健康な都市づくり」を進めています。
- 健康づくりに関する教室や講座の実施、各種検診の受診勧奨や無料クーポン券等の配付、幼児から高齢者までライフステージに応じた適切な歯科保健の普及・啓発、笠間市ヘルスリーダーの会を中心とした調理体験事業や、学校、幼児施設等との食育ネットワークの整備などに取り組んできました。
- また、医療体制については、市医師会や県立中央病院の医師及び市薬剤師会などの協力により、一次救急として平日夜間・休日初期救急診療を実施しました。在宅医療についても、市立病院において訪問看護ステーションを設置するなど、積極的に推進しました。
- 平成30年4月の「地域医療センターかさま」オープンに向け、保健・医療・福祉・介護の連携体制を確立し、包括的な地域の在宅医療体制のさらなる充実を図ります。
- 少子高齢化が進み、生活習慣病やこれに起因した認知症、寝たきり等の要介護者が増えていることから、健康で暮らすことのできる「健康寿命の延伸」を図ることが必要であり、だれもが健康に暮らせるまちをつくるため「笠間市健康づくり計画」に基づき推進してまいります。

現状と課題に関する統計データ

■健診の受診状況



■がん検診受診率



資料：健康増進課



## 施策の内容

### 1 健康寿命延伸を目指した取組の推進

「健康寿命の延伸」を目指して、市民自らが健康づくりに取組めるよう支援します。各種検診の受診への啓発活動や健康リスクに該当する項目など健康教育や正しい知識の普及啓発に努めます。

#### 【主な取組】

- ◆がん検診やその他の健康診査の受診率向上のための対策の実施
- ◆運動習慣が身につくような環境の整備
- ◆メンタルヘルスについての正しい知識の普及啓発
- ◆禁煙による健康リスクについての広報活動
- ◆適度な飲酒を身につけるための健康教育等の充実
- ◆民間企業との連携推進

### 2 食育の推進と歯科保健の充実

「食べる力」＝「生きる力」を育む食育の環（わ）を広げます。保育所（園）・幼稚園・認定こども園や学校と連携し、幼少期から子どもたちや保護者に向けて食育を推進し、若い世代を中心に食を通じた健康に関する正しい知識を身につけられるように取組みます。

いつまでもおいしく食べるために、生涯にわたる歯と口の健康づくりを推進します。

#### 【主な取組】

- ◆ヘルスリーダーの食に関する活動の充実
- ◆保育所（園）・幼稚園・認定こども園や学校等と連携した推進体制の充実
- ◆子どもへの農業体験や食文化体験の推進
- ◆歯周病とむし歯予防対策の推進
- ◆要介護者に対する歯科口腔保健サービスの推進
- ◆広報紙等による歯と口の健康情報の提供

### 3 健康づくりの環境整備

関係各課等と連携を図り、市民の健康づくりの場と機会を充実させていきます。健康都市かさま宣言連携事業を増やし、地域が主体となる健康づくり事業を実施します。

#### 【主な取組】

- ◆健康都市づくり事業の実施
- ◆ヘルスロード利活用の推進
- ◆市民・地域主体の健康づくりの推進

### 4 医療体制の充実

県立病院や、医師会との連携を強化し、保健、福祉、介護と連動した安心できる医療を確保していきます。

#### 【主な取組】

- ◆健康ダイヤル24の利用促進
- ◆休日診療当番医の充実
- ◆かさま地域医療教育ステーション（筑波大学附属病院との連携）の推進
- ◆地域医療センターかさまの整備

主担当課	関連課
健康増進課	市立病院

## 取組の成果を表す主な指標

指標名	単位	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
健康寿命	歳	男 64.9 女 66.6	延伸
健康診査を定期的に受診している人の割合	%	71.6	75.0
調理を体験できる事業の開催回数	回	64	68
毎日1回は、丁寧に歯磨きする人の割合 (20歳以上)を増やす	人	61.7	70.0
健康都市かさま宣言連携事業数	事業	7	15
市立病院の常勤医師の数	人	4	6

## ② だれもが健やかに生活できる 保健・医療体制を整えます

# 2 社会保障

**施策の目指す姿** 共に支えあい、健やかに暮らせるまち

### 現状と課題

■国民健康保険事業は、国民皆保険制度の基盤として重要な役割を担っていますが、前期高齢者の増加や低所得者の増加、さらに医療技術の高度化や生活習慣病による疾病の増加に伴う医療費の増大などが要因となり、非常に厳しい財政状況にあります。そのような中、国民健康保険税の収納率は、電話催告や、口座振替・コンビニ納付の推進等を実施したことにより向上してはいますが、財政健全化のためには、徴収の徹底と医療費の抑制や適正化対策に取り組む必要があります。

■医療費の抑制につながる取組としては、特定健康診査の受診率向上に努めていますが、若い世代からの生活習慣病予防や健康づくり意識の高揚をさらに進めていく必要があります。

■医療福祉費支給制度は、受給者の増加や医療費の上昇等により支給額の増大が見込まれますが、安心して医療機関を受診できるように、制度の存続が必要であると考えます。

■後期高齢者医療制度は、茨城県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、超高齢社会に対応する制度であることの理解を得ながら事業を展開し、制度の健全化に努める必要があります。

■国民年金は、未加入者・未納者が増加していることから、市民の安定した暮らしを支えあうための重要な制度であることを周知し理解を深めることが必要となります。

■人口減少・少子高齢化の本格化による社会保障関連経費の増大に備え、今後も、社会保障制度の適正運営に努めていきます。

### 現状と課題に関する統計データ

#### ■国民健康保険被保険者数

(単位:世帯、人)

年度	総数(住民基本台帳)		国民健康保険				
	世帯	人口	世帯	被保険者数	加入割合(%)		
					前期高齢者数	世帯	被保険者数
平成23年度	29,304	79,227	13,407	25,290	7,280	45.75	31.92
平成24年度	29,745	79,356	13,391	24,941	7,640	45.02	31.43
平成25年度	30,033	78,710	13,335	24,290	8,026	44.40	30.86
平成26年度	30,383	78,344	13,221	23,597	8,382	43.51	30.12
平成27年度	30,611	77,815	12,951	22,666	8,611	42.31	29.13

※各年3月31日現在

#### ■国民健康保険税収納状況(現年度課税分)

(単位:千円)

年度	調定額	収入済	額収納率
平成23年度	2,289,458	1,953,141	85.31%
平成24年度	2,417,475	2,080,384	86.06%
平成25年度	2,455,380	2,151,517	87.62%
平成26年度	2,357,994	2,076,974	88.08%
平成27年度	2,220,391	1,981,553	89.24%

資料：保険年金課

主担当課	関連課
保険年金課	健康増進課

## 施策の内容

### 1 国民健康保険制度の適正化

国民健康保険制度の適正な運営を実現するため、国民健康保険税の徴収の徹底や医療費の抑制などの財政健全化に対応した効果的な事業を実施し、安定した制度づくりを目指します。

#### [主な取組]

- ◆保険税の適正な賦課と収納率の向上
- ◆的確な保険給付
- ◆ジェネリック医薬品の利用推進
- ◆人間ドック受診の助成充実
- ◆特定健康診査受診率、特定保健指導率の向上
- ◆国民健康保険広域化への対応

### 2 医療福祉支給制度の充実

制度受給者が経済的負担の軽減により安心して医療を受けられるよう、持続性のある制度運営を目指します。

#### [主な取組]

- ◆受給支援の適正化
- ◆医療福祉費助成内容の充実
- ◆制度の継続化

### 3 後期高齢者医療制度の適正化

広域的な事業連携のもと、制度の周知を図りながら円滑に事業展開を実施し、適正な制度の運営に努めます。

#### [主な取組]

- ◆制度運営主体との円滑な連携
- ◆保険料収納率の向上
- ◆生活習慣病の予防改善
- ◆制度の周知徹底による適正な事業運営

### 4 国民年金制度の推進

安心した暮らしが実現できるよう、制度の重要性についての周知徹底を図りながら、年金受給権の確保に努めます。

#### [主な取組]

- ◆国民年金制度の周知徹底
- ◆国民年金の加入促進
- ◆窓口のサービス向上
- ◆相談体制の充実

## 取組の成果を表す主な指標

指標名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1人当たりの医療費	円	215,208	264,546
国民健康保険税収納率(現年度分)	%	89.2	92.5
医療福祉費支給制度の受給率	%	86	98
後期高齢者医療保険料収納率(現年度分)	%	98.3	99.1

3 相互に支えあい、優しさと心が通いあう地域をつくります

1 地域福祉

施策の目指す姿 地域で支えあう福祉のまち

現状と課題

■ 少子高齢化・核家族化など地域社会の急速な変化と社会状況の中で、地域の結びつきの希薄化、身近な住民同士の交流やコミュニケーション不足など、互いに支えあう力が弱まりつつあります。その様な中で多様化する福祉課題に対応するためには、その地域に住む人びとがお互いを理解しあい、市民・社会福祉等の関係団体・行政がそれぞれの良さを活かしながら支えあい、地域の課題に取り組んでいく必要があります。

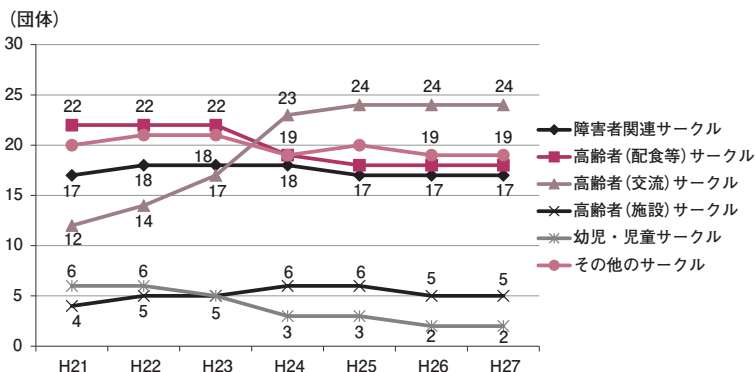
■ 東日本大震災により、地域での支えあいの重要性と必要性が認識され、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿の作成が義務付けられたことから、笠間市災害時避難行動要支援者避難支援プランを策定しました。要支援者の台帳整備や個人情報公開同意の取得（制度理解）を進めるとともに、さらに地域における要支援者を支援する組織への協力依頼をより一層進めていく必要があります。

■ 地域福祉の推進のため、すべての要支援者に対し、医療・介護・福祉・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される茨城型地域包括ケアシステムの推進をすすめ、コーディネート機能と多職種協同の支援体制の充実を図る必要があります。

■ 生活保護の被保護世帯数は増加傾向にあり、また、生活保護に至らない低所得者による相談も増えていることなどから、生活困窮者の増加が懸念されています。生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の効果的活用により、生活困窮からの自立に向けた支援が必要になります。

現状と課題に関する統計データ

ボランティアサークルの状況



資料：笠間市社会福祉協議会



主担当課	関 連 課
社 会 福 祉 課	笠間支所福祉課 岩間支所福祉課 高 齢 福 祉 課 子 ども 福 祉 課

## 施策の内容

### 1 住民参加による地域福祉の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を構築するため、各種機会を利用した広報・啓発活動，リーダーやボランティアなどの人材育成を図り，地域福祉活動への住民参加や地域で支えあう体制づくりを推進し，住民と関係団体と行政の協働による地域福祉の実現を目指します。

#### 【主な取組】

- ◆地域福祉に関する広報・広聴と住民参加の促進
- ◆地域福祉の担い手の育成
- ◆福祉活動団体の支援と連携によるサービス支援体制の充実
- ◆災害時要支援者の把握と支援体制の充実

### 2 地域福祉サービス・活動の充実

住民ができるだけ身近な生活圏で必要なサービスを利用できるよう，地域の実情に応じて単独の制度ではなく様々な分野の制度により総合的な福祉サービスを提供できる環境づくりを進めます。また，総合的な相談体制・情報提供・福祉サービス利用支援の充実を図ります。

#### 【主な取組】

- ◆相談体制の充実
- ◆利用者に応じた情報提供の充実
- ◆福祉サービス利用支援の充実

### 3 低所得者福祉の充実

低所得者世帯への問題解決のための相談や支援策等の強化により生活の安定・向上と生活困窮からの自立意識の高揚を図ります。

自立支援の取組により，生活保護受給者等の自立を助長するとともに，生活保護制度が最後のセーフティネットとしての機能を果たすよう，制度の適正な運用と実施に努めます。

#### 【主な取組】

- ◆生活困窮者自立相談支援体制の充実
- ◆就労支援体制の充実
- ◆生活保護・社会保障制度の適正な運用

## 取組の成果を表す主な指標

指 標 名	単 位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
ボランティア登録延人数	人	1,440	1,500
生活困窮者自立相談支援数	件	643	760

### 3 相互に支えあい、優しさと心が通いあう地域をつくります

## 2 障害者福祉

施策の目指す姿 共に支えあい自分らしく暮らせるまち

### 現状と課題

■障害者自立支援法が改正されて「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定、施行されるなど、新たな法整備が進められてきました。障がいと障がい者に対する正しい理解を浸透させるとともに、差別のない社会の実現に向けて取組を強化していく必要があります。

■障がいのあるすべての人が、住みなれた地域において生きがいのある生活を送るためには、適切な障害福祉サービス及び計画相談支援が必要です。1人1人のニーズに応じた障害福祉サービスの提供や支援体制の構築など、地域で安心して暮らせる環境づくりを進める必要があります。

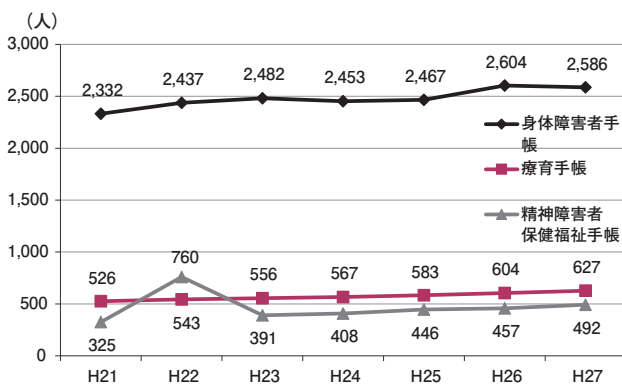
■施設入所者については、横ばい傾向にはありますが、扶養者や配偶者の高齢化が進み、在宅での介護・介助等が困難になってきていることや、重度障がい者の場合には地域に戻っての生活が困難な場合が多いことから、退所者が少ない状況です。

■障がいを持つ子どもへの対応については、就学前から就学、就労と成長に応じての養育・社会生活等での関係機関の連携支援が必要であり、高齢化により増えつつある障がいを持つ高齢者への対応についても地域や福祉・医療機関で連携し支え合う必要があります。

■ノーマライゼーションの理念の実現を目指し、安全で安心して生活でき、積極的に社会参加ができるような地域づくりをハードとソフトの両面で進める必要があります。

### 現状と課題に関する統計データ

#### ■障害者手帳交付状況



資料：社会福祉課

主担当課	関連課
社会福祉課	笠間支所福祉課 岩間支所福祉課

## 施策の内容

### 1 障害福祉サービスの充実

地域で安全に安心して自立した生活を送ることができるよう、障がいのある人に必要な日常の支援や自立した生活のための訓練、就労の場の提供、医療の提供など障害福祉サービスの充実を図ります。

#### 【主な取組】

- ◆介護給付の促進
- ◆訓練等給付の促進
- ◆地域生活支援事業の促進
- ◆補装具給付の充実
- ◆日常生活用具給付等事業の促進

### 2 総合的な自立及び社会参加の支援

障がいのある人が、その能力や適性に応じて住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るよう、地域の障害者福祉施設等により支援を行います。

#### 【主な取組】

- ◆相談支援事業の促進
- ◆コミュニケーション支援事業の促進
- ◆移動支援事業の促進
- ◆地域活動支援センター機能強化事業の促進
- ◆成年後見制度利用支援

## 取組の成果を表す主な指標

指標名	単位	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
福祉サービス年間利用件数	件	13,164	14,308
計画相談支援件数	件	1,092	1,483





### 3 相互に支えあい、優しさと心が通いあう地域をつくりま

## 3 高齢者福祉

### 施策の目指す姿 高齢者を地域全体で支えあえるまち

#### 現状と課題

■安心して暮らせる地域づくりのための介護予防、見守り支援、緊急時対応等を含めた、地域で支えあう体制の整備を進めてきました。

■地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアの体制づくりが進み、地域の多職種間の連携による、相談支援の充実をはじめ、介護予防事業の推進や健康づくりを進めることができました。今後の取組として地域での包括的なケア体制の強化には、特に医療との連携が重要であると考えます。

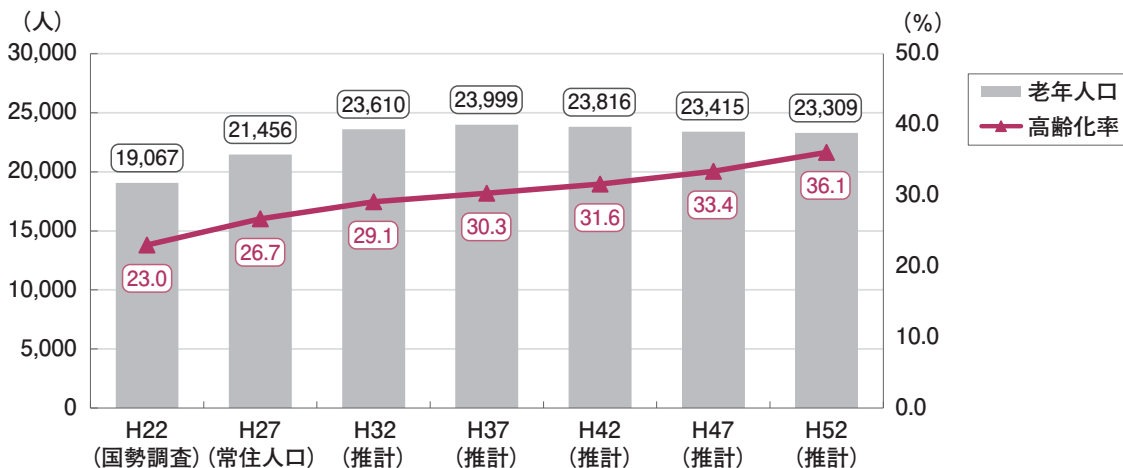
■認知症サポーターについては、幅広い年齢や職種に対して養成講座を実施し、認知症に対する理解を深めるとともに、地域での見守りの協力者として、見守り支援体制の一助となっています。

■また高齢者の社会参加については、生きがいづくりと合わせて、高齢者の豊富な経験を生かし、地域の担い手となるよう、人材活用を図ると共に、高齢者同士も支えあえる環境づくりを早急に形成する必要があります。高齢者クラブについては、高齢者の生きがいづくり及び介護予防のため、多くの方に参加していただき、一定の効果を得られましたが、新たな高齢者施策として、住民ニーズに合った居場所づくりや生活支援・介護予防の事業を組み立てる必要があります。

■介護が必要となっても、それぞれの状態や必要に応じた介護サービスを適切に利用することができ、住み慣れた地域で、その人らしい生活を、可能な限り継続して送ることができる制度が求められています。また、医療ニーズの高い方に対し、安定した在宅生活の継続のため、医療・介護が連携した支援体制づくりを進めていく必要があります。

#### 現状と課題に関する統計データ

##### ■老年人口の推移及び将来予測



資料：国立人口・社会問題研究所

主担当課	関 連 課
高 齢 福 祉 課	笠間支所福祉課 岩間支所福祉課 健康増進課

## 施策の内容

### 1 社会参加・生きがいつくりの推進

自らが生きがいを持ちながら、様々な機会を通じて支援し合うことができるよう高齢者が主体的に活動（スポーツ・地域貢献・就業等）することが必要であり、高齢者の社会参加機会の充実に取り組めます。これにより、ボランティア活動を推進して地域住民が共に支え合う地域づくりの土壌が形成されることが期待できます。

#### 【主な取組】

- ◆高齢者クラブ活動の推進
- ◆シルバー人材センターの活用
- ◆文化・スポーツ活動の推進
- ◆ボランティア活動の充実

### 2 介護予防の推進

高齢者が健やかな生活を送るためには、自分の健康は自分で守るという意識を持つことが大切であり、高齢者のニーズに合わせた介護予防事業を充実させ、健康で自立した生活の継続を目指します。地域の専門職の事業への関与による生活機能向上と合わせて、住民主体の自主的な地域活動を支援していきます。

#### 【主な取組】

- ◆介護予防事業の充実
- ◆地域リハビリテーション活動支援事業の推進
- ◆住民主体の地域活動の推進

### 3 地域包括ケアシステムの構築

様々な状態にある高齢者が住み慣れた地域で暮らすために、関係機関や地域住民の協力による見守り支援体制の充実に取り組めます。

また、高齢者の尊厳保持と自立生活の支援のために医療・介護等多職種が連携した地域包括ケア体制を推進します。さらに、専門職や関係者間の情報共有ネットワークの充実によるサービスの質の向上、住民主体の活動を推進し、地域資源や人材を活用した生活支援事業に取り組めます。

#### 【主な取組】

- ◆多様な福祉サービスの充実
- ◆見守り事業の充実
- ◆地域包括ケア体制の充実
- ◆認知症施策の推進
- ◆在宅医療・介護連携の充実
- ◆介護・健診ネットワークの充実
- ◆総合相談支援・権利擁護・成年後見制度利用支援
- ◆官民連携による支援体制の推進

### 4 質の高い介護サービスの基盤整備

地域のニーズにあった、在宅ケアのための多様な居宅サービスの充実を図るとともに、適正なサービスによる自立した生活の継続を目指します。また、利用者の利便性の確保や家族の負担軽減及び相談支援の充実に努めます。

#### 【主な取組】

- ◆サービス事業所の指定・指導
- ◆ケアプラン点検
- ◆家族介護継続支援
- ◆給付実績の確認

## 取組の成果を表す主な指標

指標名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
高齢者クラブ加入率	%	16.9	18.8
介護予防運動教室等参加者数	人	42,507	57,000
在宅支援チーム数	件	566	1,100
地域密着型サービスの提供状況	人	214	637



# 第4章 産業

---

## 第1節 新たな活力の創造と力を生かせる環境を整えます

- 第1項 企業誘致
- 第2項 雇用・労働環境

## 第2節 地域の誇りに満ちた活力ある産業をつくれます

- 第1項 観光
- 第2項 地場産品
- 第3項 農林業
- 第4項 商業
- 第5項 工業

① 新たな活力の創造と力を生かせる環境を整えます

# 1 企業誘致

**施策の目指す姿** 活力ある産業と魅力ある雇用があるまち

## 現状と課題

■ 既存工業団地への立地推進に向けて、茨城中央工業団地（笠間地区）のモデル画地や全体的な造成を実施し、茨城県との連携により企業誘致に向けて取組み、畜産試験場跡地の排水整備を促進し、本地域においても企業の進出が決定し、操業開始に向けた準備が進められています。さらに、岩間工業地域（安居地区）についても新たな産業拠点形成に向けて、整備内容の検討を進めてきました。

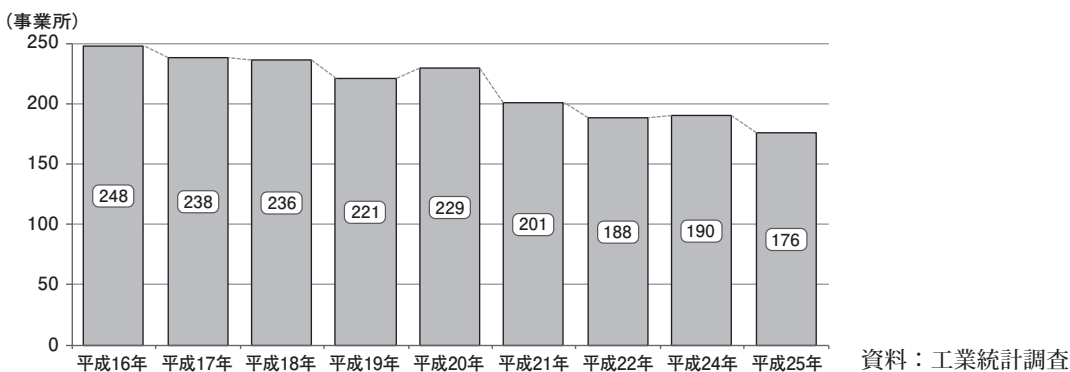
■ 誘致活動のため、新規立地企業への補助金制度を新設し、制度の普及啓発に努めるとともに、産業視察会や立地セミナーを実施するなどの誘致活動を推進してきました。

■ 地域に根差した工業の振興のため、既存企業を対象とするセミナーの開催、各種支援制度の活用や雇用確保に繋がる面接会を実施しました。

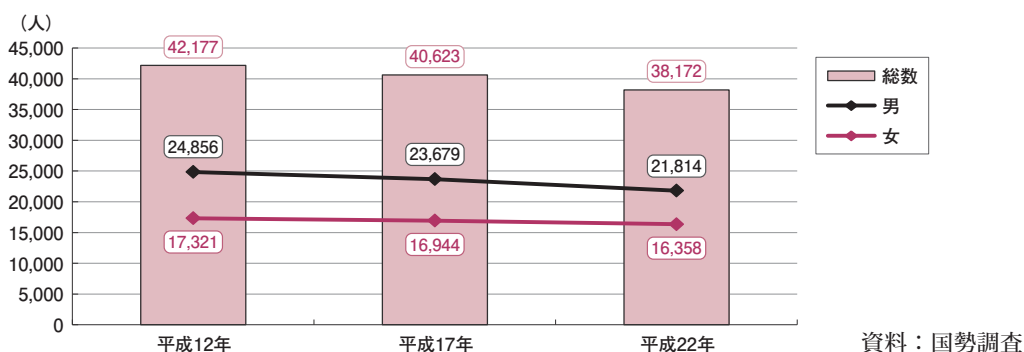
■ 今後は、人口減少・少子高齢化の進展を背景に、人口減少の抑制や地域経済の活性化に向けた取組が重要となっている中で、新たな企業の立地がもたらす地域への波及効果は、雇用の場の創出、税収の増加、U・Iターン就職促進による移住・定住者の増加など、地域活力の向上につながる非常に大きいものとなることから、産業拠点の機能強化や進出企業への支援制度の充実を図るとともに、既存企業支援等、企業の誘致等に強力に取り組むことが求められています。

## 現状と課題に関する統計データ

### ■ 市内の事業所数の推移



### ■ 市内の就業者数の推移



主担当課	関連課
企画政策課	商工観光課 都市計画課

## 施策の内容

### 1 産業拠点の強化

企業が求める条件や立地場所の確保，設備整備，さらには交通アクセスの充実も含めた産業拠点機能の強化を図ることで立地先として選ばれるまちづくりを進めます。

#### 【主な取組】

- ◆茨城中央工業団地（笠間地区）への企業立地促進
- ◆岩間地区工業地域の整備手法の検討
- ◆畜産試験場跡地の効果的な活用
- ◆小規模事業用地情報の確保

### 2 企業誘致の推進

立地意向のある企業情報の収集を行い，企業に対して訪問，PR活動等積極的な情報発信を行います。

#### 【主な取組】

- ◆立地企業の情報収集
- ◆企業支援制度の普及啓発
- ◆企業訪問，PR活動

### 3 既存企業の支援

既存企業の規模拡張などの情報を入手し，活用できる支援制度や雇用の確保などサポートを行います。

#### 【主な取組】

- ◆企業との情報交換の推進
- ◆各種融資制度による支援
- ◆既存企業の拡張サポート

## 取組の成果を表す主な指標

指標名	単位	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
新規立地企業数（累計）	社	—	5
立地に伴う雇用者数（累計）	人	—	25
既存企業の規模拡張件数（累計）	件	—	5

① 新たな活力の創造と力を生かせる  
環境を整えます

## 2 雇用・労働環境

施策の目指す姿 誰もが希望をもち働き続けられるまち

### 現状と課題

■設備投資に伴って新たに笠間市民を雇用した場合に適用される企業活動促進市民雇用創出補助金制度を創設するとともに、新規創業者への支援策として、創業塾を開設し、創業希望者に対する支援を行い、あらたな雇用創出に努めました。また、若者の雇用促進対策として、大学生や市内中高生のキャリア教育推進のため市内企業へのインターンシップや市内企業就職面接会等を開催し市内企業と学生をつなぐ取組を実施いたしました。

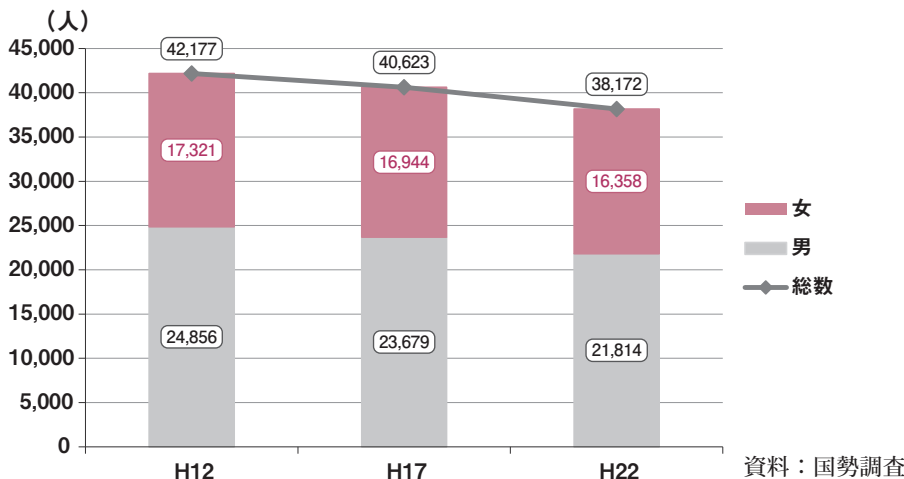
■さらに、福利厚生施設を整備した場合に適用される福利厚生施設整備促進補助金制度を創設し、労働環境の改善に努めてまいりました。

■生産年齢人口の減少に伴い市内の就業者数も減少している状況において、多様な人材が働くことができる労働環境を改善し、企業への就業支援をするために、市内企業のワークライフバランスの取組を促進する必要があります。

■また、働く意欲のある方に、就業・復職・再就職支援を行うとともに、地域に根付く中小企業や新たに起業・創業する方に対し支援を行うことで、地域産業振興の促進、市民の雇用創出につなげていきます。

### 現状と課題に関する統計データ

#### ■市内企業への就業者数



主担当課	関連課
商工観光課	—

## 施策の内容

### 1 雇用の創出

企業が設備投資等を行い、雇用拡大への支援や、ハローワーク等の関係機関と連携して企業説明会等を開催し、雇用の創出を図ります。

#### 【主な取組】

- ◆中小企業の市民雇用への支援
- ◆労働環境の改善への支援
- ◆関係機関連携による市民雇用の推進

### 2 新卒者・正規雇用の推進

市内企業の求人活動の支援や、若者を対象とした就職相談会、さらには、インターンシップを推進します。

#### 【主な取組】

- ◆市内企業の求人活動への支援
- ◆大学生等を対象に市内企業でのインターンシップの推進
- ◆就職面接会の開催
- ◆高校生と保護者を対象とした企業説明会の開催
- ◆市内企業紹介バスツアーの開催

### 3 雇用機会の確保と就労支援

ハローワーク等の関係機関と連携しながら情報提供を行うとともに、働く意欲のある市民の安定的な雇用の場を創出します。

#### 【主な取組】

- ◆関係機関と連携したUIJターンの推進
- ◆女性の就労支援
- ◆企業ガイドブックの作成

### 4 起業・創業への支援

商工会をはじめとする関係機関と連携し、創業して成功するための実践的な知識を学ぶセミナーの開催や、新たに起業・創業する方を支援します。

#### 【主な取組】

- ◆創業支援セミナーの開催
- ◆創業資金の支援
- ◆起業・創業支援のワンストップ窓口の充実
- ◆創業支援事業計画の推進
- ◆ものづくり作家への創業支援

## 取組の成果を表す主な指標

指標名	単位	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
有効求人倍率(年度平均)	ポイント	0.62	0.85
インターンシップ受入登録事業所数	社	—	66
創業支援事業計画による年間新規創業者数	件	14	14



2 地域の誇りに満ちた活力ある産業をつくります

1 観光

施策の目指す姿 笠間らしい魅力あふれる創造性豊かな観光のまち

現状と課題

■本市は、笠間稲荷神社、笠間日動美術館や茨城県陶芸美術館、笠間焼などの歴史的資源・芸術・伝統文化をはじめ、自然環境を背景とした多くの観光資源に恵まれています。また、その多くが笠間稲荷門前通りや旧井筒屋旅館本館、佐白山、笠間芸術の森公園の周辺に点在していることから、これらを生かした観光交流の拠点として、さらなる発展が期待されています。

■春の「陶炎祭」や秋の「菊まつり」をはじめ、年始における初詣や、主要な農産物である栗を活かした「新栗まつり」、「稲田みかげ石」などの各種組合や関係機関との連携のもと年間を通じて多くのイベントが開催されています。また、本市の観光振興に資する「笠間のいなり寿司いな吉会」や観光ボランティアである「ふるさと案内人」に対する活動支援を行ってきました。

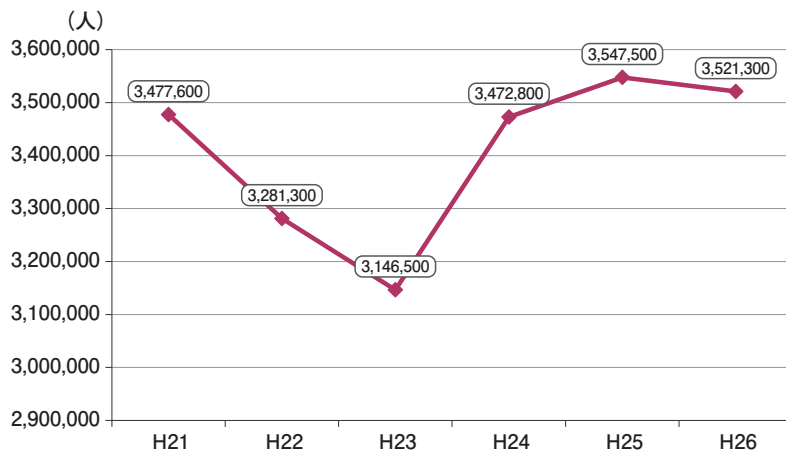
■新たに笠間ファン倶楽部において、各種交流事業を実施したほか、「恋人の聖地」事業についても、各種イベントを企画するとともにモニュメントも設置するなど推進に努めてきました。

■また、県及び近隣市町村と広域的な連携を図り各種事業を展開したほか、本市と同様「陶芸のまち」として発展してきた栃木県益子町と「かさましこ観光協議会」を設立し、県外市町村との交流にも取り組んできました。

■今後は、観光産業の振興により、地域経済への波及効果を狙うとともに、交流人口の拡大による地域の活性化を目指していくため、観光客の滞在時間の延長や宿泊につながる観光交流拠点を形成し、日帰り観光から、滞在型観光、そして通年型観光地へと発展していくことが求められています。また、日本を訪れる外国人観光客が増えていることから、本市においても、外国人を誘客するため、多言語によるパンフレット・看板等の整備を始め、市内観光施設における受入体制を整えていく必要があります。

現状と課題に関する統計データ

年間入込観光客数



資料：茨城県商工労働観光部観光物産課

主担当課	関 連 課
商 工 観 光 課	農 政 課 まちづくり推進課

## 施策の内容

### 1 魅力づくりのための基盤強化

滞在型観光・通年型観光地へと発展するため、多様化する観光ニーズに対応し、着実に誘客につなげるとともに、滞在時間の延長や宿泊促進に向けて、観光事業者や関係団体との連携、さらには宿泊施設運営事業者誘致を図りながら、歴史、文化、芸術、産業、自然など、地域資源を生かした魅力ある観光地づくりに取組みます。

#### 【主な取組】

- ◆笠間観光協会を中心とした観光事業の推進
- ◆観光事業者・関係団体との連携強化
- ◆観光客の動向調査及び分析
- ◆滞在時間延長につながる仕組みの構築
- ◆観光交流拠点の整備
- ◆宿泊施設等誘致及び立地等支援
- ◆観光関連施設の良好な維持管理

### 2 情報発信の推進

笠間市への観光客誘致を図るため、ホームページ、SNS等、多様な情報ツールにより情報発信を進めます。

#### 【主な取組】

- ◆おもてなし力の向上
- ◆観光案内所の拡充
- ◆観光案内人の育成・強化
- ◆観光客誘致に向けた情報発信の推進
- ◆メディア等の積極的な活用

### 3 広域連携による魅力づくり

周辺自治体や関係機関・団体と連携し、広域的なPR活動や広域観光ルートづくりを推進し、周辺観光資源を活用した新たな魅力づくりに取組みます。

#### 【主な取組】

- ◆漫遊いばらきなど県と連携した事業の推進
- ◆近隣市町村など広域協議会等との連携推進
- ◆筑波山地域ジオパーク活動の推進
- ◆鉄道、高速道路事業者等と連携したPR活動の推進
- ◆市外で開催される催事等と連携したPR活動の推進

### 4 地域特性を活かした観光客誘致の推進

笠間市に関係する農商工観の各業界と連携し、観光客の誘致に取組みます。

#### 【主な取組】

- ◆各種ツーリズム等の体験型プランへの取組
- ◆戦略的なイベントの推進
- ◆笠間焼、稲田みかげ石、農産物など、ブランド戦略との連携

## 5 インバウンド事業の推進

近年，急激に増加している訪日外国人観光客に対して，広域連携による市内への誘導や受入体制などを整備していきます。

### 【主な取組】

- ◆県と連携した外国人向け周遊ルートの形成やPR活動の推進
- ◆外国語による案内やパンフレットなど受入体制の充実
- ◆外国語で案内ができる人材の育成
- ◆外国人観光客誘致に向けた情報発信の推進

## 取組の成果を表す主な指標

指標名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
観光入込客数	千人	3,521	3,873
観光情報HP（市，観光協会）アクセス数	件	238,702	310,000

産業

施策

4-2-2

2 地域の誇りに満ちた活力ある産業をつくります

2 地場産品

施策の目指す姿 地域のブランド力で人をつなぐまち

現状と課題

- 本市では、笠間焼や稲田みかげ石をはじめとする独自の産業が育まれ継承されてきているほか、栗や小菊など多彩な農産物の産地にもなっており、本市の知名度や魅力向上において大きな役割を果たしています。
- 笠間焼や稲田みかげ石等のイベント開催やPR活動、さらには、首都圏をターゲットとした新たな販路拡大を目指した取組を支援してきました。
- 笠間焼については、耐熱の機能を備えた笠間焼「笠間火器」の開発や少人数用炊飯土鍋「笠間釜右衛門（かさまかまえもん）」の海外販路開拓に取組むとともに、平成25年12月には「笠間市地酒を笠間焼で乾杯する条例」を制定し、笠間の地酒とのコラボレーションによる商品開発にも取組んできました。
- また、本市には、豊かな田園環境を背景に多彩な農業が営まれており、安定した農業経営の確立と地場農産物の消費拡大に向けて、農産物を使った加工品等の開発や企業との連携のもと、市内で生産される優れた農産物を、「かさまの粹」として認証し、安全・安心な農産品のブランド化に取組んできました。

現状と課題に関する統計データ

■みかげ石・笠間焼の状況(全事業所)

(土石製品製造業)

年次	事業所数	従業者数
平成18年	98	410
平成23年	70	298
平成24年	85	344
平成25年	83	309

(窯業)

年次	事業所数	従業者数
平成18年	111	260
平成23年	89	186
平成24年	107	224
平成25年	107	223

資料：工業統計調査（経済産業省・県統計課・市企画政策課）（平成18、24年～）  
資料：経済センサス活動調査（平成23年）

主担当課	関連課
商工観光課	農政課

## 施策の内容

### 1 地場産品の利用促進

「笠間焼」や「稲田みかげ石」等の地場産品を建設・建築資材等としての利用を促進します。

また、他産業と連携しながら、地場農産物の活用促進を図ります。

#### 【主な取組】

- ◆公共事業及び民間事業等における地場産品の利用促進
- ◆旅館業、飲食業、学校、家庭等での利用促進
- ◆地場産品普及モデル事業
- ◆他産業との連携強化

### 2 各種PRの拡充

地場産品のイベントである「笠間の陶炎祭」「ストーンフェスティバル」「新栗まつり」等の開催に対し支援するとともに、ホームページやSNS等による情報発信のほか、各種イベントへの参加や笠間ファン倶楽部等を活用したPRを積極的に行います。

#### 【主な取組】

- ◆地場産品を活用した各種イベント開催への支援
- ◆イベント開催による情報発信の強化
- ◆地酒と笠間焼による乾杯条例推進による地場産品PRの強化
- ◆産業体験機会の拡大

### 3 地場産品のブランド力の向上

「笠間焼」「稲田みかげ石」をはじめ、「栗」や「小菊」などの農産物について、付加価値の高い商品の開発に努め、ブランド力の向上を図り、販路の開拓を進めます。

#### 【主な取組】

- ◆地場産品を活用した商品開発への支援
- ◆販路の開拓・拡大への支援
- ◆ブランド力向上に向けた取組強化
- ◆新たな用途開発・デザイン研究の支援

## 取組の成果を表す主な指標

指標名	単位	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
公共事業における利用件数	件	13	13
笠間の陶炎祭来場者数	人	516,000	668,000
伝統工芸士数	人	18	21

産業

施策

4-2-3

2 地域の誇りに満ちた活力ある産業をつくります

3 農林業

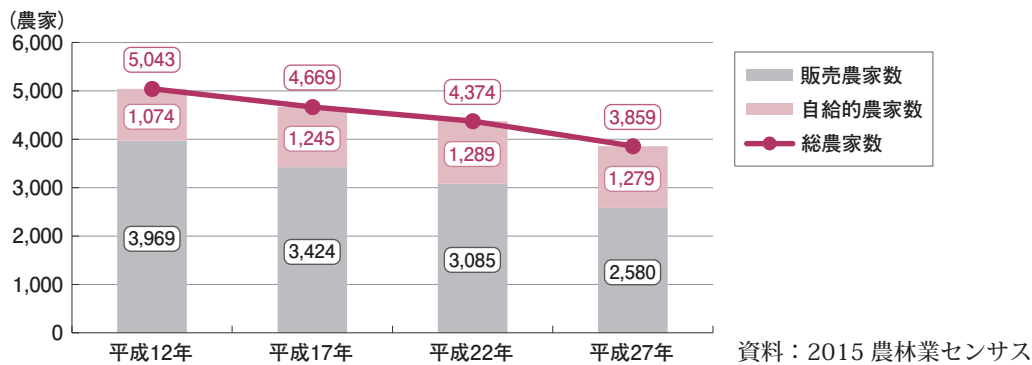
施策の目指す姿 豊かな「農」の恵みが実感できるまち

現状と課題

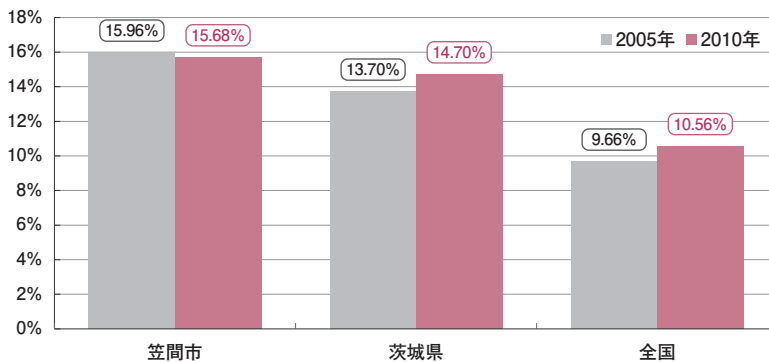
- 本市は、豊かな田園環境を背景に稲作を中心として畜産や野菜、栗等の果樹や小菊をはじめとする花きなど、多彩な農業が営まれており、安定した農業経営の確立と地場農産物の消費拡大のため、農産物を使った加工品等の開発や企業との連携により、市内で生産された農産物を、「かさまの粹」として認証し、安全・安心な農産物のブランド化や、消費拡大に取り組んできました。
- また、農業基盤の整備や日本型直接支払事業による農村環境の整備などを推進し、農地集積についても、農地中間管理事業を活用しモデル地区等の集積を図り推進してまいりました。
- それと同時に田園環境の保全については、環境保全型農業を推進し、地球温暖化防止や生物多様性保全への効果のある化学肥料の削減と、耕畜連携による土づくりを支援してきました。
- このような状況において、農業者の高齢化とともに増え続ける耕作放棄地や就農人口の減少問題に対して、土地の有効利用や担い手の育成による耕作放棄地の解消や、農業経営が成り立つための支援について、積極的に取り組むことが求められています。

現状と課題に関する統計データ

■農家数



■耕作放棄地率



※耕作放棄地率＝  
 (総農家の耕作放棄地面積＋土地持ち非農家の耕作放棄地面積) ÷  
 (総農家の経営耕地面積＋総農家の耕作放棄地面積＋土地持ち非農家の耕作放棄地面積)

資料：RESAS

## 施策の内容

### 1 農業生産を支える基盤の確立

笠間市農業公社と連携を図りながら、農地の集積集約化の促進により優良農地を維持するとともに、荒廃農地の解消を支援することで農業生産基盤の礎である農地を維持します。また、地域農業の中心となる経営体の確保・育成を進め、農業従事者が効率的かつ安定的な農業経営を展開するための経営支援を行います。

#### [主な取組]

- ◆農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進
- ◆新規就農者と地域の中心経営体の育成・支援
- ◆集落営農組合立ち上げの促進
- ◆耕作放棄地の解消支援
- ◆農業振興地域整備促進

### 2 産地形成と販売力強化による持続的農業の振興

産地の収益力や地域活力の向上に向けた取組を展開し、安定した農業の実践できる地域形成を推進します。また、農業生産環境を守りつつ、自然と調和した持続可能な生産供給体制を目指します。

#### [主な取組]

- ◆「日本一の栗産地」を目指した産地形成・振興
- ◆環境保全型農業の推進
- ◆鳥獣被害防止活動
- ◆米の需給調整（経営安定所得対策事業）
- ◆6次産業化推進と笠間アグリビジネスネットワーク協議会の活性化に向けた支援
- ◆戦略的畜産経営の推進
- ◆農産品ブランド形成とPR強化、地産地消推進
- ◆新規需要米の普及

### 3 農地の保全・整備と森林育成

自然環境の保全、景観形成、ビオトープづくり等の地域活動に対する支援など、農地や林地の多面的な機能を維持・保全します。

林業において、担い手の確保・育成、森林施業の合理化による林業の振興を図ります。

#### [主な取組]

- ◆多面的機能の維持・発揮のための活動支援
- ◆農道・林道の維持管理及び整備
- ◆土地改良事業の推進
- ◆農業用施設の維持管理
- ◆森林整備（間伐・保安林指定）

### 4 地域資源の活用

余暇活動として行う農作物の栽培や、農作業を通じた教育など「農」を生活に取り入れる文化を推進し、農村が持つ地域資源の活用による都市と農村の交流を推進します。

#### [主な取組]

- ◆市民農園「生き生き菜園はなさか」の運営
- ◆滞在型市民農園「笠間クラインガルテン」利用者の活動支援

主担当課	関連課
農 政 課	農 業 委 員 会

## 取組の成果を表す主な指標

指 標 名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
認定農業者数	経営体	134	155
認定新規就農者数	人	6	6
笠間アグリビジネスネットワーク会員数	事業所	61	69
多面的機能支払交付金事業取組団体数	団体	32	41
市民農園利用区画数	区画	170	184





2 地域の誇りに満ちた活力ある産業をつくります

4 商業

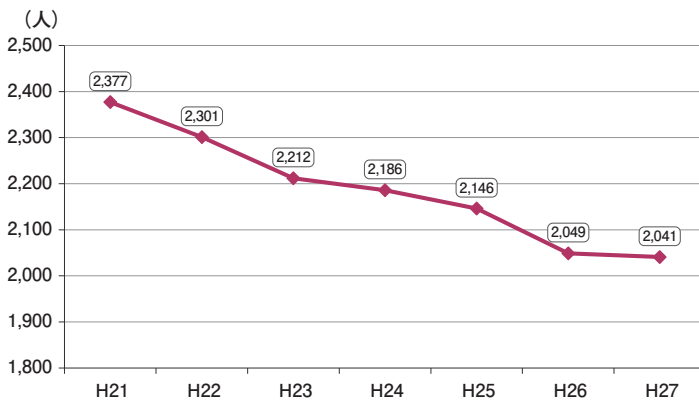
施策の目指す姿 身近に買い物や交流ができるまち

現状と課題

- 少子高齢化に伴う人口減少に加え、幹線道路沿いへの大型店・チェーン店の出店もあり、市内商店の経営状況は苦しい状況にあります。
- 笠間いなり寿司コンテストの開催やご当地グルメイベント開催など市街地活性化事業を展開するとともに、笠間稲荷神社周辺地域においては、商店街や行政が連携し、地域特性を活かして“おもてなし”する雰囲気づくりを進める取組を行っており、地域コミュニティの担い手としての役割が期待される商店街の活性化が求められています。
- また、商業経営者の高齢化や、後継者不足、創業する人への支援、空き店舗の活用促進と同時に中小企業に対して、自治・振興金融における利子補給、保証料補助等の金融制度の拡充に取り組んでいます。
- 一方、ライフスタイルの変化を原因とする「買い物弱者」問題は、単なる不便にとどまらず、高齢者の食育・健康問題等に関わるものとして捉えられ、商業者との連携により対策が求められています。

現状と課題に関する統計データ

■ 商工会会員数



資料：商工観光課

主担当課	関 連 課
商 工 観 光 課	—

## 施策の内容

### 1 商店街の活性化

商業者を中心とした活性化組織を支援し、特色あるイベントを開催することで、もてなし意識の醸成と賑わいの創出を図ります。

#### 【主な取組】

- ◆商店街活動やイベント開催への支援
- ◆他産業、活性化組織との協働促進
- ◆空き店舗活用の推進
- ◆商店街美化運動の推進
- ◆SNS等を活用した情報発信力の強化

### 2 経営の安定化及び商業者の育成・支援

商工会との連携のもと、経営診断・分析、指導を実施するとともに、中小企業者に対する融資・保証制度の充実や国・県等の支援制度等に関する情報提供を行うことで、円滑な資金調達と経営改善を図ります。

#### 【主な取組】

- ◆商工会活動への支援
- ◆研修会や講習会、経営相談の充実
- ◆融資制度、各種支援制度の普及促進
- ◆商店街リーダー、後継者など人材育成への支援

### 3 地域特性を活かした商業振興

地域資源を活かした商品開発や販路拡大の取組を支援し、個性溢れる商業経営を推進します。また、地場農産物を活用した食や地域に密着したサービスの提供によって交流を促進し、商業振興を図ります。

#### 【主な取組】

- ◆地域資源の発掘、新商品開発の支援
- ◆観光業と連携した販路拡大の促進
- ◆食（いなり寿司・栗）によるまちづくりの推進
- ◆笠間ファン倶楽部事業への参画促進
- ◆商業者との連携による買い物弱者対策

## 取組の成果を表す主な指標

指 標 名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
笠間市商工会商業部会員数	名	442	442
中小企業事業資金融資件数	件	233	233
笠間ファン倶楽部協力店数	店舗	17	25

2 地域の誇りに満ちた活力ある産業をつくります

5 工業

施策の目指す姿 活気あふれるものづくりを育むまち

現状と課題

■本市の充実した広域交通網による利便性を生かし、既存工業団地への優良企業誘致を進め、地元雇用の拡大や従業員の定住化に向けて、工業の振興を推進してきました。また、企業の経営安定化を支援するため資金融資制度の利用促進や利子補給、保証料の補助を行うとともに、設備投資に伴う市民雇用や福利厚生施設整備に対する補助制度を創設し、企業活動を支援しています。さらに、地域に根ざした企業を支援するためのセミナーの開催、雇用確保に繋がる面接会を実施しています。

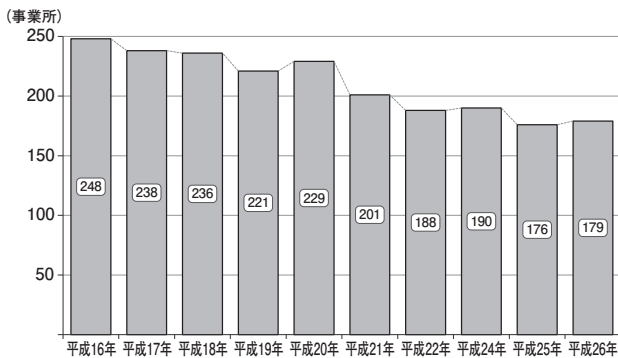
■しかしながら、景気の低迷等により、市内の事業所数及び従業者数は減少傾向にあり、経営はきびしい状況にあります。

■そこで、企業経営の健全性を確保し、設備の近代化を促進するため、商工会による経営改善指導等をさらに拡充、支援していく必要があります。

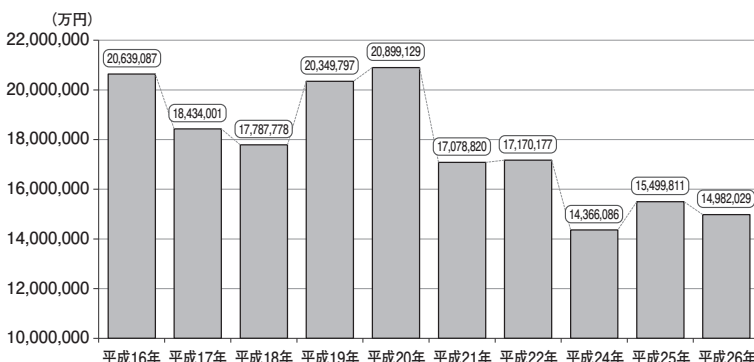
■地域産業のさらなる発展を図るため、社会情勢に伴って変化する顧客ニーズへの対応や競争力強化、さらには、企業の安定的な事業継続のため、従業者が働きやすい環境の構築、継続的な雇用の創出、後継者の育成を図る必要があります。

現状と課題に関する統計データ

■工業の状況(従業者4人以上の事業所)



■製造品出荷額



資料：工業統計調査

主担当課	関 連 課
商 工 観 光 課	—

## 施策の内容

### 1 中小企業の経営安定化と活性化

商工会、金融機関等との連携を強化し、運転資金や新たな設備投資に必要な資金のあっ旋や保証料の補助等を行うことにより、企業経営の近代化・合理化を促進し、市内中小企業の経営安定と活性化による事業継続を支援します。

#### 【主な取組】

- ◆商工会等の連携による経営相談・経営指導の充実
- ◆資金融資制度の利用促進
- ◆資金融資制度利用者への利子補給
- ◆信用保証料の補助

### 2 地元企業の振興と発展

顧客ニーズの把握や新たなニーズ発掘に努める地元企業の、ビジネスマッチングや商談会などへの積極的な参加を支援します。また、新技術・新製品の開発や新たな成長産業の創出に繋がる異業種交流や産学官連携を推進し、地元企業の事業発展と競争力強化を支援します。

#### 【主な取組】

- ◆ビジネスマッチング機会の創出
- ◆支援機関と連携した事業展開への支援
- ◆既存技術の高度化促進
- ◆異業種交流、産学官連携の推進

### 3 企業活動の促進と情報発信

積極的な市民の雇用や職場環境改善などの取組を行う企業の活動を支援することで、地元で安心して働くことができる環境づくりを推進します。また、企業の先進的な取組や優れた業績のほか、企業が持つ技術力や製品、人材、働き方などを広く知らしめることで、地元企業への愛着を深め、事業継承を担う後継者を育む土壌を形成します。

#### 【主な取組】

- ◆新たな設備投資に伴う市民雇用への支援
- ◆福利厚生施設整備への支援
- ◆先進事例、優良企業の顕彰
- ◆地元企業の情報発信、PR 支援

## 取組の成果を表す主な指標

指 標 名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
製造品出荷額	百万円	145,175	148,251
従業員 4 人以上の事業所	事業所	177	177
企業活動促進市民雇用創出補助金交付件数	件	8	9



# 第5章 教育・文化

---

## 第1節 未来を拓く子どもを育みます

第1項 就学前教育

第2項 学校教育

## 第2節 心身ともに健やかな人を育み、 生涯にわたり学習できる環境を整えます

第1項 生涯学習

第2項 芸術・文化

第3項 スポーツ

1 未来を拓く子どもを育みます

1 就学前教育

施策の目指す姿 子ども一人ひとりの豊かな心の成長を見守るまち

現状と課題

■平成27年度より幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上などを進める「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、この制度のもと本市の公立幼稚園は「認定こども園」へと移行しました。

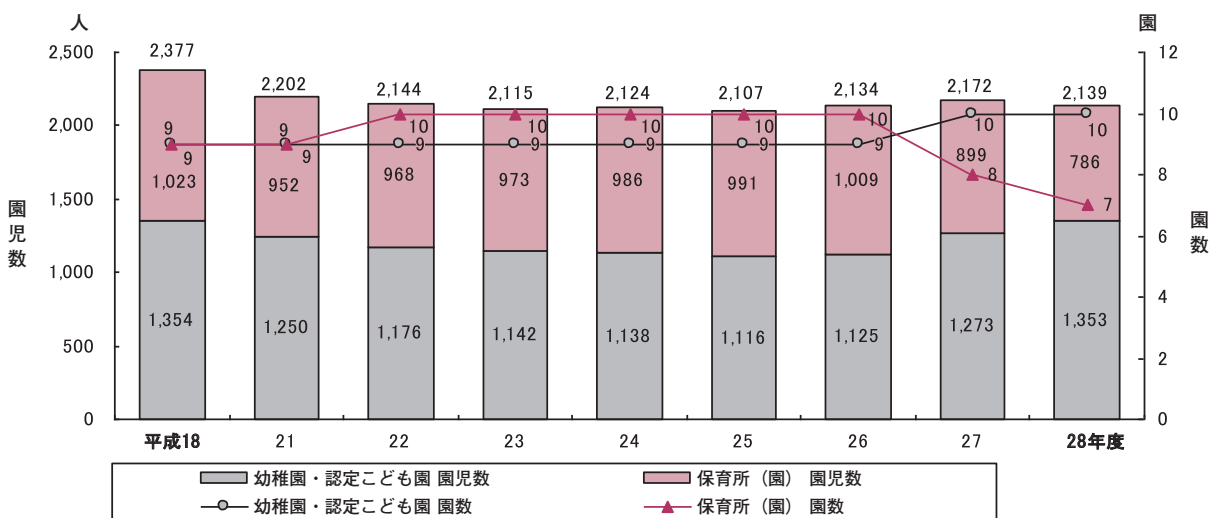
■幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎をつちかう大切な時期であることから、これまでも幼児一人ひとりの発達・成長に合わせたきめ細かい指導・教育に努めてきました。幼児期から小学校教育への発達や学びの連続性を確保することが、その後の発達・成長に大きく影響することから、それらの円滑な接続を図ることが大切であると考えます。

■特別な支援が必要な幼児に対し「ことばとこころの教室」を開設し、一人ひとりの状態、能力、性格等の特性に応じた教育により、豊かな人間性の育成を行ってきました。また、特別な支援が必要な幼児の早期発見や、特別支援学校をはじめとする関係機関との連携強化、臨床心理士などの専門知識を有する人材の確保など、支援体制の整備が求められています。

■少子化や核家族化など幼児を取り巻く環境の変化に伴い、家庭・地域の教育力の低下が指摘されていることから、家庭・地域と幼稚園、認定こども園、保育所（園）、小学校の連携推進による、総合的な幼児教育の提供が求められています。

現状と課題に関する統計データ

■市内の幼稚園・認定こども園・保育所（園）数と園児数の推移 [再掲]



資料：茨城県統計課「学校基本調査結果報告書」（～平成26年度）、子ども福祉課（平成27年度～）

注）幼稚園・認定こども園は、平成26年度までは5月1日現在、平成27年度からは4月1日現在  
 保育所（園）は各年度4月1日現在

主担当課	関連課
学 務 課	子ども福祉課 健康増進課 社会福祉課

## 施策の内容

### 1 幼児期から小学校への円滑な移行

発達や学びの連続性を確保するため、小学校教職員と幼稚園、認定こども園、保育所（園）の職員の相互の訪問や情報交換・研修会などにより、幼児期から小学校教育への円滑な接続を図ります。

#### [主な取組]

- ◆幼児教育接続等推進のための研修会の実施
- ◆アプローチプログラム、スタートカリキュラムの作成
- ◆大学との教育的連携事業として研修会の実施

### 2 豊かな心を育む活動の実践

本市の豊富な資源の活用や地域における人とのふれあいを通じて、さまざまな体験活動を行うことにより、他人を思いやる心や自然や美しいものに感動する心など幼児の豊かな心と健やかな体の基礎づくりを目指します。

#### [主な取組]

- ◆幼児演劇鑑賞会等の実施
- ◆食育推進、植物栽培、絵本読み聞かせ、戸外遊び・体育遊び、縦割り保育

### 3 特別な支援を必要とする幼児への早期対応

発達障害を含め、障がいのある子どもを早い段階で見つけ、相談や適切な療育へとつなげるため、保健センターや相談機関など関係機関との連携をさらに強化し、幼児期の特別支援教育の充実と支援体制の構築を図ります。

#### [主な取組]

- ◆「就学支援シート」の活用
- ◆幼児の通級型「ことばとところの教室」の充実
- ◆大学との教育的連携事業として研修会の実施

### 4 保護者と地域との連携

家庭や地域の子育て力、教育力の向上に向けて、地域の高齢者や活動団体との交流、子育て支援施設との連携を深めることで親子の交流や教育の場づくりを総合的に推進します。

#### [主な取組]

- ◆高齢者との交流会の実施
- ◆地域交流活動の推進

### 5 施設の整備・充実及び安全管理体制の強化

安全に配慮した施設の計画的な維持・管理を進めるとともに、保護者・地域と連携した災害時等における避難誘導対策の実施により、子どもの安全確保に努めます。

#### [主な取組]

- ◆施設の適切な維持管理の実施
- ◆危機管理・安全管理体制の強化



## 取組の成果を表す主な指標

指標名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
幼児教育接続等推進のための研修会参加人数	人	—	140
アプローチプログラム、スタートカリキュラムの作成	%	7.2	100.0
絵本読み聞かせ回数	回	48	60
「就学支援シート」の作成率	%	50.0	100.0
高齢者との交流会回数	回	12	20
子育て支援センターでの親子交流事業回数	回	66	78
避難訓練回数	回	48	48

教育・文化

施策

5-1-2

① 未来を拓く子どもを育みます

2 学校教育

施策の目指す姿 豊かな心・確かな学力・健やかな体をつくり 社会で生きる力を育むまち

現状と課題

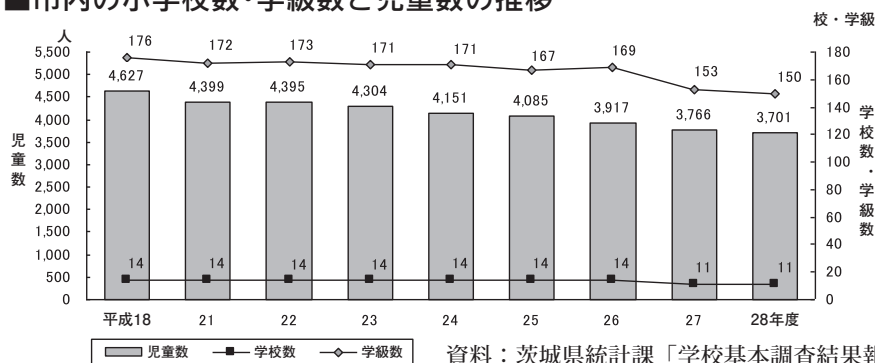
■人口減少・少子高齢化の一層の進行の中、変化の激しいこれからの社会を生き、未来を支える子どもたちを育むために、本市では、知性を高めもちまえを伸ばすことで「役に立つ」人、地域を愛し支える「郷土を愛する」人、豊かな感性を持ち力強く生き抜く「心身ともに健康な」人の育成を目指しています。

■現在、学校教育では、学力向上のための教育はもちろん、英語教育や郷土教育、ICTを活用した情報教育やキャリア教育など、グローバル化し急速に変化する時代を生き抜く力を育むための教育を推進しています。また、市内小学校に特別支援教育支援員を配置し、一人ひとりの個別の教育支援計画に基づく効果的な支援に取り組んでいます。さらに専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーを全小中学校へ派遣し、いじめや不登校の未然防止に努め、適応指導教室では集団活動や教科指導を行うなど、「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」を育むためにさまざまな取組を進めています。

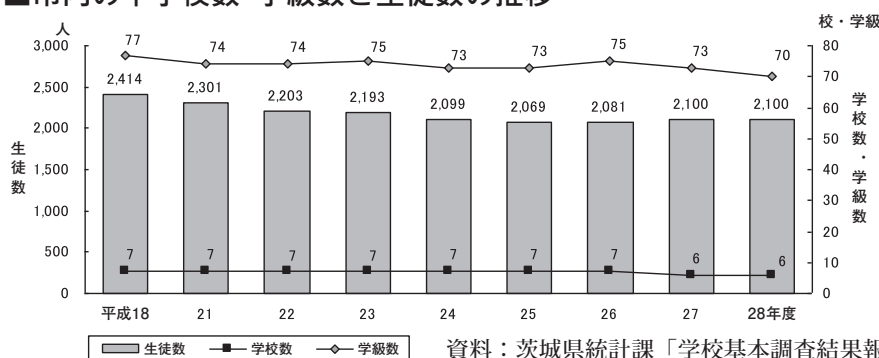
■子どもたちを取り巻く社会は、今後も急速に変化し、さまざまな問題が高度化・複雑化していくと思われま。児童虐待や貧困、教育格差、いじめ、子どもを巻き込む犯罪など、教育課題全てを学校教育のみで解決していくことには限界があります。家庭・地域・学校が互いに連携協力し、社会全体の教育力を向上させ、安心してのびのびと学ぶことのできる学校や地域、教育・学習環境を、未来を担う子どもたちに提供し続けることが必要となります。

現状と課題に関する統計データ

■市内の小学校数・学級数と児童数の推移



■市内の中学校数・学級数と生徒数の推移



## 施策の内容

### 1 豊かな心の育成

児童生徒自らが深く考えることのできる道德教育を推進します。また、郷土の歴史・文化、豊かな自然などに触れる機会の充実を図り、郷土を愛する心をつちかいます。さらに、児童生徒や保護者が悩みを気軽に相談できる環境の整備や、いじめ・不登校の未然防止、在籍校への復帰の支援に取り組めます。

#### 【主な取組】

- ◆発達段階に応じた道德教育の推進
- ◆郷土への愛着心の育成
- ◆地域人材を活用した豊かな体験活動の推進
- ◆いじめ・不登校等への対応の充実
- ◆命を大切にす教育の推進

### 2 確かな学力の育成

学習指導要領の趣旨を踏まえ、指導のねらいを明確にし、個に応じた指導と評価を積み重ねること、学力の向上を図ります。また、知識・技能の習得だけでなくアクティブ・ラーニングの視点に立った指導や思考力・判断力・表現力等の育成のため言語活動の充実を図り、笠間市を海外に向け発信し、交流できる人材を育成するため、英語教育の充実を図ります。

#### 【主な取組】

- ◆基礎・基本の定着の促進
- ◆主体的に学習に取り組む態度と活用力の育成
- ◆言語活動・理数教育の充実
- ◆小中高を通じた英語教育の充実

### 3 健やかな体の育成

運動に親しむ心を育てながら運動量を確保し、体力の向上につながる学校体育の充実を図ります。生徒の生活等とバランスを取りながら部活動の充実を図ります。心身の健康のために、自らの「食」について考え、判断できる力を身に付けるための食育を充実します。

#### 【主な取組】

- ◆体力の向上に向けた学校体育の充実
- ◆学校保健と健康・医療教育の充実
- ◆地産地消の推進
- ◆食育の推進

### 4 特別支援教育の充実

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、就学前及び特別支援教育の充実を図り、連続性のある「多様な学びの場」の提供に努めます。全ての教職員が児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導・支援を行えるよう、発達障害への理解促進と専門性向上のための研修の充実を図ります。

#### 【主な取組】

- ◆一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の推進
- ◆特別支援教育支援員の配置
- ◆一貫した教育相談・支援体制の整備

主担当課	関連課
学 務 課	生涯学習課 子ども福祉課 市民活動課 秘書課

## 5 時代の要請に応える教育の推進

児童生徒、教職員の情報リテラシーと情報モラルの確立を図り、ICT機器を積極的に活用します。また、国際理解教育や環境教育、男女共同参画や人権に関する教育など、多様な教育活動を通じて、互いを尊重し学び合う児童生徒の育成に努めます。

### 【主な取組】

- ◆インターネット利用に関するマナー教育や家庭のルールづくりの推進
- ◆時代の変化に対応する教育の充実
- ◆ICT機器を活用した情報教育の充実

## 6 キャリア教育の推進

学校と地域、企業・NPO等との連携を強化し、多様な体験の充実に努めます。児童生徒のキャリア発達を促すため、効果的な教員研修を実施します。

### 【主な取組】

- ◆キャリア発達を促す体験活動の充実
- ◆キャリア教育に関する教員の指導力向上

## 7 学校教育の環境整備

地域と一体となった教育体制の構築など、コミュニティ・スクールの導入に向けた取組を推進します。小中学校の行事等における連携の強化、地域や保護者の協力体制の構築により、小中一貫教育の実施を目指します。児童生徒の安全を確保するため、学校と家庭や地域、関係機関が連携して防災教育を進めていきます。

### 【主な取組】

- ◆安心して学べる環境の整備
- ◆地域に開かれた学校づくりの推進
- ◆小中連携、小中一貫教育の推進
- ◆教職員の資質向上
- ◆安全・防災教育の推進
- ◆スクールバス運行等による通学支援

## 8 家庭・地域・学校の連携強化

児童虐待や貧困、教育格差、いじめなどの教育課題全てを学校教育のみではなく、社会全体の教育力の向上により、学校・家庭・地域が互いに連携協力し、一体的な活動の推進を図ります。また、子どもたちの社会参加や自己形成を行う場として、多様な地域住民との交流や活動機会の提供を図ります。地域の中で子どもが巻き込まれる犯罪の未然防止のため、地域ぐるみの自主的な地域安全活動を支援します。

### 【主な取組】

- ◆地域による学校支援体制の整備
- ◆地域活動への子どもの参加促進
- ◆安全・安心な地域環境の確保

## 取組の成果を表す主な指標

指標名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
不登校（30 日以上）児童の割合（小学生）	%	0.4	0.0
不登校（30 日以上）生徒の割合（中学生）	%	4.0	0.0
全国学力・学習状況調査 総合平均正答率 (小学校における全国との比較)	ポイント	+1.3	+2.0
全国学力・学習状況調査 総合平均正答率 (中学校における全国との比較)	ポイント	-1.0	+1.0
全国体力・運動能力調査 (小学校における全国平均との比較 A + B の割合)	%	56.9	60.0
全国体力・運動能力調査 (中学校における全国平均との比較 A + B の割合)	%	55.7	60.0
タブレット PC（各校 40 台）の整備率	%	0	100.0
校内無線 LAN の整備率	%	0	100.0
コミュニティ・スクール実践校数	校	0	16
小中一貫教育の推進状況	%	0	100.0
学校の老朽改修整備率	%	72.4	100.0
子ども会加入率	%	82.0	85.0
「こどもを守る 110 番の家」の看板設置数	件	879	1,000

教育・文化

施策

5-2-1

2 心身ともに健やかな人を育み、生涯にわたり学習できる環境を整えます

1 生涯学習

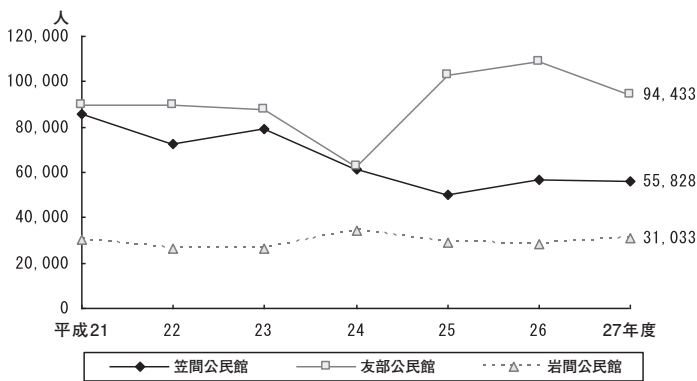
施策の目指す姿 市民一人ひとりが自主的・主体的に生涯にわたり学び続けられるまち

現状と課題

- 本市は、社会教育施設である公民館や、市民交流、健康増進や地域活性化の拠点である地域交流センター、情報発信拠点としてだけではなく地域活動・交流拠点としての利用も見込まれる図書館、そのほかスポーツ施設、美術館、資料館、農業体験施設など、多彩な施設を数多く有しています。これらの施設を有効に活用し、市民の学習ニーズや多様化する現代的・社会的な課題に対し、生涯学習施策を総合的に推進するため、生涯学習推進体制の充実が求められています。
- 子どもたちの健やかな成長と家庭の教育力の向上を目指し、保育所(園)、幼稚園、認定こども園、小中学校において、家庭教育学級 35 学級を開設しています。
- 家族形態の変化や家庭生活や価値観の多様化、スマートフォンや携帯電話が普及したことによるインターネットへの依存など、子どもや若者などが直面する問題は多様化・複雑化していることから、学校、地域、関連機関との連携の強化を図りながら、子どもたちの健全育成を推進します。
- 家庭・学校・職場・地域社会で行われる全ての学習を生涯学習としてとらえることができることから、生涯学習は、私たち一人ひとりの生きていく姿そのものに深く関わっているといえます。市民一人ひとりが生涯にわたり多様に学び続けられる学習機会を提供し、学習活動の成果を地域づくりの実践に結びつけるなど、生活の質の向上や生きがいのある生活の創出につなげます。

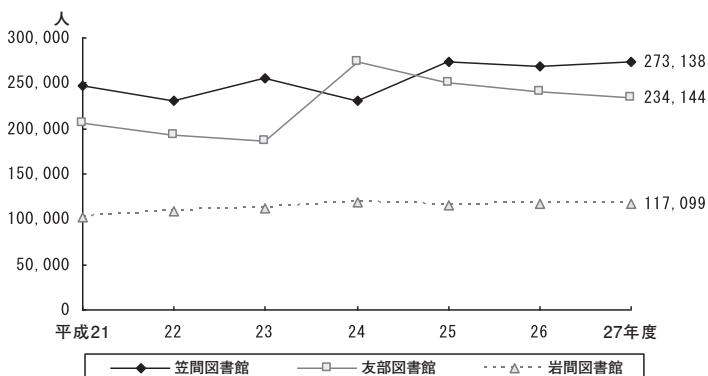
現状と課題に関する統計データ

■市立公民館利用者数の推移



※平成 24 年度に友部公民館の利用者数が減少しているのは、耐震補強のための大規模改修を実施したため

■市立図書館入館者数の推移



## 施策の内容

### 1 生涯学習環境の充実

利用者が安全・安心に利用できる公民館，地区公民館を維持するため，保守管理や必要に応じた修繕等を行います。また，地域交流センターについては，市民や市民活動団体に広く利用していただける施設として地域活動の拠点とし，地域の特色を活かした魅力ある運営を目指します。

#### 【主な取組】

- ◆生涯学習機会の創出と学習情報の提供
- ◆生涯学習推進体制の充実
- ◆生涯学習環境の整備
- ◆地域との連携とコミュニティの活性化

### 2 家庭の教育力の向上

家庭は全ての教育の出発点であることから，保護者が安心して子育てや家庭教育を行うことができるよう，幼稚園，認定こども園，保育所（園），小中学校などと連携し，保護者が自ら企画・実施する家庭教育学級事業に対する支援を充実します。また，家庭において子どもの発達段階に応じた適切な教育ができるよう，情報提供や講演会を行う等，学習の機会を提供します。

#### 【主な取組】

- ◆家庭教育の充実
- ◆学習機会の提供

### 3 青少年の健全育成

子どもたちや若者が直面する多様化・複雑化する問題に対し，さまざまな分野における関係機関との連携を強化し，子どもたちとその家族の支援を推進します。また，青少年の非行防止や犯罪被害の未然防止活動に取り組むとともに，青少年の育成など，地域人材の育成にも取り組みます。

#### 【主な取組】

- ◆青少年健全育成推進体制の確立

### 4 図書館活動の推進

市民や利用者のニーズに合った図書館資料の整備や利用者サービスの充実を図ります。また，学校図書館との連携を強化し，子ども読書活動を推進します。さらに地域活動・交流拠点機能などを備えた多機能的な役割の構築を図ります。

#### 【主な取組】

- ◆図書館資料の充実
- ◆図書館利用者サービスの充実
- ◆学校図書館との連携
- ◆子ども読書活動推進計画への取組
- ◆図書館の多機能的な役割の構築

主担当課	関連課
笠間・友部岩間公民館 笠間・友部岩間図書館	学 務 課 生 涯 学 習 課 市 民 活 動 課

## 取組の成果を表す主な指標

指 標 名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
公民館利用者数	人	181,294	195,000
公民館講座数	講座	54	57
公民館講座参加人数	人	4,465	4,700
地域交流センター利用者数 (ともべ・いわま)	人	—	135,000
家庭教育学級参加率 (就学前)	%	6.2	30.0
家庭教育学級参加率 (小学校)	%	7.5	25.0
家庭教育学級参加率 (中学校)	%	7.0	20.0
「青少年の健全育成に協力する店」加入率	%	76.0	80.0
青少年相談員の各種事業への参加人数 (延べ人数)	人	200	250
図書館蔵書点数	点	570,456	653,000
団体貸出点数	点	10,132	11,000
図書館入館者数	人	624,381	625,000



2 心身ともに健やかな人を育み、生涯にわたり学習できる環境を整えます

# 2 芸術・文化

## 施策の目指す姿 個性と創造性豊かな笠間の文化を広げるまち

### 現状と課題

■本市には、笠間焼をはじめとする世界に発信できる伝統工芸、歴史と風土が育んだ祭りや郷土芸能、「茨城国際音楽アカデミー in かさま」のような国際的な音楽事業、また多くの美術館や歴史ある神社・仏閣、窯業や石材業などの産業文化等、本市の魅力の核となる芸術・文化資源が数多く存在します。それらを気軽に親しむ機会の創出を図り、豊かな感性を育むとともにそれらを継承し、郷土を愛する意識の醸成を図ります。

■市内には、140件を超える指定文化財が保有されています。文化財の公開を行うことで、市民が身近な地域の歴史や文化を学ぶ機会を創出し、文化財保護への意識醸成を図ることのできる機会を提供します。

■笠間城跡は国指定史跡へ向けて平成25年度より本格的な調査を行い、今後も各種調査が予定されています。笠間城の歴史的価値や研究結果について市民にPRし、郷土を愛する意識の高揚を図ります。

■芸術・文化は、個性ある地域文化の創造、生活や人生に彩りを与えるものとして欠かすことができないものです。まちづくりや観光・産業など幅広い分野と連携し、笠間固有の文化をさらに磨き、発信し、市内外における交流と連携を促進していきます。

### 現状と課題に関する統計データ

#### ■国県市指定文化財数

(単位:件)

区分	国	県	市	合計	
有形文化財	建造物	3	2	10	15
	絵画	—	—	13	13
	彫刻	4	8	36	48
	工芸品	—	3	9	12
	書跡	—	3	1	4
	典籍	—	—	1	1
	古文書	—	—	2	2
	考古資料	—	—	5	5
	歴史資料	—	1	3	4

区分	国	県	市	合計	
無形文化財	—	—	—	0	
民俗文化財	有形民俗文化財	—	—	1	1
	無形民俗文化財	—	—	3	3
記念物	史跡	—	1	16	17
	天然記念物	1	2	19	22
合計	8	20	119	147	

#### 国登録有形文化財数 (単位:件)

区分	国
建造物	1

資料:生涯学習課

主担当課	関連課
生涯学習課	笠間・友部・岩間公民館

## 施策の内容

### 1 文化芸術に親しむ機会の充実

誰もが優れた文化芸術に気軽に触れることができる機会を提供します。また、多様な文化芸術活動を推進するため、鑑賞機会や文化芸術活動の成果を発表する機会を充実します。さらに、関連施設と連携した文化芸術資源の有効活用を推進します。

#### 【主な取組】

- ◆青少年劇場小公演の推進
- ◆茨城国際音楽アカデミー in かさまの実施
- ◆高齢者芸術鑑賞の推進
- ◆全国こども陶芸展の推進
- ◆市民展覧会・公民館まつりの充実

### 2 文化財の保護と活用

文化財の公開を行うことで、市民が身近な地域の歴史や文化を学ぶ機会を創出し、文化財保護への意識醸成を図ることのできる機会を提供します。また、笠間城の歴史的価値、研究結果について市民にPRを行うことで、郷土を愛する意識の高揚を図ります。

#### 【主な取組】

- ◆笠間城跡保存整備調査
- ◆埋蔵文化財保護
- ◆文化財公開
- ◆学生ボランティアによる文化財の説明
- ◆資料館運営
- ◆市史研究

## 取組の成果を表す主な指標

指標名	単位	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
茨城国際音楽アカデミー in かさま 来場者数	人	2,601	3,000
全国こども陶芸展作品応募数	点	1,319	1,700
歴史、産物等地域資源に係る講座等の 参加者数(年間)	人	225	350
「文化財公開」来場者数	人	—	3,000

2 心身ともに健やかな人を育み、生涯にわたり学習できる環境を整えます

3 スポーツ

施策の目指す姿 豊かなスポーツライフを送れるまち

現状と課題

■スポーツは、健康の保持・増進、体力の向上に役立つとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会づくりにつながるもので、「健康都市かさま」の実現に向けて非常に重要な要素の一つです。特に児童生徒にとっては、人間形成に大きな影響を与えるものであり、心身の両面にわたる健全な発達に不可欠なものです。

■本市では、スポーツ振興計画において「いつでも、どこでも、誰とでも、いつまでも気軽にスポーツに親しめる」環境整備に努めてきました。また、開祖修練の地である合気道やゴルフなど、笠間市の特色あるスポーツの推進のほか、スナッグゴルフなどのニュースポーツの普及に力を入れています。

■少子化によるスポーツ少年団の団数と団員数の減少が課題となっていることから、子どもたちのスポーツへの関心を高めるため、大学等との連携による指導者の育成や、体育協会や各競技団体が指導者の養成や指導技術の向上を図り、競技を志向した選手がスポーツに専念できる環境づくりを推進する必要があります。また、各競技団体が自立性を備えた組織へ一層発展するよう働きかけを行うとともに、笠間市体育協会の自主運営化を推進します。

■誰もが施設を快適に利用できるようバリアフリーへの配慮や、大規模災害時には避難場所に指定され防災活動の拠点となることから、老朽施設の改修、修繕を計画的に行います。

■平成31年に開催される茨城国体、平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運の醸成や、多くの選手や観客等の来訪を契機に、地域の活性化につなげること、またトップスポーツと地域・学校との連携・協働の推進、障がい者スポーツに対する理解促進、さらにスポーツへの関心を高めることによる生涯スポーツのさらなる普及・振興を図ります。

現状と課題に関する統計データ

■スポーツ施設の設置及び利用状況

(単位:人)

施設名	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	施設名	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
笠間市民体育館		42,209	45,508	41,008	鴻巣グラウンド		6,983	6,541	4,686
笠間武道館		15,743	15,620	14,991	大原グラウンド		10,195	9,999	8,422
総合公園市民球場		8,285	8,525	8,595	北川根ふれあい広場		27,930	18,048	16,084
総合公園多目的広場		6,691	6,423	6,629	橋爪弓道場		2,595	3,016	3,276
総合公園芝生広場		2,783	4,374	9,046	岩間海洋センター体育館		18,134	19,165	17,450
総合公園テニスコート		12,930	14,951	15,058	岩間海洋センタープール		2,616	3,357	3,736
高田球場		2,880	4,206	4,442	岩間総合運動公園		14,285	17,555	21,965
南山グラウンド		4,395	6,181	5,920	岩間運動広場		22,881	24,337	25,755
柿橋グラウンド		30,160	31,404	21,804	岩間武道館		6,911	8,242	7,438
柿橋テニスコート		8,390	8,208	18,486	岩間工業団地テニスコート		2,308	2,135	1,800
北山グラウンド		15,813	15,349	11,389	合計		265,117	273,144	267,980

資料：スポーツ振興課

主担当課	関連課
スポーツ振興課	社会福祉課

## 施策の内容

### 1 生涯スポーツの振興

いつでも、どこでも、誰とでも、いつまでも気軽にスポーツに親しめる環境を整備します。また市民が適切にスポーツ活動を行えるよう、各団体における指導者の養成を支援します。

#### 【主な取組】

- ◆かさま陶芸の里ハーフマラソン大会の充実
- ◆県下中学校交歓笠間市駅伝大会の充実
- ◆各種スポーツ教室の開催
- ◆姉妹都市スポーツ交流活動の充実
- ◆市民運動会の充実
- ◆障がい者スポーツ大会（ふれあいスポーツの集い）の開催
- ◆スポーツ推進委員活動の支援
- ◆大学連携による指導者の育成

### 2 茨城国体、東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組

国体運営に必要な組織の設置準備から組織運営を行い、茨城国体を成功させ、スポーツ・レクリエーション・競技スポーツの振興を図ります。また茨城国体や東京オリンピック・パラリンピックを契機に、トップスポーツと地域や学校との連携・協働の推進、障がい者スポーツに対する理解促進を図ります。さらに開祖修練の地である合気道やゴルフなど、本市の特色あるスポーツの推進を図ります。

#### 【主な取組】

- ◆市長杯スナッグゴルフ大会の充実
- ◆水戸ホーリーホック・ホームタウン地域交流活動の充実
- ◆スポーツ奨励金
- ◆茨城国体の推進
- ◆東京オリンピック・パラリンピックホストタウン推進

### 3 スポーツ施設の整備充実

各種スポーツ施設について、計画的な整備と維持管理を行い、市民が手軽にスポーツに親しむことができるスポーツ環境の整備充実を図ります。また、身近なスポーツの実践の場であり、地域の交流の場として学校体育施設の活用を促進します。

#### 【主な取組】

- ◆体育施設管理運営
- ◆学校体育施設開放の実施

### 4 スポーツ関連団体の連携強化

体育協会加盟団体による各種事業の開催により、競技スポーツ推進の基盤強化を図るとともに、さらに体育協会の自主運営化を推進します。またスポーツを推進する組織を育成・支援することで、スポーツに取り組む市民の増加を目指します。

#### 【主な取組】

- ◆体育協会の自立強化
- ◆スポーツ少年団活動の支援
- ◆体育施設管理運営
- ◆大学連携によるスポーツ技術力の向上

## 取組の成果を表す主な指標

指標名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
スポーツ大会・教室参加者数	人	9,025	10,000
1年間に運動やスポーツに関わった人の割合	%	—	50.0
学校体育施設開放事業利用団体数	団体	158	180
スポーツ施設利用者数	人	267,980	280,000
スポーツ少年団指導者の有資格率	%	66.3	75.0
スポーツ少年団加入率	%	15.0	30.0



# 第6章 地域づくり

---

第1節 多様な主体が力を発揮し、つながり、  
暮らし続けることができる地域をつくります

第1項 市民協働・地域コミュニティ

第2項 女性活躍推進

第3項 国際化

第4項 人権尊重

第5項 移住・交流

第6項 ライフイベント

- ① 多様な主体が力を発揮し、つながり、暮らし続けることができる地域をつくります

# 1 市民協働・地域コミュニティ

**施策の目指す姿** 市民とともに未来を育むまち

## 現状と課題

- 少子高齢化が進む中、多様化し複雑化する課題や市民ニーズに適切に対応していくためには、市民と行政がそれぞれの役割、責任を理解し、高い信頼関係を構築し協働のまちづくりを推進していくことが重要となっています。
- そのため市では、市政に対する関心や参加を促進し、継続的な市民活動への支援や、活動のやりがいや楽しみなどを創出するため、地域ポイント制度を導入してきましたが、より身近で利用しやすく充実させていく必要があります。
- 自らが主体となって取組に参加していくという意識を高めるとともに、NPO 法人や市民活動団体の育成・支援を行い、地域社会の活性化につなげることが求められています。
- 地域においては、地域コミュニティが、地域の環境美化・保全、防犯、防災、伝統行事の継承・保存など様々な面で市民生活を相互に支え合うとともに、これを通じた地域での交流を生み出しますが、価値観の変化など地域社会における様々な要因により、地域コミュニティ機能が低下していることから、地域の課題解決につなげる支援が必要となっています。
- 地域の自治会活動等地域コミュニティ活動の拠点や、市民活動の情報交換・情報発信の場となる地域交流センターを核として、人と活動を結び付け、多様な主体が集い、市民交流活動を促進していく必要があります。

## 現状と課題に関する統計データ

### ■ 地域集会所の数

	H23	H24	H25	H26	H27
地域集会所の件数	173	173	173	173	173

資料：市民活動課

主担当課	関連課
市民活動課	全 課

## 施策の内容

### 1 協働のまちづくりの推進体制の強化

協働のまちづくり推進指針を実現していくため、市民憲章の推進をはじめ、多分野における市民活動及び企業の社会貢献活動などの情報収集と発信を行うとともに、市民活動の交流拠点を活用した推進体制の強化を図ります。

#### 【主な取組】

- ◆協働を理解するための講演会・勉強会等の開催
- ◆地域交流センターの利用促進
- ◆市民憲章実践活動の推進

### 2 市民活動・NPO活動の促進

新しい公共の担い手となる市民活動団体やNPO法人の育成、また、公益的な活動を展開する団体や法人の取組を積極的に支援するとともに、適切な連携を図ります。また、地域ポイント制度の利用促進を図り、市民が参画できる機会の増加に努めます。

#### 【主な取組】

- ◆まちづくり市民活動助成金制度の拡充
- ◆地域ポイント制度の利用促進
- ◆市民活動に必要な備品等の貸出事業の拡充・促進
- ◆市内市民活動団体のNPO法人化の促進
- ◆まちづくり出前講座の利用促進

### 3 地域コミュニティ活動の活性化

行政情報の提供の核となる行政区の加入率向上を図るとともに、「共助」の意識を醸成し、防災、防犯など多分野における地域コミュニティ活動の育成、支援を展開します。また、地域コミュニティ活動の拠点となる地域交流センターや地域集会所等の整備、改修に努めます。

#### 【主な取組】

- ◆認可地縁団体への移行促進
- ◆地域の課題解決に向けた支援制度の新設・推進
- ◆地域集会所建設・改修補助制度の充実
- ◆防災備品を含む地域コミュニティ活動に必要な備品購入補助制度の推進

## 取組の成果を表す主な指標

指標名	単位	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
NPO法人数	団体	32	37
地域ポイント制度に参加する人数	人	2,786	4,750
まちづくり市民活動助成金助成団体数	団体	7	11
認可地縁団体の数	件	34	36



① 多様な主体が力を発揮し、つながり、暮らし続けることができる地域をつくります

## 2 女性活躍推進

施策の目指す姿 女性と男性とが共にいきいきと輝き活躍できるまち

### 現状と課題

■本市ではこれまで、男女共同参画社会の実現に向けて、フォーラムやセミナーによる意識啓発、男女共同参画推進事業者の認定などの取組を進めてきました。

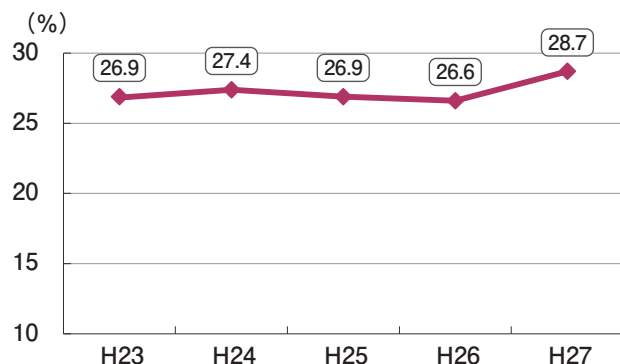
■人口減少・少子高齢化が進展する中で、地域の活力を維持していくためには、市民一人ひとりが、その個性に応じた多様な能力を発揮できる社会の構築が不可欠となっています。特に、女性が社会のあらゆる分野で活躍できるよう、女性の参画拡大のための取組を一層強力で推進していくことが重要となっています。

■また、核家族化をはじめとする家庭環境の変化、地域のつながりの希薄化、ライフスタイルの多様化など、社会背景が変化する中で、仕事と子育て・介護などを両立できる環境を整えるためには、長時間労働の削減や、多様で柔軟な働き方の実現を図っていくとともに、仕事や家事・育児等に対する意識変革を進める必要があります。

■今後も引き続き、男女が互いに尊重、協力し合い、それぞれの個性と能力を発揮できるような男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するとともに、女性が活躍できる環境づくりが求められています。

### 現状と課題に関する統計データ

■市の審議会等における女性委員の占める割合



資料：秘書課



主担当課	関 連 課
秘 書 課	全 課

## 施策の内容

### 1 男女共同参画基本計画の推進

現在の計画を見直し、新たな計画を策定することにより、女性の活躍を推進するための体制を構築します。

#### 【主な取組】

- ◆第3次男女共同参画計画の策定・推進

### 2 男女共同参画意識の啓発

女性が積極的に社会に進出し、活躍しやすい環境を作るため、固定的な役割分担意識の解消に努めます。

#### 【主な取組】

- ◆講座、セミナーなどの開催
- ◆児童生徒の意識啓発
- ◆男女共同参画推進連絡協議会との連携

### 3 職場や地域における女性の参画推進

女性の意見が社会の様々な場面で取り入れられ、職場や地域において女性が活躍するための支援を行います。

#### 【主な取組】

- ◆政策・方針決定の場である審議会等への女性委員の登用促進
- ◆市の管理職への女性職員の登用推進
- ◆職場や地域における女性リーダーの育成
- ◆女性の多様な働き方の支援

### 4 女性をひきつけるまちづくり

地域の活力を維持していくため、女性をひきつけ、女性が住みやすいまちをつくるための取組みを行います。

#### 【主な取組】

- ◆女性が住みたいまちへのイメージ向上
- ◆市内外へのPRのためのイベント実施
- ◆Web活用等によるプロモーション
- ◆女性をひきつける空間・場の創出

## 取組の成果を表す主な指標

指 標 名	単 位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
市の職員で女性の管理職員が占める割合	%	7.7	10.0
市の審議会等における女性委員の占める割合	%	28.7	35.0

- ① 多様な主体が力を発揮し、つながり、暮らし続けることができる地域をつくります

## 3 国際化

**施策の目指す姿** 外国人が住みやすい多文化共生のまち

### 現状と課題

- 平成32年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、外国人観光客の増加が予測される中で、外国人が訪れたいと思う国際性に富んだ魅力ある地域づくり、国際感覚豊かな人づくりを推進していくことが重要となっています。
- 本市では、市民が参加できる国際理解講座等の充実や、国際交流事業を推進している民間団体の支援、ホストファミリー登録制度を活用したホームステイ受入れ事業の推進、外国人観光客の受入環境整備の一環として、外国人向けの観光パンフレットの作成や商店街等のおもてなし英会話講座の開催、国際交流員（CIR）による、保育所・幼稚園等での英語教育などを行い、国際社会に生きる次世代の子どもたちの育成をはじめ、多様な市民との交流を深めるための受け入れ体制整備を行ってきました。
- また、市の花である菊を縁としたドイツのルール市との芸術文化における交流や、タイとの陶芸分野を中心とした相互交流など、積極的な国際交流を図ってきました。
- 今後、グローバル化の進む中で、国籍や文化の異なる人々が、互いの文化的差違を認め合い、お互いに尊重しながら地域社会の構成員として安心して暮らすことができるよう、多文化共生の地域づくりを推進していく必要があります。

### 現状と課題に関する統計データ

■外国人数 各年4月1日現在(単位:世帯,人)

年次	世帯数	人口		
		総数	男	女
平成25年	454	532	235	297
平成26年	439	522	233	289
平成27年	514	596	286	310
平成28年	523	613	302	311

資料：市民課

主担当課	関連課
市民活動課	管理課

## 施策の内容

### 1 国際化に対応した事業の推進

教育をはじめ国際化に対応できる人材の育成事業を実施するとともに、外国語併記の公共サインの計画的な整備や、有事の際の対応を含めた在住外国人向けの生活情報の提供など、総合的な多文化共生の事業推進に努めます。

#### 【主な取組】

- ◆国際交流員（CIR）を活用した外国語交流事業の実施
- ◆商店街等における外国人観光客おもてなし英語講習会の開催
- ◆公共事業における外国語併記公共サインの設置の推進
- ◆在住外国人に対応した生活情報の提供
- ◆在住外国人を対象とした防災訓練、日本語教育の充実

### 2 国際交流事業の推進

国際交流員（CIR）を活用した国際交流事業を実施するとともに、笠間市国際交流協会や協力活動団体の連携を推進しながら、文化、芸術、スポーツなどさまざまな分野における交流事業を促進します。

#### 【主な取組】

- ◆国際交流事業の実施
- ◆国際交流基金を活用した国際交流事業の実施
- ◆ホームステイ受入事業の推進
- ◆国際理解講座の実施

## 取組の成果を表す主な指標

指標名	単位	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
日常生活の中で在住外国人と交流している市民の割合	%	11.9	30.0
国際交流事業への参加者数	人	1,500	2,000

- ① 多様な主体が力を発揮し、つながり、暮らし続けることができる地域をつくります

## 4 人権尊重

**施策の目指す姿** 自分の大切さと一人ひとりの大切さを認めることができるまち

### 現状と課題

■近年、人権に関する意識の高まりや関心の高さを受けて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されるなど人権に関する法令や諸施策が図られてきていますが、依然として、子ども・高齢者・障がい者の虐待やいじめ、配偶者や恋人からの暴力（DV）、ハラスメントなど、他者の人権を考えないような問題が起きており、また、インターネット上での差別的情報の掲示、性的指向を理由とする差別や性同一性障害を理由とする差別など新たな問題も生じています。

■このような人権問題が生じている背景としては、スマートフォンの普及により情報に接したり情報発信が手軽に出来るようになってきたこと、国際化や少子高齢化等の社会の急激な変化などもその要因となっていると考えられます。しかし、根本的には自分の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、人権を互いに尊重しあう意識や行動が十分に定着していないことが挙げられます。

■本市では、これまで人権教育の実施や啓発活動、さらには多部門での相談事業など人権意識の高揚や相談体制の充実に努めてきました。

■外国人観光客の誘致や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンの推進など国際化が進む一方、さらに少子高齢化が進む中で、お互いを思いやり、生活慣習・文化・価値観などの多様性や人権を尊重する社会を築いていくために、市民一人ひとりが人権尊重について考える機会が得られるよう、より積極的な取組が必要となります。

### 現状と課題に関する統計データ

#### ■特設無料人権相談件数一覧

H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
24	35	52	39	40

資料：社会福祉課



主担当課	関連課
社会福祉課	全 課

## 施策の内容

### 1 人権が尊重される社会の推進

人権問題は全ての人に係る身近な問題であり、日常生活の中で特に意識しなくてもお互いの人権を尊重できる社会を推進するため、さまざまな機会を通じて住民の人権意識の高揚・啓発を図ります。

#### 【主な取組】

- ◆各種イベントにおける街頭啓発活動の実施
- ◆人権施策推進基本計画の策定に向けた体制づくり

### 2 人権教育の推進

特に子どもたちの自己形成時期に人権について学ぶ機会を設け、人権意識の高揚・啓発を行います。また、市民を対象とした講演会を開催し人権意識の高揚・啓発を図ります。

#### 【主な取組】

- ◆人権教育講演会の開催
- ◆小学生を対象とした人権教室の開催

### 3 人権相談体制の充実

専門的な相談員の確保や関係機関との連携強化に努め、住民の抱える人権問題に関する相談体制を充実させ、誰もが互いに尊重しあう社会を目指します。

#### 【主な取組】

- ◆弁護士も含めた特設人権相談の開設

## 取組の成果を表す主な指標

指標名	単位	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
街頭啓発活動	回	3	3
人権教室実施回数 (市内小学校3・4年生対象)	回	11	11
特設無料人権相談	回	12	12

- ① 多様な主体が力を発揮し、つながり、暮らし続けることができる地域をつくります

## 5 移住・交流

施策の目指す姿 生涯を通じて、質の高い生活がおくれるまち

### 現状と課題

■ 2000年頃からの人口減少に対して、分野横断での定住促進対策プロジェクト検討委員会の設置や、定住化策を重点事業として設定し、産業、福祉、教育、都市基盤など総合的な対策を実施してきました。また、平成26年度からひと・まち・ものづくりを方針として、一生住みたい笠間づくりに向けた取組を強化してきましたが、社人研における将来推計では、2025年をピークに65歳以上人口が減少に転じる可能性が示されており、人口減少の抑制及び人口構成の変化に対応したまちづくりが課題となっています。

■ 総数の伸び悩みはありますが、年間350万人の観光入込客数や申込み定員を超えて推移している笠間クラインガルテン等により、一定の来訪者や二地域居住者を有しています。鉄道及び高速道路の東西南北方面をつなぐ結節点であり、人口等が集中する東京圏からの距離、位置において恵まれた立地環境であることと県立中央病院の立地など、医療・福祉環境も充実していることといった強みを生かした定住化促進に向けた動きにつないでいます。

■ 人口における社会動態は、全体としては転出数が転入数を上回る社会減の状態となっており、青年期から壮年期までの転出が目立つことから、対象を絞った社会増加策が求められています。

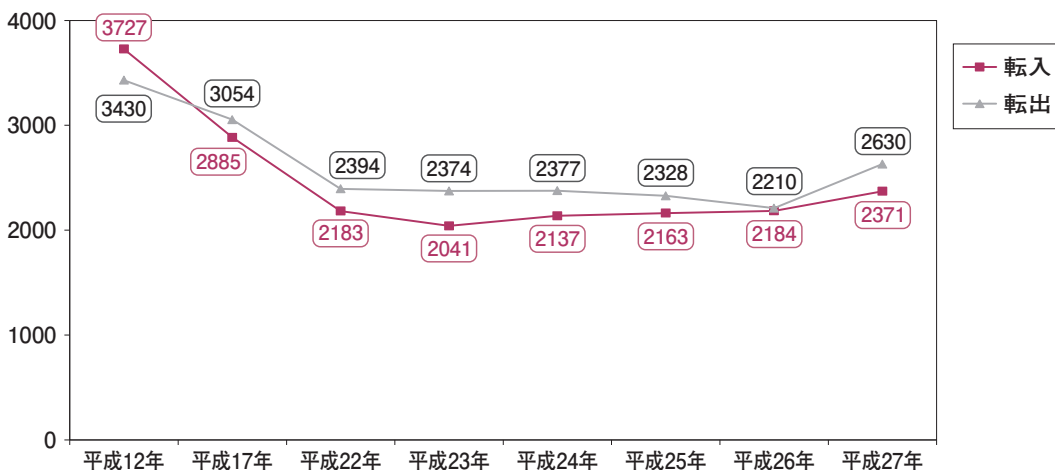
■ 本市からの人口流出が多い1都3県（東京、神奈川、千葉、埼玉）における本市の認知度は低く、移住の入口ともなる来訪につながる強化策が必要となっています。

■ また、交流人口による市内経済への好影響を最大化する取組が必要となっています。

■ こうした状況を踏まえ、強みを生かした来訪→再来訪→短期滞在→二地域居住→移住（定住）の流れの構築と実施、交流を推進するネットワークの拡大を含め、価値を共創する環境の構築を進めていく必要があります。

### 現状と課題に関する統計データ

#### ■ 転出入数の推移



資料：茨城県常住人口調査

主担当課	関連課
企画政策課	全課

## 施策の内容

### 1 人的ネットワークの拡大

笠間ファンクラブなどの既存事業の強化や観光PR、情報発信といった各種取組と連携し、移住等のきっかけとなる認知度の向上や交流による新たな価値創出等を図る基礎となる本市に係る「人」のネットワークを拡大する取組を推進します。

#### 【主な取組】

- ◆来訪者等の情報集約及びオムニチャネル化
- ◆来訪者等とのつながりを継続する手段の確立
- ◆笠間ファンクラブの総合化
- ◆支援者の拡大

### 2 移住・二地域居住の推進体制の充実

直接的な移住者の増加に向けて、関係機関及び全庁の各部門横断での連携を行いながら、移住及び二地域居住推進に向けた体制の強化と戦略的な推進を図ります。

#### 【主な取組】

- ◆移住戦略の構築
- ◆発信及び受入体制(各部門横断)の総合化
- ◆笠間版 CCRC 構想の推進
- ◆お試し居住等移住支援の充実
- ◆笠間クラインガルテンの充実
- ◆空家施策等との施策連携の強化

### 3 交流活動の活性化

交流によって、豊富な地域資源に磨きをかけて魅力を向上し、かつ、地域経済にも好影響をもたらす仕掛けを構築し、市内外の方に選ばれるまちとなるための取組を推進します。

#### 【主な取組】

- ◆交流及び共創活動の場の確保
- ◆大学等による市内フィールドワーク活動の推進
- ◆産学官連携による市内資源の活用の推進
- ◆地域おこし協力隊による活動の推進

## 取組の成果を表す主な指標

指標名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
笠間ファンクラブ加入者数(累計)	人	1,719	2,000
移住・二地域居住者数(関連事業参加者の内)	人	—	100
企業等による利用拠点(市内)数	箇所	—	1



① 多様な主体が力を発揮し、つながり、暮らし続けることができる地域をつくります

## 6 ライフイベント

施策の目指す姿 生涯をとおして安心と期待を持って暮らすことができるまち

### 現状と課題

■本市ではこれまで、子育て支援では「かさまっ子プロジェクト」といった名称で、重点施策としての位置づけを継続しながら、保育料軽減、マル福自己負担助成、妊婦検診の推進、ファミリーサポート、児童館整備、寺子屋事業、出会い創出支援など、切れ目のない支援策を実施してきました。また、健康づくり推進では、地域包括ケア体制の確立といった主に中高年齢層に対する事業も積極的に展開してきました。生涯活躍のまちづくりを掲げた中で、学びや就労といった観点を含めた人口構造の変化に対応したまちづくりを目指しています。

■人口減少局面を受け、平成19年に分野横断での少子化対策本部を設置し、平成21年度に少子化対策室、平成26年度に子育て世代包括支援センターを設置するなど、包括的かつ分野横断での体制の強化を続けてきました。現在の出生率は県平均を下回っており、市民アンケート結果からみられる希望出生率との乖離もみられるため解決すべき喫緊の課題となっています。高齢化が進む中では、単なる健康支援策にとどまらず、経済性も踏まえた生きがいづくりを推進していく必要があります。

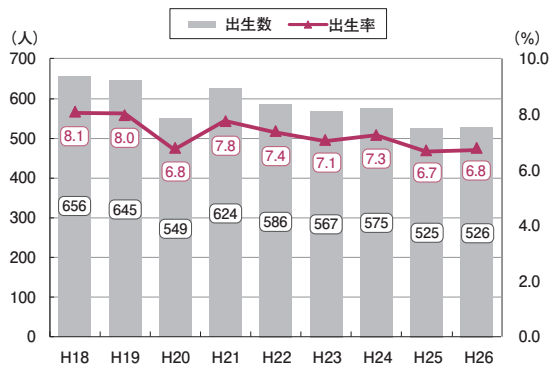
■その中で、本市は、県立中央病院、地域医療センターかさま（予定）等の公的医療機関により、急性期から終末期における医療環境が構築されています。地域包括ケアシステムは、全国でも有数の体制とあってよい先駆的な取組を進めてきました。

■また、地域づくり活動を含め、持続性が課題となるため、各世代が活躍・活動する場の拡大を図っていく必要があります。

■こうした現状を踏まえて、結婚・出産・子育てから老年期までの安心感と期待感の向上に向け、庁内における分野の横断、地域、産学官連携を強化し、市民の生涯をとおした支援につながる具体的な取組を進めていく必要があります。

### 現状と課題に関する統計データ

■出生数と出生率（人口1000人あたりにおける出生数）



資料：茨城県統計課

主担当課	関連課
関 連 課	市民活動課 健康増進課 保険年金課 子ども福祉課 高齢福祉課 教育委員会 まちづくり推進課 総務課

## 施策の内容

### 1 結婚から子育てまでの切れ目ない支援

結婚や出産等における希望と現状の乖離の抑制等に向け、結婚から子育て期におけるきめの細かい支援策を、分野横断及び地域、関係機関連携により実施する。

#### 【主な取組】

- ◆子育て世代包括支援センター機能の充実
- ◆生活と仕事の調和促進策の実施
- ◆ニーズに基づく結婚支援事業の強化
- ◆適切な情報発信（結婚・子育て）の強化

### 2 生涯設計の構築支援

若い世代の希望をかなえることはもとより、地域の持続の観点から生涯現役社会の実現に向け、リタイア後の暮らし方、多様な働き方、またそれを支える健康の向上策を含め、ライフデザイン等の形成及び生涯をとおした暮らしの支援を実施する。

#### 【主な取組】

- ◆各世代に応じたキャリアデザインの形成支援策の実施
- ◆適切な情報発信（健康・キャリア）
- ◆クラウド基盤を活用したサービスの拡充（生活と仕事の調査促進策の実施）
- ◆笠間版 CCRC 構想の推進

### 3 各世代が活躍する場の構築

生きがいつくり、多様な働き方が求められる中で、地域活性化の担い手となる人材育成と活躍の場の構築に向け、「学ぶ場」と「働く場」が連動する仕組みづくりと場の創出及び確保に向けた取組を実施する。

#### 【主な取組】

- ◆「学び」と「働き」が連動する仕組みの構築
- ◆産学官連携による学ぶ場及び軽い就労の場の創出と確保
- ◆地域づくり活動の支援（創業支援）
- ◆笠間版 CCRC 構想の推進

## 取組の成果を表す主な指標

指標名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
健康寿命	歳	男性 64.9 女性 66.6	延伸
軽就労メニュー数 (学びと働きが連動するメニュー)	件	0	15



# 第7章 自治体運営

---

## 第1節 スリムで効率的な自治体運営をめざします

- 第1項 広報・広聴
- 第2項 行政運営
- 第3項 財政運営
- 第4項 公共施設等管理
- 第5項 広域行政

## ① スリムで効率的な自治体運営をめざします

## 1 広報・広聴

**施策の目指す姿** すべての市民に情報が行き届き 多くの情報が集まるまち**現状と課題**

■ 行政情報・生活情報及びまちづくり情報などのさまざまな情報を、広報紙、ホームページ、メール配信サービス「かさめ〜」などを活用して、市民に分かりやすく、かつ迅速に提供するとともに、市政懇談会や電子メール、ご意見箱、各種事業説明会などを通して、市民の意見や要望の把握に努め、広報・広聴活動を積極的に推進してきました。

■ 自治体間競争が激化していく中で、市内外に対しての市のイメージ向上や「笠間らしさ」を戦略的に発信していく必要があります。

■ 市民のニーズを捉え、わかりやすく、かつ迅速に情報発信するため、SNSによる情報提供体制を整える必要があります。

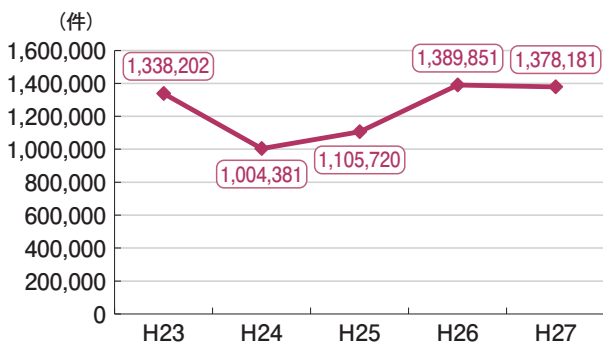
■ 観光分野におけるイベントなどの周知については、市内外の方に一定の周知が図られているものの、市の政策的な取組に関する広報については、理解されている市民に偏りがあることから幅広い世代へ伝わる広報の方法を検討する必要があります。

■ 広聴活動においては、市民の意見や要望、課題を把握することを目的としますが、施策や計画への反映結果や市の考え方を「見える化」することで、双方向のコミュニケーションを促進し市民との情報の共有を図る必要があります。

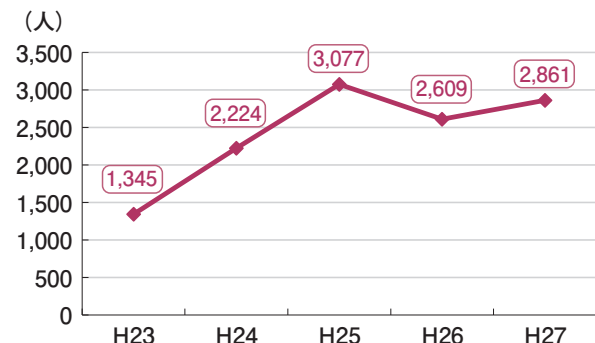
■ 市民と行政の信頼関係を築き、情報の共有ができるよう、市民が真に必要とする情報をわかりやすく迅速に提供する広報広聴活動を推進するとともに、シティプロモーションを推進する必要があります。

**現状と課題に関する統計データ**

■ ホームページアクセス件数



■ かさめ〜登録者数



資料：秘書課

主担当課	関 連 課
秘 書 課	—

## 施策の内容

### 1 広報活動の充実

市民が必要とする情報を迅速に伝えるとともに、市民の理解と協力を得るため、市の方向性や取組、置かれている現状などについて、広くわかりやすく伝えていきます。また、市内外に対して市のイメージ向上や「笠間らしさ」を戦略的に伝えていくことで、市への愛着や定住人口、交流人口の増加につなげていきます。

#### 【主な取組】

- ◆ ホームページのアクセス解析による分析・反映
- ◆ SNS の適切かつ効果的な活用
- ◆ 市民記者制度の運用
- ◆ 戦略的な広報への転換
- ◆ 広報紙の配布手段の検討

### 2 広聴活動の充実

アンケートや市政懇談会など、さまざまな手段や媒体を通じて、市民の意見や要望、地域の課題を把握するとともに、施策への反映結果や市の考え方などを公表し、広聴事務の「見える化」を進め、双方向のコミュニケーションや協働の原則である市民と行政との情報の共有を図ります。

#### 【主な取組】

- ◆ 市政懇談会等の開催
- ◆ ホームページや意見箱を活用した市民の意見・提案の収集
- ◆ 市民の意見・提案の情報共有化の推進

## 取組の成果を表す主な指標

指 標 名	単 位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
SNSフォロワー数	人	1,689	10,000
ホームページ及びSNSなどの閲覧回数	回	2,400,000	2,500,000
意見・提案情報共有化数	件	—	150



## ① スリムで効率的な自治体運営をめざします

## 2 行政運営

## 施策の目指す姿 効率的で効果的な行政運営

## 現状と課題

■本市の将来財政見通しが大変厳しいものとなっている中で、複雑化・多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、行財政改革の推進や、行政評価を更に事業計画・予算編成や組織構築に反映させた行財政運営を行う必要があります。

■本市ではこれまで、行政評価システムの導入、民間委託等の推進、職員数の適正化、専門職員の育成など、経営資源の効果的な活用による行政サービスの向上を図ってきました。今後、さらに高度化・専門性が増す事務事業の遂行において、専門知識・専門技術を有した職員の育成が必要となっています。効率的かつ効果的な行政運営を展開していくため、支所組織の見直しも含めて組織間の連携強化を図り、適正な組織づくりをする必要があります。

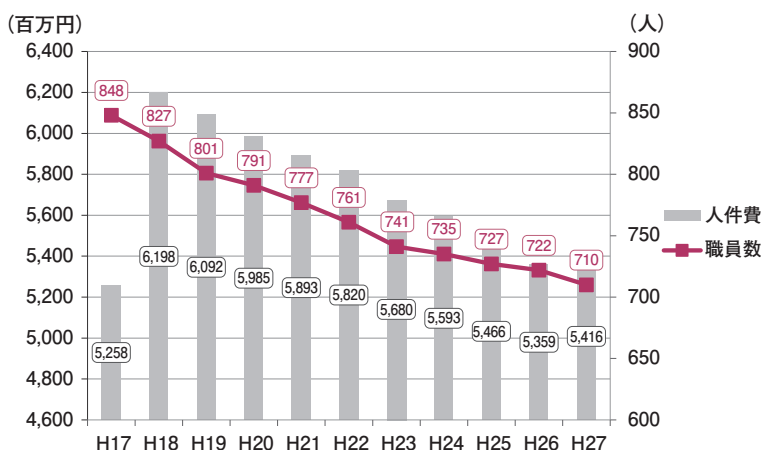
■指定管理者制度等を活用した外部委託を進めていますが、市民サービス向上と業務効率化のため、更なる民間力の活用が課題です。

■様々な分野において情報通信技術が進展する中で、ICTの有効活用や情報セキュリティ強化対策が必要です。

■人口減少・少子高齢化の本格化する中で、中長期的な視点に立ち、将来課題に的確に対応できる効率的で効果的な行政運営に努めます。

## 現状と課題に関する統計データ

## ■人件費と職員数



資料：【人件費】新市建設計画（第一回変更）財政計画（ただし、H26年度、H27年度については、決算額に更新）

主担当課	関連課
行政経営課	秘書課
	企画政策課
	総務課
	笠間支所地域課
	岩間支所地域課
	財政課
税務課	
市民課	
議会事務局	

## 施策の内容

### 1 行政サービスの向上

行政サービスの必要性・効率性について検証を行い、市民ニーズに沿った質の高いサービスを提供します。

#### [主な取組]

- ◆職員相互の情報の共有化
- ◆関係課との連携による市民サービスの向上
- ◆窓口業務等の効率化に向けた検討

### 2 人材育成と組織力の向上

類似業務の統合や事務事業の見直しを進めるとともに、多くの市民ニーズに迅速に対応できるように、弾力的で柔軟な組織体制の確立を目指します。また、多様なテーマによる職員研修の機会を設け、職員の能力向上を図るとともに、他団体との人事交流などを通じて、業務の多様化・専門化に対応できる職員を育成します。

#### [主な取組]

- ◆組織機構の見直し（支所業務の見直し）
- ◆専門職員の採用
- ◆人事評価制度の適正な運用
- ◆人事交流の推進
- ◆職員研修の実施

### 3 電子自治体の推進

行政運営の効率化と行政サービスの向上を実現するため、ICTを最大限活用するとともに、情報セキュリティの強化、情報通信基盤の利活用の推進など、電子自治体の構築に向けて計画的・継続的に取り組んでいきます。

#### [主な取組]

- ◆マイナンバーカードの多目的利用推進
- ◆タブレット端末を活用した効率的な会議の推進
- ◆情報化基本計画・情報セキュリティポリシーの見直し
- ◆情報化研修の実施

### 4 行政改革の実践

市民ニーズの多様化・高度化など、社会環境の変化に迅速かつ的確に対応するためには、行政運営の自立性を高めていくことが重要です。行政運営のスリム化など、持続可能な行政運営形態の確立を目指します。

#### [主な取組]

- ◆窓口業務等民間委託の推進
- ◆事務事業の広域化の推進
- ◆第3次行財政改革大綱に基づく改革の取組
- ◆事務事業の改善・見直し



## 取組の成果を表す主な指標

指標名	単位	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
職員研修講座数	講座	22	25
国・県・民間との人事交流職員数	人	7	10
マイナンバーカードの利用項目件数(累計)	件	—	3
第3次行財政改革大綱実施計画達成率	%	—	100

## ① スリムで効率的な自治体運営をめざします

## 3 財政運営

## 施策の目指す姿 健全で安定した財政運営

## 現状と課題

■本市はこれまでも、積極的に行財政改革を推進し、健全な財政運営を行ってきましたが、人口減少、少子高齢化が本格化する中、生産年齢人口の減少による市税の減収や、社会保障関連経費などの増大により、将来財政の見通しは大変厳しいものとなっています。また普通交付税の合併算定替が終了し、平成33年度より一般財源が大きく減少することになることから、自主財源の確保を図り、依存財源に大きく頼らない財政運営を進める必要があります。

■これまでの徴収体制の強化により、収納率は向上していますが、財政の健全性を持続させるには、さらなる取組への強化が求められています。

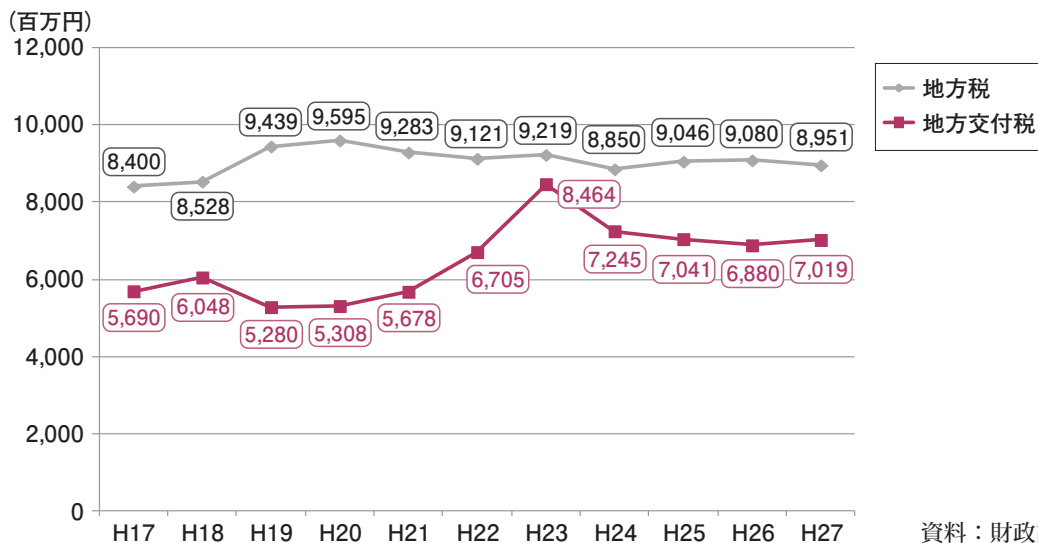
■経常経費を抑制し、事務事業の見直しや、重点的な施策への重点配分等、時代のニーズに応じた「選択と集中」を徹底していく必要があります。

■市民への説明責任の確保の観点から、わかりやすく情報を発信するなど、財政状況が市民に正しく認識されるよう周知に努める必要があります。

■今後も、行財政改革の推進により行政コストの抑制を図り、中長期的な視点に立って健全で安定した財政運営を行い、市民サービスの向上に努め、将来にわたり安定的な行政サービスを進めていきます。

## 現状と課題に関する統計データ

## ■地方税及び地方交付税



主担当課	関連課
財 政 課	企 画 政 策 課
	行 政 経 営 課
	総 務 課
	笠 間 支 所 地 域 課
	岩 間 支 所 地 域 課
	税 務 課
	収 入 税 計 課
	会 計 課

## 施策の内容

### 1 計画的な財政運営

事務事業マネジメントシステムを活用しながら、重点的な財源配分及び歳出の適正化を進め、計画的で効率的な財政運営を行います。また、市の予算、財政状況について、市民にわかりやすく公表します。

#### 【主な取組】

- ◆事務事業マネジメントシステムとの連動
- ◆適正な起債管理
- ◆財務書類の作成及び公表

### 2 財源の確保

徴収体制の強化による収納率の向上や有料広告等の活用を推進し、安定的な財源の確保を図ります。また、地方交付税の合併算定替の終了による歳入の減少を見据えて、経常経費の削減や基金の活用などにより、将来における財源確保を図ります。

#### 【主な取組】

- ◆収納率の向上と徴収体制の強化
- ◆有料広告の推進

## 取組の成果を表す主な指標

指 標 名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
実質公債費比率	%	9.2	7.5
将来負担比率	%	22.8	20.0
経常収支比率	%	88.1	85.5
市税収納率	%	91.7	94.5

自治体  
運営

施策

7-1-4

① スリムで効率的な自治体運営をめざします

# 4 公共施設等管理

## 施策の目指す姿 だれもが安全・快適に利用できる公共施設

### 現状と課題

- 本市将来財政の見通しが大変厳しいものとなっている中で、公共施設は老朽化による更新経費の増加が懸念されています。施設毎の使用形態等の特徴を詳細に把握し、その必要性はもちろん、インフラ施設の長寿命化や公共建築物の総量削減、将来更新費用の平準化などを視野に入れた計画的な取組が必要となります。
- 保有資産のうち普通財産については、必要性を検討し、利用する計画のないものは、積極的に処分を行う方針ですが、売却を促進させるためには、価格の設定に配慮する課題があります。
- 本所庁舎は、昭和57年に竣工し、築35年を経過するため老朽化が目立ち、毎年度の修繕費等も増加しています。一方、笠間支所は、平成26年3月に旧水戸地方法務局笠間出張所の建物を改修して運営を開始し、岩間支所（市民センターいわま）は、平成29年度に大規模改修を行う予定となっています。各庁舎それぞれの特徴を把握したうえで、維持管理費の削減を図り、適正に管理運営していく必要があります。
- 保有する公用車は、経年劣化の著しいものが多く、今後の管理手法を多様な視点から検討していく必要があります。
- 高齢化社会が一層進む中で、公共施設等のバリアフリー化をさらに推進するなど、誰もが利用できる、利用しやすい環境の構築を進めていく必要があります。

### 現状と課題に関する統計データ

#### ■法定耐用年数通り

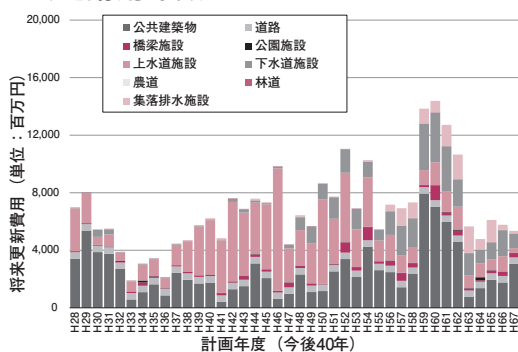


図1 公共建築物とインフラ施設の将来更新費用 (法定耐用年数ベース)

#### ■対策実施後

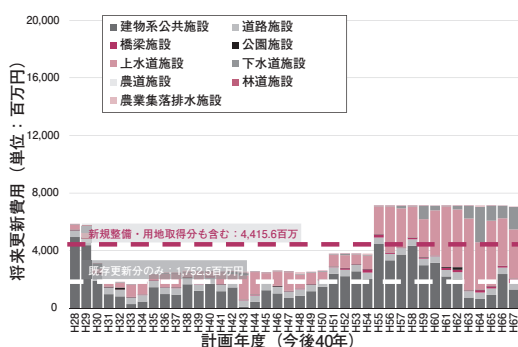


図2 公共建築物とインフラ施設の将来更新費用 (長寿命化+総量削減+平準化)

資料:「笠間市公共施設等総合管理計画」の概要

主担当課	関連課
資産経営課	笠間支所地域課 岩間支所地域課 各施設管理所管課

## 施策の内容

### 1 公共施設等の総合的な管理の推進

公共施設等の総合的な管理について、市民理解のもと、品質、供給、財務の3つの視点から質と量の最適化を図るとともに、都市機能の集約すべきエリアとの整合を図りながら、再配置の検討を進めます。また、公共施設等の長寿命化による計画的、効率的な改修・更新や民間活力の活用を検討し、将来更新費用の縮減に努めます。

#### 【主な取組】

- ◆公共施設等のマネジメント体制の確立
- ◆公共建築物の総量削減の推進
- ◆公共建築物の再編・最適化の推進
- ◆公共施設等の長寿命化の推進
- ◆民間活力（PPP、PFI等）の活用の検討

### 2 既存ストックの保全及び活用

官民の連携、民間提案の活用を積極的に推進するとともに、低・未利用地や余剰施設の貸付による利活用や売却を積極的に促進します。

#### 【主な取組】

- ◆市有地売却手法の効率化
- ◆公有財産使用に係るマニュアルの策定
- ◆行政財産貸付の積極的な運用

### 3 本所・支所の適正管理及び公用車管理の効率化

庁舎について、それぞれの役割や機能を把握し、利用者の安全性の確保や利便性向上、維持管理コスト削減の視点をもって、管理運営に努めます。また、公用車の適正管理に努めます。

#### 【主な取組】

- ◆庁舎及び公用車の老朽化対策等適正管理
- ◆維持管理コスト低減手法の検討
- ◆本庁舎リニューアルの実施
- ◆公用車適正管理手法の検討
- ◆岩間支所（市民センターいわま）大規模改修

## 取組の成果を表す主な指標

指標名	単位	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
長寿命化計画策定率	%	16	100
公共施設の複合化・多機能化数	施設	0	23
庁舎維持管理費の削減率	%	0	11
公用車維持管理費の削減率	%	0	10

① スリムで効率的な自治体運営をめざします

# 5 広域行政

## 施策の目指す姿 広域連携による自主性・自立性の高い行政運営

### 現状と課題

■社会経済情勢が変化し、市民ニーズが多様化・複雑化するなかで、一つの自治体がすべての行政課題に対応し、解決を図っていくことが困難になってきています。また、市民の日常生活圏の拡大や経済活動の広域化に伴い、同じ行政課題を抱える市町村がその解決に向けて、相互に連携し補完し合うことが求められています。

■県央地域首長懇話会では、共通した課題解決の調査・研究の中で、定住自立圏構想を推進し、人口定住のために必要な、生活機能の確保に向けた取組を進めています。今後は、広域的な連携の仕組みを活用した、地域間連携による圏域の活力ある社会経済を維持していく取組が必要になります。

■また、国、県、周辺自治体、大学、民間企業等との連携・協力体制をさらに強めていくとともに、自主性、自立性の高い行政運営の実現に資する広域行政を検討、推進していく必要があります。

### 現状と課題に関する統計データ

#### ■主な広域行政・協議会等

名称	事業内容	構成市町村	形態
県央地域首長懇話会	広域連携の推進 (茨城県央地域定住自立圏)	笠間市、水戸市、ひたちなか市 那珂市、小美玉市、茨城町 大洗町、城里町、東海村	任意
筑北環境衛生組合	し尿処理	笠間市(笠間地区)、桜川市	一部事務組合
茨城地方広域環境事務組合	し尿処理	笠間市(友部地区、岩間地区) 水戸市、小美玉市、茨城町	一部事務組合
笠間・水戸環境組合(～H32)	ごみ処理	笠間市(友部地区、岩間地区) 水戸市	一部事務組合
水戸地方広域市町村圏事務組合	老人保健センター	笠間市、水戸市、ひたちなか市、 那珂市、茨城町、大洗町 城里町、東海村	一部事務組合
茨城県市町村総合事務組合	退職手当等	県内全市町村	一部事務組合
笠間地方広域事務組合	斎場、火葬場	笠間市、水戸市、城里町	一部事務組合
茨城租税債権管理機構	滞納処分等	県内全市町村	一部事務組合
茨城県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療制度	県内全市町村	広域連合

資料：企画政策課

主担当課	関連課
企画政策課	—

## 施策の内容

### 1 広域連携事業の推進

自治体の実情に応じた役割分担と、連携協力体制の強化によって、効果的で質の高い行政サービスを提供するための連携事業を展開します。

#### 【主な取組】

- ◆茨城県央地域定住自立圏に係る取組の推進
- ◆県央地域の活動強化
- ◆周辺自治体、大学、民間企業等との連携協力

### 2 広域行政の研究

広域的に進めることでより効果のある行政サービスについて、調査・研究を進めます。

#### 【主な取組】

- ◆県央地域首長懇話会で共通した課題解決の調査・研究
- ◆新たな広域連携の調査・研究

## 取組の成果を表す主な指標

指標名	単位	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
茨城県央地域定住自立圏で連携する政策分野数	分野	0	7
大学等との連携協力に関する協定数	件	5	7

# 笠間市第2次総合計画 用語解説

## あ 行

- アイシーティー  
● **ICT**  
情報通信技術。ITにコミュニケーションを加え、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。ITと同義語で使われる。ICT (Information and Communication technology)
- アキヤバンクセイド  
● **空家バンク制度**  
市内の空家を有効活用し、笠間市民と都市住民の交流拡大及び定住の促進により地域の活性化を図るとともに、地域の景観保全を推進するための制度のこと。
- アクセスカイセキ  
● **アクセス解析**  
ウェブサイトへのアクセスの記録を集計して解析すること。主にウェブページの閲覧数、訪問者数、サイト内での移動の様子等を記録したアクセスログを分析する。
- **アクティブ・ラーニング**  
従来の、教員を主体とした一方的な授業形式と異なり、学習者が主体性を持って能動的に思考する、参加型の学習を意味する語。
- **アグリビジネス**  
農業を中心に農産物加工、貯蔵、流通販売、農機具・肥料製造等まで含めた産業としての農業。また、それらの産業の総称。
- アンテイヨウソザイ  
● **安定ヨウ素剤**  
放射性ではないヨウ素をヨウ化カリウムの製剤として丸薬や内服液に加工したもの。
- セキメンカン  
● **石綿管**  
セメントにアスベストを混合して製造した、繊維セメントの一種である石綿セメントを用いたコンクリート製の管のこと。
- イハンコウヨクブツ  
● **違反広告物**  
電柱や信号機、ガードレール等に無断で表示されたはり紙、はり札、立看板、広告旗等。
- イリョウフクシヒシキユウセイド  
● **医療福祉費支給制度**  
小児(0歳から中学校3年生まで)・妊産婦・ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)・重度心身障害者等の医療福祉受給対象者の方が、必要とする医療を容易に受けられるよう、医療保険で病院等にかかった場合の一部負担金相当額を公費で助成し、医療費の負担を軽減する制度のこと。

- インクルーシブキョウイク  
● **インクルーシブ教育**  
身体障がいや知的障がい等、障がいの有無に関係なく誰でも地域の学校で学べるような教育のこと。
- **インターンシップ**  
生徒が在学中に企業等において、自らの専攻や将来のキャリアに関連した職業体験を行うこと。
- エコショップニンテイセイド  
● **エコショップ認定制度**  
環境にやさしい商品の販売やごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組んでいる小売店舗を「エコショップ」として認定する制度。
- エヌエヌエス  
● **SNS**  
「Social Networking Service」の略で、ネット上で社会的なつながりを持つことができるサービスのこと。
- エヌビーオー  
● **NPO**  
「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。

## か 行

- カサマイナリモンゼンドオリマチナミツクリガイドライン  
● **笠間稲荷門前通り街並みづくりガイドライン**  
門前通りに店舗を構える店主や地権者、関係者がまちづくりの方向性を共有し、自らが作るルールに基づき、街並みをつくっていくために作成したガイドライン。
- カサマシコウキョウシセツトウソウゴウカンリケイカク  
● **笠間市公共施設等総合管理計画**  
市の公共施設について、機能向上、財政負担の平準化等に資するため、公共施設の長寿命化や統廃合等を推進する指針となる計画。
- カサマシホウサイジヒナンコウドウヨウシエンシャヒナンシエンプラン  
● **笠間市災害時避難行動要支援者避難支援プラン**  
要支援者の生命・身体を守るために要支援者を定義し、情報収集、台帳整備や共有方法を明確にすることにより、迅速かつ確かな避難支援体制の整備を図り、要支援者の「自助」と地域の「共助」を基本として、地域の安心・安全体制を強化することを目的としたプラン。



カサマシノウギョウコウシヤ

## ● 笠間市農業公社

農業者の減少や高齢化等の課題に対応した担い手への農地集積や多様な農業担い手の育成・確保を進めるとともに、農業者や農業関係者が商工観光業者等と連携したアグリビジネスの展開、さらには農業者と消費者等の都市住民との交流を促進しながら、農業振興及び地域の活性化を図ることを目的に設立した公社。

カサマチイキリョウキョウウイクステーション

## ● かさま地域医療教育ステーション

研修ステーションとして指定された、地域医療に取り組んでいる診療所のこと。専任の指導医を派遣して学生・研修医の地域医療教育にあたっている。

カサマツッププロジェクト

## ● かさまつ子プロジェクト

ファミリーサポート事業、児童クラブ事業、不妊治療費助成事業等を総合的に推進するプロジェクトのこと。

カサマファンクラブ

## ● 笠間ファン倶楽部

笠間市の住民と、東京等の笠間市以外に暮らしている方とのふるさと交流の場としてつくられた団体のこと。

## ● かさめ〜

メールアドレスを登録することによって、笠間市の行政情報や災害情報を、携帯電話及びインターネット接続されたパソコンへメールを配信するサービス。

カンキョウホゼンガタノウギョウ

## ● 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

カンコウイリコミキヤクスウ

## ● 観光入込客数

観光地や遊園地等の施設、観光地域等への入場者数、来訪客数のこと。

キャリアキョウイク

## ● キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

ギョウザイセイカイカクタイコウ

## ● 行財政改革大綱

事務事業の見直し、職員の意識改革と資質向上、組織機構の合理化、定員管理と給与の適正化、自主財源の確保、財政運営の健全化、情報の公開と市民の行政への参画等を主要施策として掲げた大綱。

キョウジョ

## ● 共助

自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと。

## ● クラウド

利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で提供するもの。利用者側がインターネット接続環境等を用意することで、どの端末からでもサービスを利用することができる。

グリーンパートナーサイド

## ● グリーンパートナー制度

市民が公園を快適かつ安全に利用できるようにするとともに、市民の自主的な活動を推進するため、公園の美化、維持管理等を行う地域の団体に対し報奨金を交付する制度。

グローバルカ

## ● グローバル化

これまで存在した国家・地域等の境界や、政治・経済、文化などの垣根を越え、資本や情報のやり取りが地球規模で行われるようになること。

ケイジョウシュウシヒツ

## ● 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示す。人件費・扶助費・公債費等の経常的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表す比率。

ケンオウチクショウボウコウイキカスイシンケイカク

## ● 県央地区消防広域化推進計画

茨城県央に位置する市町村において、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等環境の変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守るため消防の広域化による強化を図った計画。

ケンコウジュミョウ

## ● 健康寿命

平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間のこと。WHO（世界保健機関）が提唱した新しい指標で、平均寿命から、衰弱・病気・認知証等による介護期間を差し引いた寿命を指す。

ケンコウダイヤルニジュウヨン

## ● 健康ダイヤル 24

24時間・年中無休の電話による相談サービス。健康・医療・介護・育児等の相談に医師や助産師等の専門家が常時対応する。

ケンコウトシカサマ

## ● 健康都市かさま

平成24年に、笠間市に住むすべての人が、健康で元気に、幸せな人生を送ることを願い、出された宣言のこと。

コウキョウコウツウトホケン

### ●公共交通徒歩圏

電車やバスなどの公共交通機関に徒歩でアクセスできるエリアのこと。

コウサクホウキチ

### ●耕作放棄地

調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。

コウドショリガタジヨウカソウ

### ●高度処理型浄化槽

各家庭に取り付ける汚水処理装置。通常型合併処理浄化槽より窒素とリンの除去性能が高い。

コクサイコウリュウイン

### ●国際交流員（CIR）

学校、民間団体が主催する国際交流事業等への参加、外国文化の紹介、外国語での情報発信を行う人員。

コクリツシャカイホショウ・ジンケンモンダイケンキウジョ

### ●国立社会保障・人権問題研究所（社人研）

厚生労働省の施設等機関。人口研究・社会保障研究はもとより、人口・経済・社会保障の相互関連についての調査研究を通じて、福祉国家に関する研究と行政を橋渡しし、国民の福祉の向上に寄与することを目的としている。

コソダテセダイホウカツシエンセンター

### ●子育て世代包括支援センター

子育て世代の総合案内窓口の役割を果たす施設。妊娠、出産、子育ての相談に応じたり、必要なサービスを紹介する等、母親や父親のニーズに合わせて子育てを応援している。

### ●コミュニティ・スクール

教育行政が自らの所管する公立学校の運営や改革について手が回らないところを、地域住民に積極的にかかわってもらい、運営の一部を任せる形態の学校のこと。

### ●コラボレーション

異なる分野の人や団体が協力して制作すること。また、制作したものをいう。

## さ 行

サイガイジヨウハイリョウシャ

### ●災害時要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等、災害時において特に配慮を要する人を指す。また、その内災害等が発生、発生する恐れのある場合に、自ら避難することが困難であるため、支援を要する人を「避難行動要支援者」という。

サイセイカノウエネルギー

### ●再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

サンガクカンレンケイ

### ●産学官連携

新技術の研究開発や、新事業の創出を図ることを目的として、大学等の教育機関・研究機関と民間企業、政府・地方公共団体が連携すること。

シーシーアールシー

### ●CCRC

「Continuing Care Retirement Community」の略。元気なうちに地方に移住し、必要な時に医療や介護などのケアを受けて住み続けることができる場所を指す。

ジェネリックイヤクヒン

### ●ジェネリック医薬品

先発医薬品（新薬）の特許が切れた後、ほかの製薬会社と同じ成分を配合してより安く発売する医薬品のこと。

ジシュボウサイソシキ

### ●自主防災組織

地域住民が災害時の被害を最小限に止め、人命を守るために、平常時には、地域の危険性や家庭内での安全点検及び防災訓練、防災知識の普及・啓発等を行い、災害時には、初期消火、救出・救助、情報の収集や伝達、避難誘導、避難所の管理・運営等、多岐に渡って自発的に防災活動を行う団体。

ジツツコウサイヒヒリツ

### ●実質公債費比率

自治体の収入に対する負債返済の割合を示す。通常、3年間の平均値を使用。18%以上だと、新たな借金をするために国や都道府県の許可が必要。25%以上だと借金を制限される。

### ●シティプロモーション

観光客増加・定住人口獲得・企業誘致等を目的として、地域のイメージを高め、知名度を向上させる活動。

ジドウフヨウテアテ

### ●児童扶養手当

父母の離婚等により、父又は母の一方からしか養育を受けられない一人親家庭等の児童のために、地方自治体から支給される手当のこと。

シュウガクシエンシート

### ●就学支援シート

一人ひとりに応じた適切な指導や支援を行うため、子どもたちの得意なことや苦手なことといった情報を保護者と学校が共有するためのシート。

ショウガイシャサベツカイシヨホウ

### ●障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として定めた、障がいや理由とする差別の解消に関する法律。

ショウガイシャソウゴウシエンホウ

## ● 障害者総合支援法

障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律。

ジョウホウカキホンケイカク

## ● 情報化基本計画

「市民サービス・行政手続の効率化」、「行政事務の効率化・高度化」、「情報化の推進」、「電子自治体の実現」、「情報通信格差の解消」等を目的とし、情報化の推進に取り組む計画。

ジョウホウリテラシー

## ● 情報リテラシー

コンピュータやネットワーク等を活用して情報やデータを扱うための知識や能力のこと。

ショウライフタンヒリツ

## ● 将来負担比率

自治体財政健全化法に基づく財政の健全度を測る指標の一つ。都道府県の場合、400%を超えると早期健全化団体に転落し、国に健全化計画を報告しなければならない。

スイゲンリョウリツ

## ● 水源利用率

確保している水源水量に対する一日平均配水量の割合を示す。利用率は高い方が水源の効率的利用にはなるが、渇水時は100%取水できないこともあるので、危険が大きくなる。

## ● スクールソーシャルワーカー

教育機関を活動の場とする福祉事業（ソーシャルワーク）従事者。主に、生徒や児童の立場から、問題解決ができる環境づくりを推進することを目的とする。

## ● スマートムーブ

移動に伴うCO<sub>2</sub>排出の削減を目指し、CO<sub>2</sub>排出の少ない移動にチャレンジし、エコで、便利・快適に、しかも健康にもつながるライフスタイルのこと。

セイクツシュウカンビョウ

## ● 生活習慣病

がん、脳血管障害、心臓疾患、高血圧症、糖尿病等、食習慣、運動習慣、休養・喫煙・飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に関与する疾患群。

## ● セーフティサポーター

地域の防犯活動に精通した民間交番の職員のこと。

## た 行

タメンテキキノウンハライクコフキンジギョウ

## ● 多面的機能支払交付金事業

水路、農道、ため池および法面等、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域の共同作業に支払われる交付金のこと。「多面的機能」は、農地の洪水抑止機能に代表される農業の二次的な機能を指す。

チイキリョウセンターカサマ

## ● 地域医療センターかさま

市民が住みなれた場所で安心して生活ができるよう、保健・地域医療・介護・福祉の連携により、市民サービスの向上を目指すための医療施設。笠間市立病院、健康増進課（保健センター・子育て世代包括支援センター）、地域包括支援センター、病児保育ルーム等がある。平成30年4月オープンの予定。

チイキセイクツシエンジギョウ

## ● 地域生活支援事業

障がい者等の地域での生活をより効果的に支援するために、地域の実情に応じて、市が主体となつて行う事業。

チイキポイントセイド

## ● 地域ポイント制度

市民が行う公共的な活動や社会貢献活動にポイントを付与し、記念品の交換や市の身近な事業、又は、団体等の事業支援にポイントを加算することでポイント還元を行う制度。

チイキホウカツケアシステム

## ● 地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となつても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できるようにするシステム。

チイキミツチャクガタサービス

## ● 地域密着型サービス

中重度の要介護者や認知症となつても無理なく在宅生活を継続するために提供している、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護を指す。

チクケイカクセイド

## ● 地区計画制度

身近な生活空間について、地区のみなさんで話し合つて、建物の用途、高さ、色等の制限や、地区道路、公園、街並み等その地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定め、景観のすぐれた良いまちづくりをすすめるための制度。

ツウキュウシンドウキョウシツ

## ● 通級指導教室

小・中学校の通常の学級に在籍している、言語障がい、情緒障がい、弱視、難聴等の障がいがある児童生徒のうち、比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、各教科等の指導は主として通常の学級で行いつつ、個々の障がいの状態に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う教育形態のこと。

ツクバサンチイキジオパークカツドウ

## ● 筑波山地域ジオパーク活動

筑波山地域ジオパーク推進協議会（笠間市、つくば市、石岡市、桜川市、土浦市、かすみがうら市、筑波大学、地質標本館等で構成）で地域遺産を活用し、地域振興を図るために行っている活動。

テイジュウジリツケン

### ● 定住自立圏

市町村の主体的取り組みとして、中心市の都市機能と周辺市町村の農林水産業、自然環境、歴史、文化等、それぞれの魅力を活用して、NPOや企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体に必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策。

### ● デジタルコンテンツ

デジタルデータで表現された文章、音楽、画像、映像、データベース、またはそれらを組み合わせた情報の集合のこと。従来のコンテンツとの違いとしては、デジタルデータなので複製しても劣化しないことや、コンピュータの特性を利用したインタラクティブ（双方向）性などがある。

### ● デマンドタクシーかさま

一回の乗車につき300円で市内各地へ移動できる、笠間市内で運行している乗合タクシーのこと。一日9便、月曜日から土曜日（祝祭日を除く）の間運行されている。

トクティアキャ

### ● 特定空家

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のこと。

トクテイケンコウシンサ

### ● 特定健康診査

糖尿病等、生活習慣病に関する健康診査を指す。

## な 行

ニホンガタチョクセツシンハラジギョウ

### ● 日本型直接支払事業

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援する制度。

### ● ニュースポーツ

体力、技術、性別、年齢に左右されず、誰もが手軽に楽しめるとともに、ルールに弾力性がある等の特長を持ち、近年になってわが国で考案され、あるいは諸外国から導入された、比較的新しいスポーツ種目の総称。

ニンカチエンダンタイ

### ● 認可地縁団体

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体。

ニンチンショウサポーター

### ● 認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援するサポーターのこと。

ネンカンユウシュウリツ

### ● 年間有収率

給水する水量と料金として収入のあった水量との比率。漏水等で回収できなかった料金がある場合は比率が下がる。

### ● ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常の社会であるとする考え方。

## は 行

### ● バイスタンダー

救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者等）のこと。

### ● バリアフリー

高齢者・障がい者等が社会生活をしていくうえでの物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去するという考え方。

### ● ビオトープ

野生生物が安定的に生息できる空間のこと。

ビョウジホイク・ビョウゴジホイク

### ● 病児保育・病後児保育

「病児保育」とは子どもが病中のおとき、「病後児保育」は病気の回復期でまだ通常保育が難しいときに、子どもを預かってくれるサービスや施設を指す。

### ● ファミリーサポートセンター

地域において育児等の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児等について助け合う会員組織。

ホウカゴジトウクラブ

### ● 放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。

ボウカタイショウブツ

### ● 防火対象物

防火設備をしっかりと設置しておかないと、火災が起きたときに被害者が出る可能性がある場所のこと。山林、船舶、建築物など。

ボウサイン

### ● 防災士

特定非営利活動法人日本防災士機構による民間資格。機構が定めたカリキュラムを履修と格取得試験に合格し、消防本部または日本赤十字社等の公的機関が主催する「救急法等講習」、「普通救命講習」、「上級救命講習」を受講してその修了証または認定証を取得した者。

ホストファミリードワークセイド

## ●ホストファミリー登録制度

国際交流を目的に笠間市を訪れる外国人の支援と、国際交流の推進を図ることを目的としてホームステイの受入れを希望する市民の方に、ホストファミリーとしてあらかじめ登録をしてもらい、外国の方がホームステイの利用を希望した場合に、この登録家庭を紹介する制度。

ホソウグ

## ●補装具

身体障がい者（児）の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活を容易にするための用具。視覚障がい者用の白杖・義眼、聴覚障がい者用の補聴器、肢体不自由者用の車いす・義手・義足等がある。

## ま 行

## ●マイナンバーカード

本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカード。

## ●マスメディア

マスコミュニケーションを行うメディアのことであり、たとえば新聞・出版・放送・映画等のこと。

マンユウイバラキ

## ●漫遊いばらき

茨城県内の参加施設におけるスタンプラリーのこと。クーポン等を使って、各施設で特典が受けられるほか、抽選で記念品等のプレゼントがある。

ミンカンキョウキョウボランティア

## ●民間救急ボランティア

〔かさまハートサポーター〕

笠間市民の救命率の向上を目的として、地域の人々に対して、応急手当の普及啓発活動や笠間市内で開催する各種イベント等の応急手当部門での支援活動を行う民間救急ボランティア団体。

ミンカンコウバン

## ●民間交番

自警を目的とした防犯ボランティアの活動拠点のこと。警察署、行政と地域住民の連携による防犯活動の拠点となる。

## や 行

ユ-ジェイ-アイターン

## ●U・J・Iターン

Uターン：地方から都市へ移住したあと、再び地元へ移住すること。

Jターン：地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模な都市へ移住することや、地元とは異なる他の地方へ移住すること。

Iターン：地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること。

ユ-ピーゼットジュウオンシチヨウソン

## ●UPZ14 市町村

東海第二原子力発電所から30キロ圏内に位置し、屋内退避等の防護措置を行うUPZ（Urgent Protective action planning Zone：緊急時防護措置を準備する区域）に該当する14の市町村。

ヨウシエンシャ

## ●要支援者

次のいずれかに該当する方をさす。

1. 要支援状態にある65歳以上の方（第一号被保険者）。
2. 要支援状態にある40歳以上65歳未満の方で、政令で定められた特定疾病により要介護状態になった方（第二号被保険者）。

ヨウホレンケイガタエンテイコドモエン

## ●幼保連携型認定こども園

幼稚園および保育所等の施設・設備が一体的に設置、運営されている施設。

## ら 行

ロクジサンギョウ

## ●6次産業

農業や水産業等の第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態。また、このような経営の多角化を6次産業化と呼ぶ。

## わ 行

## ●ワークライフバランス

「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。



笠間市第2次総合計画  
施策アクションプラン2017-2021

平成29年3月決定  
平成29年4月発行

- 発行 茨城県笠間市
- 編集 笠間市市長公室企画政策課  
〒309-1792  
茨城県笠間市中央三丁目2番1号  
URL: <http://www.city.kasama.lg.jp>  
E-mail: [kikaku@city.kasama.lg.jp](mailto:kikaku@city.kasama.lg.jp)



笠間市